

することは前述の通りである。地上権には別段民法に存続期間に付き制限的の規定なく賃借権の場合には二十年を超ゆることを得ずとする(民法六〇一條・六〇四條)。借地法に於ては此の兩者を一括して其の存続期間を以上の如く統一的に規定したのである。

此の法定存続期間の定めにより建物所有者の保護は完きが如きも實際は否らずして建物所有の権原は甚だ薄弱である。其れは地主が借地権の消滅を請求することを得る場合の條件に付き特別の規定を缺いて居るからである。民法に依れば借地権の内容が物權たる地上権である場合には、地主は地上権者が引續き二年以上地代の支拂を怠つた場合でなければ地上権の消滅を請求することは出来ない(民法二六六條・二七六條)。然るに借地権の内容が債權たる賃借権である場合には宅地の借賃は毎月末に支拂ふことを要し(民法六一四條)、賃借人が其の債務を履行しないときは例へば縦令一个月分たりとも借賃を延滞したときは、賃貸人は相當の期間を定めて其の履行を催告し若しも其の期間内に履行なきときは契約の解除を爲すことが出来るのである(民法五四一條)。賃借人に於て債務不履行の事實あるときは法律上其の不履行期間の長短を論じて此の法定解除権の行使を防禦することは出来ないのである。

現在行はれて居る土地賃貸借契約の典型的なるものを見るに、何れも賃料を期日に支拂はざるときは、賃借人は催告を要せず本契約を解除せられ賃借物の返還を請求せらるるも異議なき旨を公正證書を以て契約して居る實情である。此の如きは借地法が建物の所有を目的とする借地権の存続期間を法

定せる立法の精神を貫かぬものではあるまいか。鐵筋・鐵骨の大ビルディングの如きは六十年の法定存続期間すら仍短きに非ずやとさへ思考せらるる今日の社會に在りて、右の大ビルディングも其の存在の權原が債權たる賃借權なるに於ては、事實問題は兎も角、法律的には僅か二三个月分の借賃不拂を理由として前述の如き手續を以て賃貸借を解除せらるるが如きは、甚だ實情に適應しないものと云はなければならぬ。借地法第一三條は土地所有者又は賃貸人は辨濟期に至りたる最後の二年分の地代又は借賃に付き、借地權者が其の土地に於て所有する建物の上に先取特權を有する旨を規定して居る。此の先取特權は地上權たる借地權には照應するも賃借權たる借地權には何等照應すべき事柄はないのである。何となれば地上權の場合には地主が地上權の消滅を請求する場合は前述の如く引續き二年以上地代の支拂を怠つたときであるから、地主は此の解除權を行使すると同時に右法定先取特權を行使することが出来るけれども、賃借權の場合には二年を待たずして逸早くも契約を解除し得るのであるから二年と云ふ標準とは照應しない。然し乍ら此の場合の先取特權を二年分以内の地代又は借賃と解すれば貫かぬこともない。

其れは兎に角、右先取特權は地上權又は賃貸借の登記を爲した時以後に於て第三者に對抗し得るものである(法一三條第二項)。然らば此の場合の地上權の效力と賃貸借の效力とは同様である。尙ほ民法の規定に従ふも不動産の賃貸借は之を登記したるときは爾後其の不動産に付き物權を取得したものに對

しても其の效力を生ずるのである(六〇五條)。登記せる賃借権と地上権とを別異に取扱ふ理由は更になり。然るに借地法に於ては地上権の地代延滞に因る地上権消滅請求権の發生は二年であるのに、登記せる賃借権に關して何等特別の規定なきは失當ではあるまいか。私は少くとも登記せる賃借権の借賃不履行を原因とする賃貸借の解除も地上権同様引續き二年以上借賃の支拂を怠つた場合に限ると規定するのが當然であると思ふ。否私は更に此の意義を擴張して普通の登記を経ざる債權たる借地權にも及ぼし、此の場合の借賃延滞猶豫期間を一年と定め度いと思考するのである。依つて私は此の改正を提唱しなければならぬ。

地代不拂猶豫期間を二年又は一年とするときは借地人の延滞を獎勵するが如き結果となり土地所有者は損害を被るが如きも、現在に於ても實は半年乃至一年以上は大概猶豫して居るのであるから、實際問題としては地主の損害も大したものではあるまいと思ふ。債權たる借地權に此の如き基礎を附與せらるるに於ては多少建物抵當資金難を緩和することが出来るのである。

ハ 建物所有者組合の保證

次に浮ぶ考は都市の建物所有者を以て組合を組織せしむる案である。

一 本組合は建物を抵當として五年以内年賦償還の方法に依り、不動産銀行より資金の融通を受けんとする信用確實なる建物所有者十人以上を以て組織すること。

二 本組合に加盟する建物所有者は互に親交を有し、精神的結合あり、連帶責任の覺悟充分なるべきこと。

三 組合員は各自個人名義を以て自己の所有建物を抵當として借入を爲すこと。

四 組合員全部が相互的に連帶保證人となること。

五 組合員は毎月一定の掛金を爲し、組合員中地代又は年賦金の拂込を延滞する者あるときは立替支拂を爲すこと。

信用確實なる此の如き組合が成立するに於ては或は廣く建物貸付を爲し得ないこともない。然し乍ら之には次の如き缺陷が伴隨して居るから畢竟實行難に歸するであらう。

一 都市の現狀に於ては信用確實なる者の十人以上の連帶保證は成立し難きこと。何となれば信用確實なる建物所有者には自ら既に金融の途が開けて居るに相違ない。

二 組合員全部が悉く借入を爲すに於ては相互的保證力は極めて薄弱となること。

三 地代・拂込金の立替拂を爲し得る程度の掛金は事實上實行難に陥るべきこと。縦令之を可能なりとしても延滞者を生じ易くして結局不成績に終るであらう。

7 抵當債權讓渡問題

不動産銀行の抵當權附貸付金の債權は之を第三者に讓渡することを得るや否や、民法の原則から一

一般的に云へば無論出来るに相違ないと一應は考へられる。然し乍ら再應吟味すれば決してさう安易に解決せらるべきものではない。元來不動産銀行の抵當貸付金は債券の引當擔保に供せられてゐるものである。債券は抵當貸付金の代表物とも云ふべきものである。我國の現行法には明かに此の意味を條文に表現して居ないけれども、勸業銀行は拂込資本金の十倍又は十五倍を限り債券を發行することを得、但し年賦償還貸付金及び定期償還貸付金總高を超過することを得ずとする法意は(勸三四條・農二六條)、右貸付金の債権を債券の引當擔保と爲したることは疑を容れない。尙ほ其の實證は明治三十五年四月農工銀行が資金調達の一方法として、年賦貸付金の抵當債権を擔保として勸業銀行から借入金を爲すことを得る規定(農二四條第四項)を設けると同時に、右に依り質と爲したる貸付金額は前段に掲げた年賦償還貸付金高より控除することを要すと規定したに徴しても亦明かである(農二六條) 故に此の如く既に債券の引當擔保に充當しあるものを任意に處分することは禁じられなくてはならぬ。

然らば債券の引當超過部分は讓渡しても差支なきや。ドイツの抵當銀行に在りては此の超過部分の讓渡又は質入は許されて居るけれども我國に於ては先づ其の基礎觀念として不動産銀行の債権は一般民事上の消費貸借の債権同様、債権者たる銀行の任意に且つ相手方の何人たるを問はず讓渡を許して可なるものであるか否かを解決しなければならぬ。實驗に依れば銀行が債権讓渡を實行し度き場合は其の債務者が拂込を延滞し最早競賣の申請をしなければならぬ時である。第三者が債権の讓受を望む

のは、通例其の讓受けた債権を利用して利益を圖らんとするか、或は惡意を以て債務者を苦しめんとする場合である。何となれば利益を目的とせずして厚意的に債権を讓受くるならば代位辨済の方法を以て目的を達すべく、善意ならば又同様代位辨済を以て解決し得るのである。故に歸する所は銀行が競賣の申請を爲すが如き程度に達して居る債権の讓渡を望む者は、先づ以て其れに因りて利益を得んとする所謂讓渡屋であらうと云ふことが出来る。果して然らば此の讓渡屋の爲めに世上債務者が苦しめられて居る實例は豊富にあるのであるから斯かる者に債権を讓渡することは不可である。信託會社・不動産會社の如きが讓受くる場合は可なるも、競賣に付すべき程度の債権を此の種の會社が引受けて如何にしようぞ。

加之消費貸借は對人的のものである。人的信賴が其の契機となつて居る。債務者は不動産銀行を信賴して借受けたのである。不幸にして延滞を爲し競賣を受ける場合と雖も不動産銀行から處分せらるるならば斷念もしよう面目もあらう。然るに所謂讓渡屋如きに處分せらるるに於ては大に信用を傷け面目を害するに相違ない。此の如く究明し來れば債務者の利益・面目を保護するが爲めに原則として債権讓渡は許さるべきものでない。然らば例外として債権回收の手段と爲すときは如何。此の場合には債務者から直接償還金を受取るのも債権讓受人から代金として債務者の償還すべき金額を受取るのも、其の實質的效果に至つては無差別であるから差支ないと云ふ説があり、又之に反對して然らば何

が故に債權譲渡の形式を採るか、斯かる場合には第三者の代位辨済と云ふ便法がある(民法四七四條)。第三者をして代位辨済を爲さしめ、代位辨済者は自己の代位權を附記登記すれば完全に自己の權利は確保せられるではないか。何を好んで債權譲渡の方法を選ぶか(一)、其の謂れはないと云ふ説もある。

(一) 債權譲渡の手續は第六章に詳述した如く煩雜なものである。

私は次の三つの條件を具備する場合は例外として債權譲渡を認容せらるべきものであると思ふ。即ち其の條件とは、(一)銀行が貸付金の回収上已むを得ずと認めたと、(二)債權の譲受人に正當なる理由の存すること、(三)債務者の不利益となる事由の存しないことである。例へば第一抵當にて銀行より資金を借入れた債務者に二番・三番等の抵當權が設定してあり、銀行以外の債權者から破産又は競賣の申立あらんとするとき第三者が債務者を援助しようとするが如き場合には、代位辨済の方法に依るときは此の第三者の利益を保護するには不充分である。何となれば代位辨済の場合には「代位者は辨済に付き債務者に對して求償し得る範圍内に於て法律上債權者の權利を取得するのであつて、求償權の行使に必要なならざる程度に於て債權者の權利を取得するものではない」(遊佐氏民法原理五八五頁)。故に此の場合に代位者の行使し得る權利は求償權の範圍内に在る銀行の債權と其の擔保權である。従つて代位者は代位辨済金と其の利息の求償權を有するに過ぎない。然るに他の二番・三番等の後順位抵當權者は契約に依り遅延利息其の他の損害金の請求權を有する關係上、彼此比較すれば代位辨済者

の立場は甚だ不利益となるから餘程の因縁がなければ斯かる場合に進んで代位辨済を爲す者はない。故に此の如き場合には債權譲渡の承諾を爲し完全に銀行の總ての權利を移轉して債權の回収を圖るを可とするのである。此の場合には債權の譲受人は銀行の有した遅延利息・損害金其他一切の請求權を以て二番・三番の抵當權者に優先することが出来るから、代位辨済の場合に起るが如き不利益はなくなるのである。

三 營業範圍の整理

1 産業組合貸付の資源變更又は委讓

現行法上産業組合其他の組合並に其の聯合會に對する貸付は無擔保である。此の無擔保貸付金の債權が債券の引當擔保となることは勸・農兩債券を純粹の抵當債券たらしむるに障礙と爲る。故に將來は債券資金を以てする各種組合貸付を禁止し之を銀行の固有資金(拂込資本金又は諸積立金)を資源とする貸付に變更しなければならぬ。此の場合には事實上各種組合の需要に無制限に應ずることは不可能であるから、或は拂込資本金及び諸積立金の半額迄と云ふが如くに制限することを要するものと思ふ。右は稍々妥協的なる提唱である。若しも私をして忌憚なく不動産銀行の合理化實現の爲めに言はしむるならば此の如き組合關係の無擔保貸付は之を一括して産業組合中央金庫の營業範圍に委讓すべき

ものとする。産業組合中央金庫が徹底的に各種組合及び其の聯合會を其の統制下に包擁してこそ甫めて其の本來の使命を遂行し得るものと云ふべきであらう。從來此の種の組合又は聯合會に對する貸付は殆んど全部が利率を指定して政府より供給せらるる資金であるから、其の資金融通の経路が不動産銀行であつても中央金庫であつても借手の組合に取りては何の關心事でもない。寧ろ日常業務の接觸上後者との取引を利便とするに違ひない。

2 十人連帯貸付の資源變更

現行法の下に在りては農・工・漁業者十人以上の連帯者に對する貸付も亦無擔保である。元來此の十人(立法當時は二十人)連帯貸付は立法當初から農工銀行獨特の貸付であつて小農工業者就中小作人の如きに對人信用を與へ、肥料・種苗・牛馬・器具等の如き經營上の小資本を調達せしむることを目的とし、資産なき者に單獨に信用を與へては危険なりとして二十人以上の連帯責任としたのである。而して立法者は之を他日出現すべき信用組合の萌芽としたものであつた。故に信用組合の出現せる今日に於ては最早此の貸付を廢止するも立法の精神に背く所はない。然し乍ら地方に依りては未だ信用組合の普及せず又は信用組合に加盟せざる者もあり、今日でも此の規定は活用せられ大に其の社會政策的効果を發揮しつつあるのであるから之を廢止することは不可である。

然し乍ら此の如き無擔保貸付金の債權を債券の引當擔保に充當することは穩當でないから、債券資金を使用せず銀行の固有資金を以て貸出すを妥當と信するのである。從來政府の低利資金は債券引受の形式を以て融通せられてゐるのであるから、債券を資源としなければ政府より低利資金の融通を仰ぎ之に貸出す途が杜塞すると云ふ議論があるかも知れないが、此の途を持続するが爲めには不動産銀行は政府より貸下金を受くることが出來ると云ふ一箇條を新設すれば足るものとする。

尤も右は純理論的に抵當債券の合理化を圖る爲めの所論であるが、實際論としては不動産銀行の抵當貸付金は決して流通に在る債券總額と一致して居るものではなく、常に前者は後者を遙かに凌駕して居る。何となれば抵當貸付には債券資金以外の銀行固有資金(拂込資本金・積立金)が投資せられて居るからである。且つ又此の十人連帯貸付金の總高の如きは僅少云ふに足らないものであるから、現行法の如くに維持しても抵當債券の信用に係はることは決してないであらう。

四 貸付條件の整理

1 市街地貸付制限の撤廢

勸・農兩銀行に對する市政施行地貸付金額の制限の設けられた理由竝に此の制限が現在程度に緩和せらるるに至るまでの沿革の概要は既に説述した通りであるが、之のみを以ては未だ足りない所があるから更に數言を費し度い。抑も此の市街地貸付制限の爲めに最も苦難を體驗せる者は農工銀行であ

る。其の原因は農工銀行に對する制限高の低かつたこと、及び地方の都市が急激に異常なる發展を爲したことに在る。今之を都市の發達に徴するに村は町となり、町は市となり、市は都市計畫を樹立決行して彌々隣接町村を併合し、其の膨脹は止むことを知らざる状態に在る。従つて市街地の地價の騰貴率は農耕地の二倍乃至十數倍に達した處もあり、自然其の擔保力の増大するに従ひ之が資金化に要する金額も躍進的に増大しつゝあつたのである。此の如く一面に於ては市制施行地の範圍擴張の爲めに從來は農業地貸付であつたものが俄かに市街地貸付に變形し、他面其の地域に於ける擔保價額の昂騰に因る新規需要額の増大の爲めに全國農工銀行中には最早市街地の新規貸付を爲し得ない銀行を生じた。此の如きは都鄙金融の調節上由々敷大事なりとして大正十三年十月には全國農工銀行同盟會の議決を以て、暫定的意味に於て(一)貸付制限の行別的擴張を請願し、更に同十四年十一月同様の請願を重ねたのであつたが遂に採納せられずに推移した。其の理由は政府に於ても制限擴張の必要は充分に認められて居るけれども、時恰も農村振興問題の喧しい時代であつたから、市街地制限の緩和は即ち農村資金の缺乏を意味すると云ふが如き、爲めにする宣傳のあらんことを憂慮せられたものと想像せられたのである。

(一) 暫定的意味に於てと云ふのは、既に大正十二年二月右制限撤廢の請願書を出してあつたからである。

其は兎に角、越えて昭和二年七月主務省より全國農工銀行同盟會にも金融動亂の善後策を諮問せら

れた際、私は好機到れりと爲し同盟會實行委員會に獻策した結果、同盟會は財界振興に貢獻するが爲めには此の制限を緩和し從來杜塞せる金融の途を開かるの外なき旨を答申した。幸に政府は之を採納せられ同年九月二十六日勅令を改正し現在程度の如く此の制限を緩和せられたものである。従つて差當り現在の解決は着いて居る。然し乍ら將來遠からず再び過去の如き苦難に當面するに至らないでは已まないであらう。

元來此の制限は農工銀行の資力不十分なる過去の時代に資金撒布の偏傾を防止するが爲めに設けられたものである。然らば今日都鄙何れの需要にも充分に資金を供給し得べき時代に於ては全く無用である。若しも銀行の貸付が一口當り金額の多く且つ貸付に便宜なる市街地のみ偏局するを防止する必要ありとすれば、行政上の監督を以て充分其の目的は達せらるるものと信ずる。然らば斯かる規定は無きも弊害はなく有れば却つて不動産銀行の機能を害し、都市の經濟的發展に伴ふ自然的需要に應じ能はざるが如き障礙と爲ることは既往の事實の實證する所である。故に將來制限緩和を繰返すよりも寧ろ一舉に之を撤廢せらるるを可とするものと私は信するのである。

2 期限前償還權の規定

債務者は貸付金の全部又は一部を契約期限前に償還することを得と規定せらるる必要があると思ふ。不動産銀行の本業貸付金には年賦償還貸付と定期償還貸付の二種がある。然るに現行法は前者の

みにしか期限前償還権を認めて居らぬ(勅三三條・農一五條)。故に定期償還貸付金は期限前償還を爲すことを得ざるや否やと云ふ問題が起る。民法は期限の利益なるものは債務者の爲めに定めたものと推定し、期限の利益は之を抛棄することを得るも之が爲めに相手方の利益を害することを得ずと規定して居る(二三六條)。然らば定期償還貸付金の債務者は期限前償還を爲すに當り銀行の利益を害してはならぬ。銀行は之を理由として償還を拒絶することが出来る。少くとも銀行の同意を必要とするのである。無論實際の運用上銀行は常に承諾を與へて居るから不都合は起らないけれども、法律上に於ては定期貸付の場合も年賦貸付の場合と同様に規定することを必要としないが、私は此の兩者を包括的に規定して債務者の臨時償還権を認むるのが妥當であると思ふのである。

次に銀行は法律又は定款の定に依り債務者の作爲・不作爲に因り債務者が責任を負ふべき場合の外、期限前に貸付金の全部又は一部の償還を請求する権利なきことを明かにする必要があると思ふ。現行法は原則として銀行には債務者に期限前償還を請求する権利なしとする規定はない。唯前述の如く期限前償還を請求し得る場合を規定し、是以外の事由を以ては期限前償還を請求し得ざることを解釋上の歸結として居るが如きも不備である。債務者の責に因り銀行に期限前償還請求権の發生する場合を列舉的に法律又は定款に規定し、斯かる場合の外濫りに期限前償還を請求すべからざることを明かにするを妥當と認める。

3 期限前手數料の統一

不動産銀行の貸付金の資源は債券である。債券は不動産信用の需要に適應すべき條件を以て發行するのである。従つて其の債券の原價率と銀行經營費の原價率とを以て當該貸付の利息を構造し、且つ其の債券の償還年次に應じて貸付金の償還年限を定むべきを本旨とする。故に債務者が貸付金を契約期限前に償還する場合には此の資金計畫を損壞する一種の損害填補金として償還手數料を徴収することとは、何れの國の立法例を見るも異曲同工である(一)。之を償還手數料と云ふけれども實は損害金である。ドイツにては之を *Rückzahlungsprovision* と謂ひ、フランスにては賠償金 *Indemnité* と謂ひ、スペイン及びオランダにても矢張賠償と云ふ文字を用ひてゐる。

(一) 第十四章 九 貸付金の回収の項參看。

我國に於ては前述の如く唯年賦貸付金を期限前に償還する場合に於ては定款の定むる所の率に依り相當の手數料を要求することを得と規定して居るのみである(勅法二三條第二項・農一五條第二項)。前段の理論を以てすれば獨り定期償還貸付金を除外する理由は寸毫も存しない。故に大正六年七月に至り定期償還貸付金を債券の引當擔保と爲すことを許容した時を以て、定期償還貸付金の期限前償還の場合にも償還手數料を徴することを得べき規定を設けなくてはならなかつたのである。然るに之を規定しなかつたのは何故であるか。

定期貸付金の資源に充つる資金は上來屢々説述するが如く、立法當初より久しき間銀行の固有資金（拂込資本及び諸積立金）を以てすることになつて居た。然るに明治四十三年四月より定期預り金をも其の資源に加へることを許されたのである（二）。故に大正六年七月以降債券資金を以てする定期貸付を許されたけれども、尙ほ此の定期貸付金中には定期預り金を資源とするものを包含して居るから、期限前償還あるも必ずしも債券に依る資金計畫を害せず従つて關係的に損害賠償の必要なしと認めたと因るのである。然し乍ら定期預り金を抵當貸付に使用することは眞に例外の場合であつて其の金額も至つて少額であるから別異の取扱を爲さず、年賦・定期共に其の期限前償還を受くる場合には償還手数料を請求すべきものであると思考する。

（二） 農工銀行のみの事例である。勸業銀行に定期預金を定期貸付に使用することを許したのは大正十年四月以降農工銀行を合併した結果に因るのである。

借金を返すのに罰金（償還手数料）を取るのには怪しからぬと云ふ非難は業務上屢々經驗することである。普通の貸借心理から云へば契約期限前に債務を履行するのは先づ以て名譽なことである、信用の高まる所以であると觀念して居る。當事者も斯く思ひ世間も亦爾か思ふ。然し乍ら此の觀念を以て不動産金融の貸借に及ぼさんとするのは謬りである。不動産銀行は何が故に貸付金を期限前に償還せらるることを嫌ふか。其の理由は詳述する迄もなく不動産銀行は一定の條件の下に放資する資本所有者と、

此の如き資金を需要する不動産所有者との仲介を規則的に爲す長期機關であると云ふことを理解すれば直ちに判明するであらう。

4 保険代用抵當の廢止

現行法は勸・農兩銀行に於て抵當として徴する建物は保険付のものに限る。但し抵當物の外貸付金高二倍以上の價格を有する動産又は不動産を添抵當と爲す場合に於ては保険に付せざることを得と規定して居る（勸一七條第二項・農九條第二項）。蓋し其の法源はフランスの不動産銀行定款に在るものと思はれる（同定款六七條）。最近に於ては一九二八年九月に改正したスペイン不動産銀行定款にも矢張同様の規定を置いてある（同定款八五條）。

本條は火災保險の普及せざる時代若しは其の保險料の不當に高率なりし時代には適用の可能性を發見したであらうけれども、今日に在りては否農工銀行三十有餘年の實驗上、此の如き事例に當面したことはない。貸付金の二倍以上の價格を有する動産又は不動産と云へば、可也高價の財産を保險代りに提供しなければならぬ。此の如き債務者は既往・現在一人もない。無用の規定は潔よく廢止すべきものである。

五 不動産ブローカーの改善

不動産ブローカーとは報酬を得て不動産の賣買並に抵當貸借を仲介し又は抵當債権の賣却・交換・讓渡を爲し若しは地代を徴收し、不動産の買入・賃貸借を爲す所の自然人・組合又は會社を謂ふのである。此の業務は社會の一般的利益に密接なる關係を有するものであるからブローカーの資格附與・品性並に其の責任に付ては行政上相當の取締を必要とするのである。然るに現在我國の不動産仲介業者取締規則なるものは甚だ不備・不完全であつて、全國的に統一せられた準則はなく唯各府縣の地方的取締規則に委してあるに過ぎない。例へば東京府の如きは警視廳令を以て紹介營業取締規則を設け、紹介營業を爲さんとする者は所轄警察署の許可を受くることを要するものとし(四條)、紹介業者は營業として、(一)藝妓・娼妓・酌婦又は之に類する者、(二)里子、(三)結婚者、(四)不動産の賣買者又は賃貸借者の何れかの紹介を爲す者を謂ふと規定し(二條)、其の資格は、(A)一營業所に付き二千圓以上の不動産を所有する者、(B)就業上適當と認むる者とするのみである(六條)。全國の首府たる東京府に於て既に然り他府縣も亦推して知るべきである。不動産賣買の如きは極めて重要な業務であつて其の取引は一件數萬・數十萬圓にも達する場合あるに拘らず、此の紹介業者が藝妓・娼妓・里子口入業者と同資格なるに於ては、不動産市場の肅正・改善の行はれざるも亦故ありと云はなければならぬ。

アメリカに於ても十數年前までは床屋・肉屋・パン屋の嫌ひなく如何なる人士でも其の欲する所に從ひ斷續的に無頓着に副業として不動産業に従事することが出來た。其の結果此の業務は不徳・不正直・

無能なる一群の人々に依りて汚され社會は遂に之に信賴することが不可能となつた。故に一九一七年カリフォルニア州は卒先して此の弊害を一掃するが爲めに不動産ブローカー免許法(Real Estate Broker's License Law)を制定しブローカーの資格・品性・責任を定め、總て營業免許を要することとした。爾來十餘年にして此の免許法は他の二十三州にも制定せられ、就中カリフォルニア、ニューヨーク、ニュージャージー及びオハイオの四州に於ては普通の資格(良き品性・英語を解すること・一般の才智)に加ふるに志願者に筆記試験を課して居る。尙ほニューヨーク州に於ては更に此の筆記試験を受くるには一年以上同州に於ける不動産ブローカー事務所の販賣係として従事した經驗を有することを必要とする。斯くて免許せられたブローカーに對しては司法權を以て詐偽的策略を行はしめざるやう取締り、免許の停止・取消其の他の制裁を設けてある。

是等の詳細を論述することは本論の目的外であるから省略するけれども、要するに不動産金融制度の完備と相俟ちて其の運用上最も密接なる地位に在る不動産ブローカーに對する取締規則を全國的に統一し改善して、不正・不徳・不信實なるブローカーを排除し、正直にして手腕あり才智あり經驗あり資産・信用あるブローカーを免許し、不動産市場の肅正・革新を圖ることが必要であると信ずる。

第十六章 不動産銀行の債券業務

一 債券契約の法律上の性質

社債が債権であることには學説は一致して居るけれども其の債権發生の原因たる行爲の性質如何と云ふ問題に付ては學説は四つに分れて居る。即ち消費貸借説(松波氏・片山氏・青木氏・柳川氏)、賣買説(竹田氏・板橋氏)、消費貸借に類する無名契約説(岡野氏・田中誠二氏・間運吉氏)、原則としては一種特別の諾成契約と解し、日本勸業銀行其他に於て特に許されて居る賣出の方法に依るものは賣買とする折衷説(松本氏・田中耕太郎氏)等々である。

私は曾て右折衷説よりも別の折衷説を信じ、拙著「全國農工銀行發達史」中に農工債券の性質を論ずるに當り、農工債券を發行する場合に於て所謂募集式(應募者より申込證を受け募入を確定する方式)に依るものは消費貸借と爲し、賣出式に依るものは之を賣買と解するを妥當とすることを説いた(發達史二〇六頁)。

然るに其の後諸外國の抵當債券及び我國の不動産銀行の債券の性質を業務の實際に徴し理論に鑑み委細詳密に研究せる結果、前説を改めて徹底的に賣買説を採るの正當なるを解するに至つたのである。賣買説に反對するものは、賣買説は社債の募集未了の間に於て既に法律上竝に理論上財産的価格あ

る社債券又は社債權を認めんとするものにして採らずとする(片山氏會社法原論八版五〇六頁)。又應募者が社債權者と爲るは會社に金錢を交付した後在る。債券は畢竟此の權利を表現するに過ぎないから債券の買入と云ふも債權の賣買と云ふも法語としては當らずとする(松波氏改正會社法一三八四頁)。又社債の募集を完了して社債權者より特定の金額を受領するにあらざれば返還の義務を生せず、其の受領以前に於て既に支拂の約束なるものあるべからずとする(岡野氏會社法五八二頁)。

(一) 岡野博士は明治四十四年四月三日發行の法學新報第二卷第四號誌中、債券の法律上の性質を論ずる論文に於て、社債券募集方法殊に不動産銀行社債發行の態様に付き調査を重ねたる結果、無名契約説を撤回して寧ろ賣買説を可とするに至つたことを率直に言明せられて居る。然るに昭和四年九月六日財團法人岡野獎學會發行の會社法五八一—五八四頁には矢張元の無名契約説が載せてある。私け明治四十年既に明かに自説を改められて居るに拘らず、其の著書の改訂なきが爲めに依然として故博士の新説の傳へられざるを遺憾とし特に此の旨を記述して置く。

然し乍ら現存の事實として我國の不動産銀行は債券を單純に賣出すことが出来る(勸三五條ノ二・農二六條ノ二)。其の適例は割増附勸業債券である。此の場合には賣出期間前に其の債券は既に法律上・經濟上財産的価格ある無記名有價證券として成立して居るのである。之は立法論としては兎も角、勸業銀行法の解釋論としては覆すことの出来ない事實である。更に具體的に其の根據を擧ぐれば割増附勸業債券の内容として、(一)此の割増附債券は明治二十九年法律第八二號日本勸業銀行法及び本行定款の規定に基き大藏大臣の認可を受け發行し、總額何千萬圓を何組に分ちて賣出したるものなり、(二)賣出

期間内に賣り了らざる債券は社債原簿に於て之を缺番と爲すものとすと規定して居る。即ち賣出期日前に法律上有効に發行済と爲つて居る債券を賣出すのである。故に賣れ残り債券は嚴密なる手續を以て之を廢棄するのである。之を以て割増附債券が買手の現金拂込以前既に法律上・經濟上有効に創造せられてゐるものであることは疑を容れる餘地はない。即ち消費貸借説と雖も無名契約説と雖も此の明白なる勸業銀行法の條文と、多年慣行し來れる賣出勸業債券の事實を否定することは出來ないのである。而して又彼の賣買説と雖も私の如く創造説を採らなければ此の事實を説明することは出來ないのである。片山博士は賣買説を非難して社債の権利は其の發行の完結に因りて始めて成立するものであつて未だ發行を了らざる間に於て既に賣買の目的たるべき社債券又は債券上の権利なるもの存する理はないとせらるるも(株式會社法九二頁)、此の所論は却つて前掲割増附勸業債券が既に賣買の目的たることを肯定するものとなる。何となれば割増附債券は之を發行したる後賣出するものであるからである。

債券の發行には後に述ぶるが如く募集賣出・單純賣出及び一手賣出・請負賣出の四種がある。就中募集賣出の場合は消費貸借説が實情に適ふが如くに見える。私も曾て爾か考へたのであるが廣く深く抵當債券の本質を検討すれば其の否らざるを發見するのである。

我國の不動産銀行の債券は社債と云ふ法語と一體不二の觀念である。商法は社債の總額は拂込みたる株金額に超ゆることを得ずとするに拘らず(商法二〇〇條第一項)、日本勸業銀行法は同行は資本金四分の一以上の拂込ありたるときは、拂込金額の十五倍を限り勸業債券を發行することを得とし(法三四條)、農工銀行法も亦同上拂込金の十倍を限り農工債券を發行することを得と規定して居る(法二六條)。加之商法は社債は第二〇九條に定めたる決議に依るに非ざれば之を募集することを得ずとするも(商法一九九條)、勸・農兩銀行法は勸業・農工債券を發行する場合には商法第一九九條の規定を適用せずと規定してゐる(勸三四條第二項・農二六條第二項)。此の如く不動産銀行の債券は商法の一般的規定と異なり法律上社債と謂ふも債券と謂ふも同一物の別稱たるに過ぎないのである。更に他の實證を擧ぐれば勸業・農工兩債券を發行する場合に於て應募總額が社債申込證に記載したる社債總額に達せざる時と雖も社債を成立せしむる旨を社債申込證に記載したるときは其の應募額を以て社債總額とする旨を規定してゐるのである(勸三四條第三項・農二六條第四項)。即ち以て此の特別法に於ては社債と債券と同一物と認めてゐることを知るべきである。

不動産銀行の債券は無記名有價證券であつて、券面記載の條件に基く元利金支拂の請求權を化體表象すると同時に、銀行の取得せる第一抵當權附債權を右請求權の引當擔保に供してゐるものである。無記名有價證券は其の時々の所持人より獨立して獨自の存在を有する物的財貨である。此の如き法律上・經濟上財産的価格を有する證券が發行と稱する行爲に因りて創造せられるのである。

然らば募集賣出の場合に於て債券が法律上・經濟上適法に成立する發行時期は何時であるか。即ち此の場合は債券文句を用紙に印刷し行印・頭取印・監査役印を捺し、印紙税の押印を受けたとき始めて發行の準備行為は完結し、之を自行窓口又は各代理店に送り現金引換に交付し得る手續を整へ、募入決定者に現金引換に交付する拂込期日・即ち券面記載の發行日に在りとする。然らば次に賣買契約の成立する時期は何時であるか。右は一般資本所有者が債券引受申込證に必要な記載及び記名捺印を爲し證據金を添へて申込を爲した時を以て賣買の豫約ありとする。所謂應募行為は法語の豫約である。而して銀行が此の申込證を整頓し募入又は募入外れを決し、募入決定の通知を爲したる時、即ち商法に所謂社債の募集が完了した時を以て(二〇四條)賣買は適法に成立するものとする。茲に於て債券の賣主たる銀行は債券(財産權)を應募者に移轉する義務を負ひ、應募者は之に對して代金(元本)拂込の債務を負ふに至るのである(民法五五五條)。斯くて所定の拂込期日(即ち發行日)に到り銀行は代金引換に債券を應募者に交付し應募者は其の代金を支拂ひて賣買契約を履行することになる(一)。此の履行ありて始めて應募者は債券所持人となり券面記載の條款に基く権利者となるのである。斯く解することに依りて折衷説を採らずとも賣買説を以て最も明確に一切の場合の債券契約上の性質を究明することが出来るのである。

(一) 若しも此の拂込期日に應募者が拂込を爲さざるときは賣買不履行の損害金として申込證據金を沒收する。此の場合には新

たに買手を求めて總額の拂込を完結すべきものである。

募集式に依る債券發行の場合には確かに消費貸借説も成立する可能性がある。債券の發行價格と額面との差異即ち所謂較差損益も之を利息の前拂又は報酬と解しても實際取引の觀念に反することはない。フランス及びドイツの不動産銀行は現在では債券貸付は行はないけれども以前は之を行ひ、下オーストリヤ州、スペイン及びイタリアの不動産銀行は債務者の承諾あらば債券貸付をも行ひ、ドイツの土地金融組合は債券貸付を原則として居る。是等の不動産金融機關は債券を現金の代りに交付し其の發行價格に依り消費貸借を成立せしめて居る。消費貸借説に反對するものは此の事實を捕へて銀行が債務者として消費貸借を證する證書(債券)を消費貸借に因る債權者(貸付)として交付するのは奇怪なるのみならず之が説明を爲し得ないと云ふけれども、右は兩者の觀念を混淆せる謬説である。此の場合には消費貸借に因る債券契約と抵當貸付の消費貸借とが同時に行はれたものと解すべきである。債券貸付の場合に二個の法律行為ありとする點は賣買説を採るも亦同様である。

此の如く募集式の場合には消費貸借説の成立も可能であるが、前述の如く所謂單純賣出の場合をも貫くことが出来ないから之を不可とする。募集式の場合は消費貸借とし賣出式の場合は賣買とするは實情に即した點が多いから成立し得るも賣買説を以て一貫するの明確なるに及ばずと認める。況んや無記名有價證券の觀念の社會化し證券取引の旺盛と爲るに従ひ、當事者が債券に應募する意思は金錢

を貸與するのではなく、金錢を對價として債券を買受くる意思なることは年と共に明確になりつつある。私の賣買説は之を一般の社債に適用しても決して謬りはないと信ずる。唯茲には私の専門とする不動産銀行の債券を主題として論述したに過ぎないのである。

二 債券の發行

1 債券發行の概念

債券の發行とは債券義務發生の全行程即ち法律規定の認識と有價證券を創造するに必要な技術的商業的諸形式及び諸事項を具現することを謂ふのである。發行なる概念は狹義に且つ事務的に云へば單に賣出の用意をすると云ふ意味に過ぎない。債券の賣出と混同してはならぬ。賣出は發行を前提條件とするのである。發行は未だ銀行の所有に在る債券をも包含して居る。又發行なる概念は廣義に従へば賣出の準備的行爲のみならず賣出完了並に登記に至るまでの諸段階をも包含せしめて居る。即ち債券の發行には次の如き諸種の段階を經過しなければならぬ。先づ第一に可能なる發行額の決定、第二に賣出の目論見、第三に監督官廳の認可、第四に申込人の募集並に募入の決定(引受賣出及び單純賣出の場合には之を要しない)、第五には債券用紙の作成、用紙を信用ある特約印刷店に交付して債券文句を印刷せしめ、其れに行印・頭取印及び監査役印を押捺し、第六に印紙税法に依り各債券に押印を受け(一)、

第七に之を一般に賣出し又は應募者に割當交付して現金の拂込を受け、第八に之を登記し、第九に更に其の顛末を監督官廳に届出づること、以上九個の段階を経て始めて廣義の發行行爲は結了に至るのである。私は右第六の完了した券面記載の發行日を以て法律上債券の發行ありたるものと解する。

(一) 債券を作成する場合には印紙税法の適用上財産權の創設を證明する證書として一通毎に三錢の印紙税を納付することを要する(印紙税法一條)。然し乍ら多數の債券に一々印紙を貼用することは煩雜にして無益の手續と費用と時間とを要するから、之を簡約する手段として現金を稅務署に納付し、印刷局に於て稅印の押捺を受け印紙貼用に代ふることになつて居る(同法六條)。

2 債券發行の要件

債券を發行する場合には法律上の諸要件を具備しなければならぬ。募集賣出の要件は商法に依り、單純賣出の要件は勸・農兩銀行法に依ることを要する。而して其の何れに依るにせよ先づ完全なる引當擔保が存しなくてはならぬ。即ち法上の發行餘力の存することを必要とするのである。此の餘力あり且つ資本市場が債券を消化する可能性あることを確認した上は、發行條件其他の要件を具して大藏大臣の認可を受くるものとする(勸五二條・農工銀行規程二〇條)(一)。此の認可を得たる後債券の募集又は純賣出業務が開展し來るのである。

(一) 債券發行認可申請書記載要項(農工銀行規程二〇條)

- 一 社債申込證又は社債募集公告案。
- 二 契約に依り社債の總額又は其の一部を引受くるものあるときは其の契約書、契約書なきときは契約に關する條件。

三 前に募集したる社債の未償還高、年賦償還貸付金及び定期償還貸付金現在高、農工銀行法第二四條第四項に依る借入金現在高並に發行餘力。

四 舊債借換の爲め新社債を募集せんとするときは借換ふべき舊社債の同別、利率及び豫定償還高並に借換の必要なる事由。債券發行の要件に付て論ずべきは先づ第一に債券の發行には商法第二〇九條の特別決議を要するや否やと云ふ點に在る。商法の一般的原则に従へば會社が社債を發行せんとする場合には商法第二〇九條の特別決議を要する(商法一九九條)。即ち總株主の過半数以上にして資本の半額以上に當る株主の出席した株主總會に於て其の議決權の過半数を以て社債の發行を可決しなければならぬ。若しも此の總會に法定員數の出席なかりしときは出席株主の議決權の過半数を以て假決議を爲し、更に引續き第二回の總會を招集し出席株主の過半数を以て右假決議の認否を決すべきものとする。然るに勸・農兩銀行に於ては特例として斯かる株主總會の決議を必要としないのである(勸三六條第二項・農二六條第二項)。

勸・農兩銀行法の立法當初には此の如き例外規定の存しなかつたが爲めに債券發行の都度商法の規定に従ひ株主總會を招集することを要し、株主と銀行とは時間の浪費と失費と手數との煩雜に堪へなかつたのである。元來社債の募集に此の如き慎重なる決議を必要とする所以は、社債は普通の債務とは異なり其の金高も多く不定多數の民衆より募集するを例と爲すから、社債條件の當否は直ちに會社・株主・會社債權者・應募者の利害に影響する所重大なるが故である。

然し乍ら此の理論は一般會社が事業の擴張又は材料の購入・債務の辨濟乃至舊債の借換等の爲めに

社債を募集する場合には適當するけれども不動産銀行の債券には當て候まらぬ。不動産銀行の債券發行は其の本質的業務の一であつて抵當貸付の資源は債券に因りて吸收するを原則とし、債券所持人の債權は安全確實なる抵當附債權を以て擔保せられてゐるのである。剩へ其の券面額・發行價額・償還及び利子支拂方法等は一一具體的に法律を以て規定せられ發行の都度監督官廳の認可を受くるものとする。故に株主總會の議決を経ずと雖も何等株主及び銀行債權者並に銀行自體に實害を及ぼす虞れは寸毫もないと云ふ理由を以て不動産銀行の債券に前述の如き特例を設けたのであつた。

第二は債券の募集時期に關する特例である。商法の原則に従へば會社は前に募集した社債總額の拂込を爲さしめた後でなければ更に社債を募集することは出来ない(商法二〇〇條ノ二)。然るに勸・農兩銀行に於ては前の債券の拂込完了以前に更に債券を募集することを許されるのである(勸三四條第二項・農二六條第二項)。商法が右の制限を設けた法意は蓋し一般會社は豫め一定の計畫を立てて所要資金を募集するものであるから拂込期限は可及的早きを要する。若しも時の経過に従ひ順次に資金を必要とするならば之に應ずるが爲めには債券の分割拂込の方法がある。前募集せる社債拂込期日以前に更に新規募集を爲す必要は決して存しない。故に必要なき社債の募集を禁止するのが本條の精神である。

然し乍ら此の理由は一般商事會社の社債には適當するけれども不動産銀行の債券には當て候まらぬ。何となれば不動産銀行が債券に因りて吸收した資金は常時間斷なく續出する一般的需要に應じて

貸出ものであつて資金の用途は全然他の社債とは異なつて居る。不動産銀行に在りては債券の發行は日常の本質的業務である。従つて債券は他の一般商事會社の社債とは根本的に其の性質を異にしてゐるのである。故に前回債券の拂込の終了せざる前に次回債券を募集するも、何等前應募者並に既往債権者に實害を及ぼすことは有り得ない。

加之前債券の拂込以前に次回債券の募集に着手することは資金需要者の利益となる。何となれば一回の債券を公募し且つ其の拂込を完了するには少くとも六十日餘を要する。就中債券の申込を受け之を整頓し募入を確定し債券を作り、應募者又は代理店に送付して拂込を受くる迄には如何に迅速に爲しても約三十日を要する。従つて如何に努力するも一般公募の場合には半期二回以上の債券を發行することは至難である。故に従前は經濟界の情勢に因り市場金利の高低甚しき場合に在りても矢繼早に債券を發行することに因り、其の騰落變動に因り利益を鋭敏に受入れることは不可能であつた(一)。依つて此の障礙を排除き債券發行時期を捕ふることを自由ならしむるに於ては、低利に且つ潤澤に資金を吸収することを得、其の結果債務者の利益を増進することになるのである。此の理由を以て大正十二年三月法律を改正して債券募集時期に關する制限を撤廢せられたのである。

(一) 應募超過の場合には債券を追加發行して全部受入れることを得るも是と其れとは性質を異にして居る。

三 債券の賣出

1 募集賣出

債券募集の方法には一般募集(公募)と縁故募集と在る。前者は不定多數の民衆より應募者を求め後者は特定少數の縁故者を對象とする。何れにしても其の成敗は、(一)債券需要旺盛の時期に投ずると否と、(二)債券其物に信用(銀行の成績・利息其他)あると否と、(三)賣出組織の良否とに因りて決せられる。故に適切なる時期を選定し且つ債券の價值を徹底的に世人に理解せしめなければならぬ。前者に付ては經濟界の情勢並に季節的觀測が必要であり、後者に付ては廣告・勸誘狀其他募集趣意書の文言・形式・印刷振等に因り民衆の投資慾を示唆し誘發し、不知不識の間に人心を債券に惹付けるが如き技術的・商人的措置を採らなければならぬ。

此の方針に依り公募の場合には先づ各代理店(全國普通銀行)・取扱店・郵便局(一)等に豫め申込證を配布し置き、募集廣告其他の宣傳に依りて人氣を煽り徹底的に應募成績の優越を企圖しなければならぬのである。

(一) 郵便官署は勸業債券及び農工債券の募集並に元利金の支拂を取扱はれて居る。但し三等無集配局を除く。地方の農工銀行中には此の郵便取扱の特權を得て居らぬ銀行もある。

債又は他の有利なる社債の出現するに於ては豫想外に應募不成績に終ることもなきにあらざる次第であるから、銀行は此の危険を避け萬全を期するが爲めに自然債券の利率を幾分か高目に決定することになる。且つ又募集中の成績不良なる場合には勢ひ多額に手数料を支拂ひ又は割戻を爲しても其の不足額を補充しなければならぬ。其の結果資金のコスト即ち發行者側に於ける債券の利廻は高きものとなり、其の負擔は直ちに貸付金利に轉嫁せられるから結局は債務者の不利益に歸着することになるのであつた。

一體法律が社債の發行に關し所謂要式證券として社債申込證の記載要項を定めたのは、應募者に募債會社の資産状態及び社債に關する重要事項を知悉せしめんとする趣旨に外ならぬ。一般商會社に在りては社債發行の目的と社債總額との間には密接重要な關係が存する、例へば企業の改良・擴張若しは材料の買入に要する資金を調達する社債に在りては、其の發行總額の成否は直ちに社債發行の目的たる事業の成否を決定することになる。故に募集總額に達せざる社債を成立せしむるに於ては其の目的たる事業の完成する可能性を喪失するから應募者の權利を害し損失を與へることにもなるのである。然るに不動産銀行の債券發行の目的は之と異なり、發行の目的の達成と新たに募集する債券總額の成否との關係は至つて圓滑である。即ち新規債券に依りて吸收せる資金が大なれば大なる程其れに依る貸付も亦多額となり、債券資金少なければ貸付も亦從つて少額となり其の關係は誠に屈伸自在

である。其れが爲めに何等弊害の生じやう餘地はない。不動産銀行の債券に商法の一般的原則を適用することは不必要である。寧ろ之を適用せざる方が却て公益を増進する所以となる。何となれば銀行が發行總額の桎梏より免脱するに於ては大膽に低利なる債券を發行することを得、其の結果貸付金利の低下を圖ることが出来るからである。

此の理由を以て全國農工銀行同盟會は大正十一年四月債券申込證の記載要項中「社債總額」の一項を削除することを請願した。私は右請願の起案者であつた。政府は此の請願を採納し大正十二年三月法律を改正して「農工債券を發行する場合に於て應募總額が社債申込證に記載した社債總額に達せざるときと雖も社債を成立せしむる旨を社債申込證に記載したるときは其の應募總額を以て社債總額とす」と規定せられた。趣旨も結果も前記請願と同様である。之と同時に勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、朝鮮殖産銀行令をも同様に改正せられたのである。

次に商法は申込證には最終の貸借對照表に依り銀行に現存する財産の額を記載すべしと規定してゐる(二〇三條第二項第二號)。其の最終の意義如何、最終とは何れの時期を指すのであるか。凡そ株式會社の貸借對照表は株主總會の承認に依りて確定し對外的效力を發生するものであるから(商法一九二條)、申込證に記載すべき貸借對照表は直近の株主總會に於て承認したものでなければならぬ。是でなければ登記所は社債發行の登記を受付ない。然し乍ら申込證の記載要件を定めた法律の精神は會社の最近の實

情を如實に世人に知悉せしむるに在る。此の點を尊重するならば前期末の貸借對照表は次期に入りて刻々變動を生ずべきものであるから、債券發行日に最も近きものを記載しなければ其の目的は達しられない。故に兩者の意義を完うするが爲めに前期末のものと直近のものとを併記するを妥當と信ずるのである。

ドイツに於ても債券の公募を爲す場合には先づ第一に新聞公告をする。銀行は一或は多數の信用銀行を代理店と爲し聯邦到る處の支店及び取引關係を有する處に債券申込所を設けて居ることは我國と變りはない。此の債券申込所には債券募集目論見書(債券に關する一覽表 Prospekt)を備へ、且つ印刷せる債券申込證(Zeichnungsschein)を一般に使用せしめて居る。其の申込證の形式は次の如くである。

何某は何新聞の公告に公示せられたる條件に基き、何パーセントの何銀行第二十五回債券發行に額面價額何ゴールドマルクの申込を爲し、此の金額引受の義務又は此の申込に基きて割當てらるる小額引受義務を負ふ。
何某は何ライヒスマルクの申込額の五パーセントを保證として供託す。日附 署名

此の申込を受けた申込所は債券の割當を留保し、銀行は數が充分なる限りは債券を此の應募申込に従ひ割當てるものとする、割當てられた債券は一定期間内に引取るべきものとする。

プロイセン中央不動産金融株式會社豫約募集

- 一 右は一八七〇年三月二十一日のプロイセン國王の特許に基き發行せらるる一九二二年迄据置の一九二二年四分利附一千五百萬マルクの中央債券に關するものである。
- 二 一九二二年一月四日の獨逸國官報に公告せられたる目論見書に基きベルリン、フランクフルト・アム・マイン、ケルン、プレスロー、ドレスデン、ハンブルク、ライプツヒ、及びミュンヘン取引所の取引及び格付を許されたる一九二二年の無抽籤四分利附中央債券中、金額一千五百萬マルクは一九二四年三月十日火曜日に引取の日迄の流通債券利息をも加算し九五・二五パーセントの相場にて左記に於て營業時間中(時間を早めて店を閉ぢたる場合は留保す)豫約申込に應ずるものとする。

ベルリン プロイセン中央不動産金融株式會社

同 割引會社の取締役會

フランクフルト・アム・マイン 割引會社の取締役會

ケルン及び其の他の申込所

- 三 豫約申込に付ては申込金額の百分の五の保證金を現金又は申込所に於て差支なしと認むる有價證券にて供託することとする。
- 四 債券の割當は各申込所の裁量に一任せられる。債券割當結約書(Zuteilungsschlussnote)の印税は申込人に於て其の中を負擔することとする。
- 五 割當決定したる債券は一九二四年三月二十日より四月十八日迄の間に引取ることとする。
- 六 中央債券はライヒスマルクに依り第一級の貸付を受く。本債券は五千、三千、五百、三百及び一百マルクに分つて之を作成し、三月及び九月拂にして其の第一回支拂期は一九二四年九月一日なる利札を備ふ。債券所持人は其の選

擇に従ひベルリンの本會社金庫に於ける外前記諸銀行及び其の他公告せらるべき場所に於て利札の支拂を受く。上記同所に於ては新利札の發行を無料にて行ふ。

七 債券所持人の側より解約告知を爲すことを得ない。本會社は六ヶ月以上の期間を以て債券償還告知を爲す権利を有す。債券償還の告知は一九二二年一月二日以降常に三月一日又は九月一日に限り之を許し且つ三回の公告を爲すことを要し、第一回は償還期日に先んずる月、八月又は二月の最後の八日以内に公告することを要する。償還告知債券の全部又は各組に限り其の對象と爲すことを得、各組の償還告知を爲すには其の順序を遵守することを要する。

八 一八七〇年五月二十三日商業登記簿に登録せられたプロイセン中央不動産金融株式會社の取締役會は頭取及び三名の取締役より成り頭取、取締役は監査役會に於て之を選擧し國王の裁可を受く。

九 聯邦政府の監督は農業國有地及び山林を統べる大臣の指揮の下に監理官之を行ひ、何時にても本會社の帳簿書類及び現金を高を閱覽し本會社の重役會より報告を要求し且つ重役會の諸會議に参加する權能を有す。監理官はトロイヘンダーの職をも一任せらるることがある。

一〇 一九一三年十二月三十一日の現在高は左の如くである。(單位マルク)

拂込資本金

四四、四〇〇、〇〇〇

取得したる抵當權現在高

八二一、五〇九、六二六

中央債券流通高

七九六、八九九、二五〇

一一 抵當權登録簿に登録せられたる消費貸借債權は中央債券の元本及び利息を正確に支拂ふ責任を有す。監理官は本會社と共同して抵當權債權に關する證書を保管し、抵當銀行法の規定に依りてのみ是等證書の引渡を爲すことを得る。

一二 本會社は繼續して確實なる収益を擧ぐる土地にのみ抵當貸付を行ふ。本會社は原則として第一順位にてのみ土

地貸付を行ひ此の貸付け地價の五分の三を超ゆることを許さず。農地に關しては農地所在地の聯邦國中央官廳が之を許す限り地價の三分の二迄貸付を爲すことを得る。貸付の際に認めらるる地價は細心の鑑定に依り定められたる實價を超ゆることを許さず。此の價格を定むるには土地の永續的性狀及び土地が其の通常の經營に依り各所有者に永續的に與ふることを得る收益のみを顧慮することを要する

ベルリン、一九一四年三月

プロイセン中央不動産金融株式會社

フォン・クリッツツイング。シュエロルツ。リンデマン。リュツペーケ。

2 引受賣出

債券を發行する場合に其の發行總額を一人若しは數人共同して一手に引受くるときは之を引受賣出と云ふ。此の場合に二種がある。一つは信託會社・證券會社・普通銀行・シンヂケート等に於て營業として之を引受け後其の得意先に賣出す場合であつて、一つは信託・保險會社・銀行其の他に於て自己の財産運用の手段として之を所有せんとする場合である。是等の場合には無論銀行は募集行爲を爲さず申込證を作成することをも必要としない(商法二〇三條ノ二)。

又一人若しは數人共同して債券發行額の一部を引受くるともある。此の場合には其の殘額は公募に依りて調達することになる。右一部分の引受額に付ても債券申込證を作ること不要(商法二〇三條ノ二)。

此の引受賣出の場合には銀行は直接に債券募集又は賣出のことに關與せず總て之を引受人に一任するものとする。引受賣出に内在する利害は大凡次の如くである。

- 一 有價證券の賣出を業とし又は之に熟練し且つ固定的の取引先を有する引受人に依りて債券を賣出さるる場合には其の成績は優良なるべきこと。
- 二 發行銀行は債券の發行に依りて調達せらるる資金を簡易・確實に取得し得ること。
- 三 發行銀行は申込證の作成・廣告・勧誘其の他一切の業務を爲すことを要せざること。
- 四 引受人は自己の引受相場よりも賣出相場を高め自己の利得を増加せんとするに違ひないから、額面以下を以て發行する場合は最も之に適する。其の結果は自然他の既發行債券相場にも好影響を與へることになる。
- 五 然し乍ら引受人は自己の投資を目的とするのではなく、引受けた債券を賣却して口錢を得ることを目的とするのであるから、發行銀行が之に支拂ふ報酬(仲立手数料)は銀行が直接募集を爲す場合よりも多少高くなる場合あるを免がれない。
- 六 引受人が自己の受くる報酬所得を薄くして極度まで之を買手に割戻すに於ては、既發行債券の相場を下落せしむる危険性がある。此の場合に於て債券相場を調節する機關を有せざる銀行は不利益なる立場に陥るに至るであらう。

七 引受人は其の時々の經濟事情が自己の引受くべき債券の賣出に都合なる場合に非ざれば引受けない。従つて發行銀行が平素餘り引受人に信頼し過ぎるに於ては、引受を拒絶せられた場合に必要なる資金の調達に苦しむ場合が生ずる。

八 不動産銀行にして債券賣出に確實なる販賣地域を保持し且つ秩序ある販賣組織を構成し置き、多年の間一般人が直接銀行の賣出す債券に應募するやう慣習付けられて居ることは、不動産銀行の債券政策上最も好ましきことである。

3 單純賣出

單純賣出とは豫め募集・引受等の手續を経ず直ちに債券を公衆に個別的に賣出す方法を謂ふのである。舊商法時代には債券を募集する場合には單に法律上の事項を公告することのみを要件とし別段申込證を必要としなかつた(舊商法二〇三條)。従つて單純賣出の方法に依る債券の發行も可能であつたのである。然るに改正商法に於ては此の公告主義を改め申込主義を採用した結果(商法二〇三條)、明治四十年以來單純賣出の方法に依り割増附債券を發行して居た日本勸業銀行は、同四十四年改正商法施行後は賣出式に依ることを得ず、同四十五年三月には再び元の募集方法に依る債券の發行に復歸せざるを得なかつたのである。

然し乍ら二十圓以下の割増金附債券を發行する目的は、國民の貯蓄を奨励すると同時に其の零細な

る資金を蒐集して之を活用するに在るに拘らず、斯かる零細なる申込に一々申込證を徴し募入確定拂込通知等々の行程を踏み、徒に手数と費用と時間を浪費するに於ては債券資金のコストは自然に嵩み低利資金吸収の目的に副はざることとなる。依つて政府は此の弊害を除却するが爲めに明治四十五年四月勸・農兩銀行法を改正し、右兩銀行が券面二十圓以下の債券を發行する場合には賣出の方法に依ることを得とする途を開いたのである(勸三五條ノ二・農二六條ノ二)。

債券賣出の場合には先づ賣上げ可能の總額を決定し債券を印刷し捺印を受け、賣出期日前本支店窓口は勿論・各代理店・郵便局に送付し、新聞廣告・立札・引札・遊説其の他・有效適切なる宣傳方法を以て普く世人の投資欲を示唆・誘發して債券に牽付けなければならぬ。斯くて本支店・代理店・郵便局の窓口於て現金引換へに債券を賣渡すものとする。但し農工銀行中には未だ賣出方法に依り債券を發行した銀行はない。割増金の附かざる小額債券は賣れないからである。單純賣出の場合には法定事項を公告しなければならぬ(勸三五條ノ三・農二六條ノ三)。

ドイツに於ても債券の賣出には銀行自ら直接に之を公衆に個別的に賣出するものがある。其の狀は恰も店舗に於て商品を賣るが如きものである。此の點に於てはバイエルン抵當手形銀行の如き大なる支店網を有する混合銀行は極めて有利である。各人は書面を以て銀行に債券を注文することが出来る。又債券は取引所に上場せられ仲買人の仲介に依り銀行から債券を買受けることも出来る。然し乍ら此

の單純賣出に依る債券の販賣は比較的少なく何百萬と云ふ多額の債券を一般に賣出す場合には應募申込(Zeichnung)の方法に依つて居るのである。

4 請負賣出

ドイツに於ては募集の方法に依る債券賣出に類似せる他の一つの方法がある。其の方法は抵當銀行が一年間全發行を一定の契約相場を以て銀行シンデケートに譲渡し、シンデケート銀行は需要に應じ漸次自ら又は下受銀行の仲介に依り債券を賣出すと云ふ組織である。此の方法は募集賣出及び單純賣出の短所を合一して居るので稀れにしか行はれないと云ふことである。

四 債券の賣出時期

1 賣出時期の適不適

資金の短期市場が緩慢なる際には自然短期利子は低下するから長資利廻との比較採算上・短資は割合の良い長資に振向けられる。其の結果長資の供給は潤澤となり其の金利も低下する。斯かる時節には債券の發行は容易である。之に反して金融硬塞の時節には短期利子が長期利子よりも比較的騰貴して、長期市場に放資せらるべき資金を短期市場に吸引するやうになる。又昭和四年半ばより同五年初頭の如く金輸出解禁の結果金融事情に變動あるべしと確實に見込を付けられてゐるが如き時節には、

縦令短期金利は安くても將來の變動に備へるが爲めに勉めて手許資金の充實を圖り、極端に長期投資を差控へるやうになる。右兩者の場合には自然長期金利は昂騰するのみならず、債券の如き長期資金の調達は愈々困難となつて來るのである。

右は一般的理論であるが一般人の需要が配當證券に多く向ふか、或は確實なる利息附債券に多く向ふかは其の時々の商況に因る。工業の盛んなる時代は常に一般人が冒險的な有價證券や工業株式等に向つて甚しく投機的なる活動を爲す時代である。多數の新事業及び營業の擴張は此の投機的心理を出來る丈け充分に利用し盡すことに依りて資本を調達することが出來るのである。投機熱の盛んなる時代には株式投資は利廻採算よりも寧ろ相場の上り下りに因る思惑投資が主となるから、斯かる浮調子の好況時代には相場の上り下りの殆んどない、地味な純利息附債券は歓迎せられない。従つて債券の賣行緩漫となる。斯かる時代には銀行が(現行法に於ては相場調節の目的を以てする場合でも自行債券の賣買は許されないが、若し將來之を許容せられたとして)相場を調節するが爲めに債券を買進むことは不得策となる。何となれば斯かる場合には却て相場を低めなければ債券所持人は之を賣放つて他の投機株式に乗換へるであらう。換言すれば從來所持の債券を賣拂ふも何等損失なく寧ろ利得あるときは、之を賣拂つて他の投機的配當證券に投資するに至るであらう虞れがあるからである。之に反して反動が起り、不景氣となり、或は恐慌が生ずるに於ては、漸く迷夢が醒めて極端なる投機熱が冷却し、一般人は漸次株式思惑から

確實なる債券投資に轉換し來るものとする。故に概して不動産銀行の債券は工業が沈滞してある時代に向く有價證券であると云はなければならぬ。此の間の消息は次に掲ぐる過去十六年間に於ける債券發行高表を一瞥すれば最も明白に理解することが出來るであらう。但し債券發行高の多寡は獨り資本市場の狀況に因るのみならず、不動産資金の需要の繁閑にも因ることを併せて考量せられなくてはならぬ。

然し乍ら之は大體の傾向に過ぎない。不動産銀行が投機的活動を厭ふ堅實なる資本所有者との關係を密接にして來れば來る程、債券の賣行は益々確實となり且つ平均し來るのである。金錢を郵便局又は銀行に貯蓄する代りに債券に投資する人も多くなる。裕福なる手工業者・商人・官吏・軍人・銀行・會社員・地主階級等々總て投機を避けてゐる確實なる資本所有者と密接なる關係を持続するに於ては、債券需要の源泉は彌々涵養せられ景氣・不景氣に拘らず賣行は均勢を保つであらう。

●公債社債年別發行高累計表 (單位千圓) (其の一)

年次	内國債					計	外國債		
	府縣債	市債	小計	興業債券	勸業債券		復興貯蓄債券		
大正二年	?	?	?	?	?	六,000	三,700	—	
同三年	?	?	?	?	?	五,000	三,200	—	
同四年	?	?	?	?	?	三,800	三,900	—	

第十六章 不動産銀行の債券業務 四 債券の賣出時期

年次	拓殖債券	殖産債券	農工債券	産業債券	小計	會社債	合計
大正五年	三,九〇〇	—	一三,四〇〇	七〇,八〇〇	二四,四〇〇	—	—
同 六年	二四,〇〇〇	二,三〇〇	五六,四〇〇	二九,七〇〇	—	二二,四〇〇	—
同 七年	四三,四〇〇	三,五〇〇	七三,〇〇〇	四四,〇〇〇	二二,七〇〇	三九,九〇〇	—
同 八年	五九,〇〇〇	一,一〇〇	一六,六〇〇	六二,八〇〇	二五,五〇〇	五四,四〇〇	—
同 九年	六〇,〇〇〇	一七,四〇〇	二九,一〇〇	七〇,七〇〇	八六,三〇〇	五四,六〇〇	—
同 十年	八六,〇〇〇	二六,五〇〇	七三,五〇〇	九八,〇〇〇	一〇七,一〇〇	六二,五〇〇	—
同 十一年	八三,一〇〇	二四,〇〇〇	六九,八〇〇	八六,九〇〇	一〇七,一〇〇	七六,九〇〇	—
同 十二年	七〇,五〇〇	三三,一〇〇	一〇三,九〇〇	八五,五〇〇	一二五,一〇〇	七二,一〇〇	—
同 十三年	七二,八〇〇	三三,五〇〇	一四三,六〇〇	九七,九〇〇	一三〇,六〇〇	七八,五〇〇	—
同 十四年	八〇,四〇〇	二六,四〇〇	四七,九〇〇	八〇,七〇〇	五九,二〇〇	七四,九〇〇	—
昭和元年	四七,一〇〇	二五,三〇〇	一〇四,〇〇〇	六〇,六〇〇	七〇,六〇〇	五〇,二〇〇	—
同 二年	五三,〇〇〇	四六,三〇〇	三〇,〇〇〇	八五,五〇〇	六九,〇〇〇	四九,五〇〇	—
同 三年	七六,七〇〇	八三,一〇〇	三四六,五〇〇	一,二二六,三〇〇	一,一五〇,〇〇〇	二五五,二〇〇	—
計	七,六七八,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一,三二一,〇〇〇	九,三三三,一〇〇	九五〇,七〇〇	九〇八,一〇〇	八四二,二〇〇

●公債社債年別發行高累計表 (單位千圓) (其の二)

年次	拓殖債券	殖産債券	農工債券	産業債券	小計	會社債	合計
大正二年	三,〇〇〇	—	一三,九〇〇	—	四五,六〇〇	一九,一〇〇	六四,七〇〇
同 三年	四,〇〇〇	—	一三,五〇〇	—	四五,三〇〇	六,九〇〇	五二,二〇〇
同 四年	六,四〇〇	—	一三,五〇〇	—	七三,六〇〇	四八,六〇〇	一二二,二〇〇
同 五年	—	—	一,八〇〇	—	五,二〇〇	四七,八〇〇	五三,〇〇〇
同 六年	三,三〇〇	—	一九,一〇〇	—	四三,七〇〇	五七,六〇〇	一〇〇,〇〇〇
同 七年	六,六〇〇	—	二九,六〇〇	—	一九,八〇〇	七八,五〇〇	七二〇,五〇〇
同 八年	一一,一〇〇	一四,五〇〇	二六,六〇〇	—	三三,一〇〇	一四,六〇〇	八九二,〇〇〇
同 九年	三,七〇〇	一六,〇〇〇	二九,八〇〇	—	二〇九,三〇〇	一四三,七〇〇	一,〇五九,四〇〇
同 十年	二四,五〇〇	一七,〇〇〇	三九,〇〇〇	—	二四九,一〇〇	二二七,二〇〇	一,四六四,三〇〇
同 十一年	四,五〇〇	三五,三〇〇	五〇,四〇〇	—	二〇一,六〇〇	二二一,三〇〇	一,三〇九,八〇〇
同 十二年	三,六〇〇	二八,八〇〇	五四,五〇〇	—	二八九,一〇〇	一八三,四〇〇	一,三三八,〇〇〇
同 十三年	八,三〇〇	二五,八〇〇	五七,八〇〇	—	三二一,〇〇〇	三八四,九〇〇	一,六三三,八〇〇
同 十四年	七,〇〇〇	四一,四〇〇	七九,四〇〇	—	二八六,二〇〇	三六八,一〇〇	一,五五五,〇〇〇
昭和元年	二四,二〇〇	二九,一〇〇	六六,二〇〇	—	三六,八〇〇	五〇〇,九〇〇	一,三三八,三〇〇
同 二年	三五,四〇〇	五一,〇〇〇	二六,九〇〇	—	三六五,九〇〇	六〇三,六〇〇	一,八八六,〇〇〇
同 三年	三七,〇〇〇	六八,八〇〇	一五五,五〇〇	—	七〇七,八〇〇	九四九,二〇〇	二,八五三,三〇〇
計	三二一,九〇〇	三三七,九〇〇	八八七,五〇〇	三九,八〇〇	三,四二〇,一〇〇	三,九〇〇,四〇〇	一六,七三三,七〇〇

第十六章 不動産銀行の債券業務 四 債券の賣出時期

2 賣出と季節の関係

大正二年より昭和三年に至る十六年間の実績に徴し、公社債債券賣出高と季節との関係を見るに銀行債券賣出高の最高峰は十一月にあり九月・七月之に次ぎ、一月最も少なく十月・十二月も亦少ない。公債類は三月が最高峰で二月之に次ぎ、此の兩月に於て總計の二割八分を占め、十一月之に次ぎ、最も少なきは一月と七月である。會社社債は九月が最高峰で四月・三月・十一月の順にて此の四ヶ月分が總額に對し約四割八分を占め、最も少額なるは一月・二月にして此の兩月分で總額の約六分に過ぎないと云ふ有様である。

右三者即ち公債・社債・銀行債券の合計額は三月最も多く總額の一割三分を占め、十一月之に次いで一割一分四厘となり、其の次は九月・五月と云ふ順位となる。而して銀行債券及び會社社債の各月累計を合算すれば、九月第一位にて總額の一割二分五厘を占め、四月・三月・十一月の順序となり、最も小額なるは一月にして僅か總額の二分七厘にしか當らない。

●最近十六年間に於ける銀行債券及び會社社債發行高季節變動表

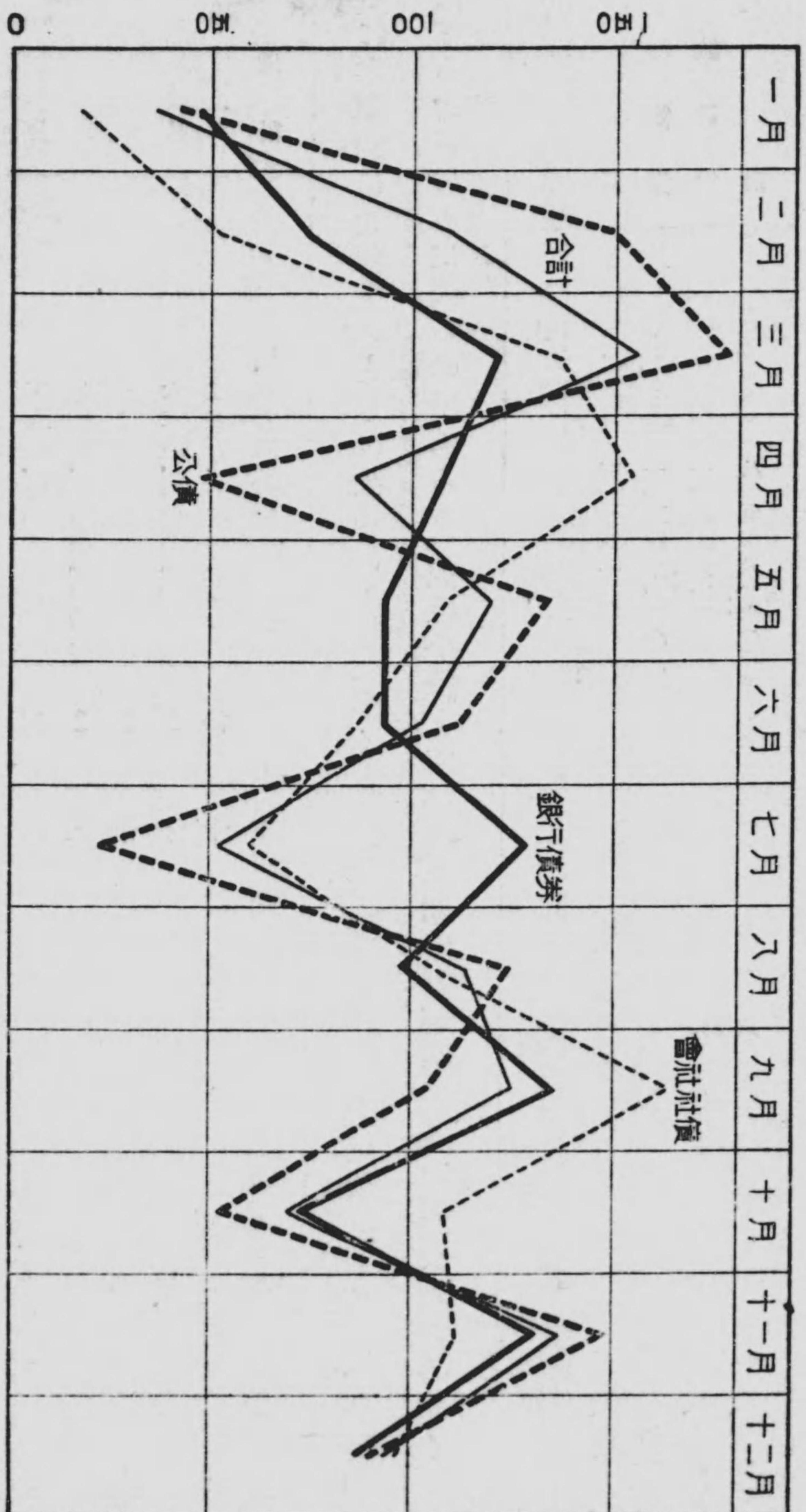
上 期 計	六 月	五 月	四 月	三 月	二 月	一 月
三、三九三、三〇〇、〇〇〇	五五七、一〇〇、〇〇〇	六三〇、四〇〇、〇〇〇	八二四、一〇〇、〇〇〇	七九四、〇〇〇、〇〇〇	三九一、七〇〇、〇〇〇	一九六、〇〇〇、〇〇〇
	10	5	2	3	11	12
下 期 計	十 二 月	十 一 月	十 月	九 月	八 月	七 月
三、九九八、〇〇〇、〇〇〇	五六七、八〇〇、〇〇〇	七五四、七〇〇、〇〇〇	五六二、八〇〇、〇〇〇	九二一、七〇〇、〇〇〇	六二九、二〇〇、〇〇〇	五六一、八〇〇、〇〇〇
	7	4	8	1	6	9

更に半期別に比較するときは公債は上期に多く社債は下期に多い。之は債券と社債が公債の發行と重複するを避けるに因るのであらう、尙ほ全體とすれば上期の方が稍々多い、即ち次表の如くである。

種 別	上 期		下 期		計
	期	期	期	期	
公 債	五、一四一、〇〇〇	四、一八〇、九〇〇	九、三二一、九〇〇		九、三二一、九〇〇
銀 行 債 券	一、五四三、四〇〇	一、八六七、三〇〇	三、四一〇、七〇〇		三、四一〇、七〇〇
會 社 債	一、八四九、九〇〇	二、一三〇、七〇〇	三、九八〇、六〇〇		三、九八〇、六〇〇
合 計	八、五三四、三〇〇	八、一七八、九〇〇	一六、七一一、二〇〇		一六、七一一、二〇〇

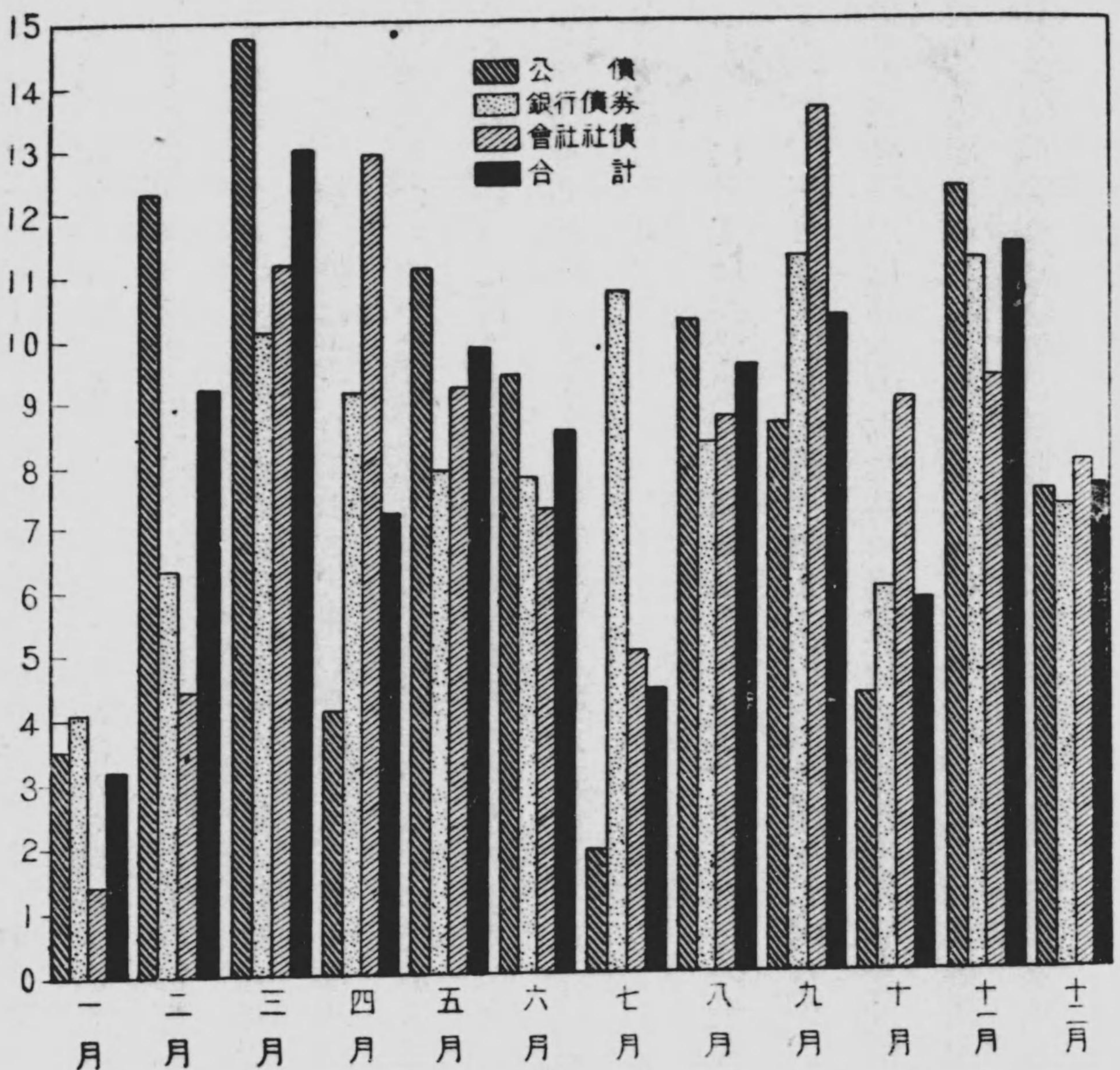
此の如く上期中には三月に最も多く、下期に入つては九月に多く十月に減じ十一月に最も多きを看取せられる。各期中起債の最も少なきは一月と七月である。更に公債、銀行債券、會社社債を一群とし

公社債發行高季節變動表



て一年を通じて其の發行高の繁閑を見れば次の如くである。

第一位は三月である。之は新舊年末決済資金の回収せられ金融緩漫の頂點に達する時期を狙つて二月中に募集に着手し三月に拂込を取る故であらう。第二位は十一月である。之は十月の金融緩漫期に募集した拂込金が此の月に入り來るが爲めであらう。十月・十一月は農家の收穫季節である。第三位は九月である、之は舊盆節季の決済後を狙つて發行した債券の拂込が此の月に入る故であらう。第四位は五月である、此の月は入超・金融の緩和と共に一時金融は



第十六章 不動産銀行の債券業務 四 債券の賣出時期

緩漫となる。第五位は八月である、之は季末決済資金の回収あり、銀行會社の配當金の支拂等があつて金融の引緩む七月に發行した債券の拂込がある爲めであらう。第六位は二月である、此の月は前述の如く新舊年末資金の回収せられて金融は緩漫となる季節であるが、募集が一月中旬頃から發表せられる關係上二月の拂込金は少ないのであらう。第七位は六月である、此の月には諸會社の配當金が拂渡される。第八位は十二月である、此の月は言ふまでもなく年中で最も金の忙しい月であるが、十一月に募集したものが拂込まれるから此の數字を示すのであらう。其の他は四月・十月・七月・一月の順位とする。四月には金融は引締まり十月には緩漫である。七月に拂込の少なきは六月が決算期であるから募集を差控へる故であらう。一月に極端に少なきは十二月に募集を行ふものが殆んどない故であらうと思はれる。

ドイツに於ては抵當銀行の經驗に徴すれば、債券發行の最も佳良なる月は殆んど常に一月及び二月であつて、三月より四月の終り頃までには漸次減少し來るが、通常一年を通じての總賣行を見るならば其の三分の二は始めの六ヶ月に相當し、最も賣行の悪き月は八月と九月であると云ふ。シュルテ博士は此の現象に對し満足なる説明は出來ないが次の如き事情を擧ぐることが出來ると言つて居る。即ち多數の年度會計は年の最初の月に支拂はれるものであるから中流階級・商人・醫師・工業者等は此の收入の一部を債券の買入に使用するのである。之に反して收穫月(秋の月)の始めには支拂が多額に行は

れる。例へば穀物取引(バイエルンに於ては、醸造業に於て大麥買入の爲めの資金需要に依り影響せられる)・葡萄酒の取引・石炭販賣等の取引に自由なる貨幣資本が多額に要求せられるから、自然債券の賣行を制限するのみならず、債券が多量に銀行に逆流する動機を與へるのである(一)。

(二) ドイツの抵當銀行は債券相場下落せるときは之を調節する爲め任意に債券を銀行に於て買入ることが出来る。買入銷却ではなく再び之を賣出すのである。

五 債券の種類

1 普通債券

我國の純粹不動産銀行の債券は勸業債券及び農工債券とし此の外に兼營銀行の北海道拓殖債券と朝鮮殖産債券がある。勸業債券は所謂勸業小券と勸業大券の二種とし前者は割増金附にして後者は否らざるものとする。我國の債券は純粹不動産銀行の發行に係るものと雖も純粹なる抵當債券ではない。何となれば純粹なる意義に於ける抵當債券は抵當貸付金のみを引當擔保としてゐるものである。然るに我國の債券は其の引當擔保中に公共團體及び各種組合・十人連帶等に對する無擔保貸付金の債権をも包含してゐるからである。此の點は純粹なる意義のものに改正せられなくてはならぬ。少くとも各種組合及び十人連帶に對する無擔保貸付金を除外することを必要とする。

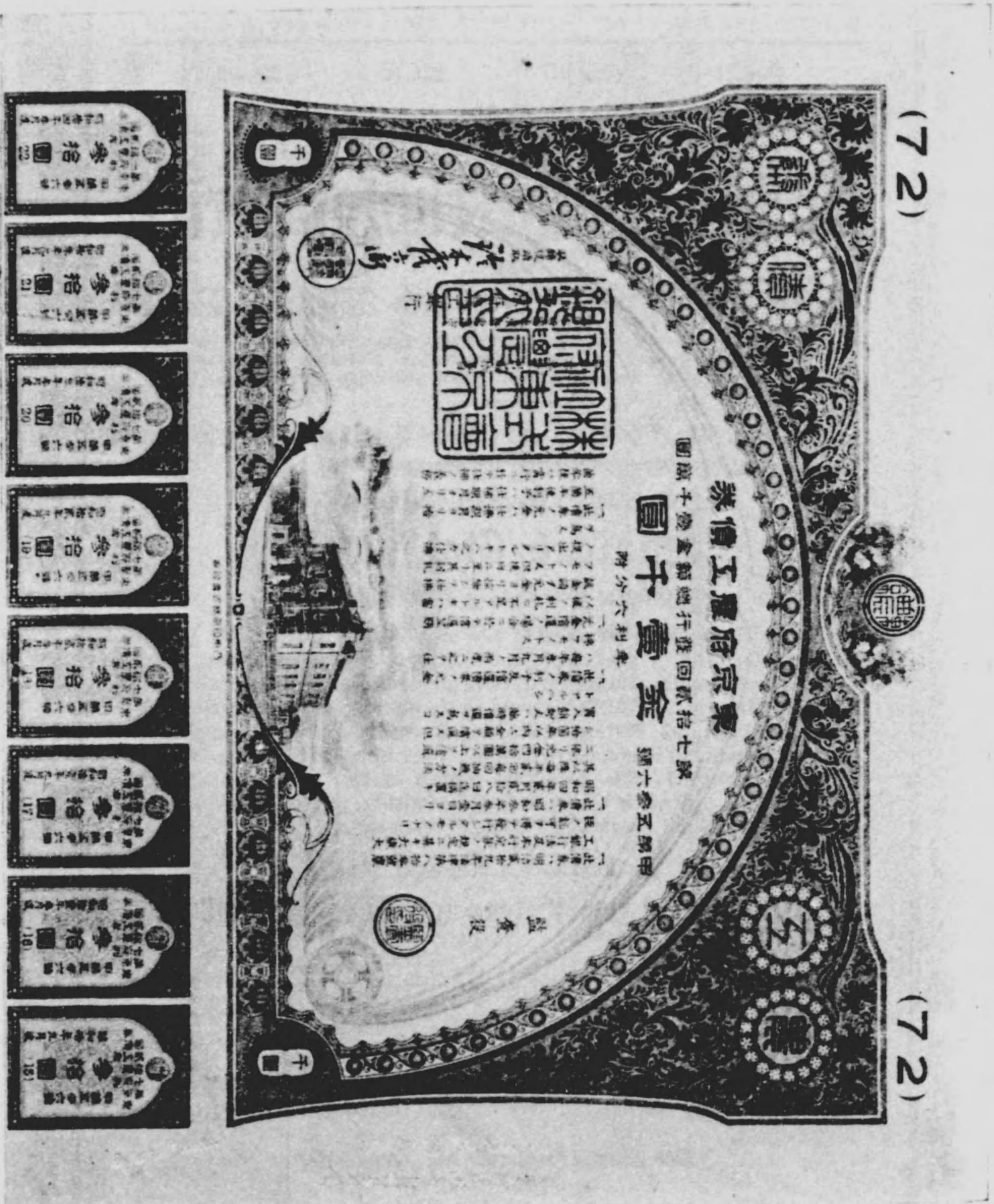
勸業大券・農工債券及び北海道拓殖債券・朝鮮殖産債券は同一の性質を有するものであつて、其の僅かなる差異は通常用紙の形式及び債券文句に關して存するのみである。債券の内容は一部は法律の規定に従ひ一部は各銀行の考料に従ふものとする。

下オーストリヤ州抵當銀行の如きは抵當債券の基礎と爲れる債權の種類に従ひ或はシリング拂と爲し或は外國貨幣拂と爲し得べく、其の何れの場合に於ても金約款(金貨文句)を附すると否とは銀行の隨意とし、又ドイツに於ては通貨膨脹時代には種々なる債券が種々なる本位貨幣を以て發行せられたけれども、我國に於ては唯一自國金本位貨幣の債券あるのみである。

債券の内容は商法及び勸・農兩銀行法の規定を以て成立して居る(商法二〇五條・一七三條・勸三八條・四〇條・農二九條・三一條)。債券の實例は別紙(八〇九頁掲出)の如くである。

ドイツに於ては戦前は通例抵當銀行法の最も主要なる保障引當規定及び無記名債券に關する各個の民法の規定を債券に印刷してゐた。現在に於ては純金計算に關する規定が専ら印刷せられて居る。ドイツの債券の實例は別紙(八一〇頁掲出)の如くである。

下オーストリヤ州抵當銀行の抵當債券の記載事項も次の如くである。



1. A-1. O.
Rückzahlung seitens der Bank bis 1. April 1928 ausgeschlossen

Ser. II (Siegel) Lit. K Nr. 00

8%

Gold-Hypothekenspfandbrief
der
Bayerischen Hypotheken- und Wechsel-Bank

Mitglied der Arbeitsgemeinschaft süddeutscher Hypothekendarstellungen (Frankfurter Hypothekendarstellung, Bälzische Hypothekendarstellung, Rheinische Hypothekendarstellung, Süddeutsche Bodenkreditbank, Württembergische Hypothekendarstellung)

Die Bayerische Hypotheken- und Wechsel-Bank schuldet dem Inhaber dieses Gold-Hypothekenspfandbriefes den Geldwert von
358,422900 Gramm Feingold =
Tausend Goldmark
(1 Gramm Feingold = 2,79 Goldmark)

Dieser Betrag wird mit jährlich acht vom Hundert verzinst. Die Zinsen werden halbjährlich je am 1. April und 1. Oktober nachträglich bezahlt. Der Geldwert von Kapital und Zinsen bemisst sich nach dem amtlich festgestellten Londoner Goldpreis. Die Umrechnung in die deutsche Währung erfolgt nach dem Mittelkurs der Berliner Börse für Auszahlung London auf Grund der letzten amtlichen Notierung vor dem 15. des dem Fälligkeitstage vorangegangenen Monats. Die Zahlungen werden in deutscher Reichswährung in den jeweils geltenden deutschen Zahlungsmitteln geleistet. Im übrigen gelten die umstehend abgedruckten Einzelbestimmungen.

München, den 2. Januar 1925

Bayerische Hypotheken- und Wechsel-Bank

Direktor: (Unterschrift)	(Siegel)	Direktor: (Unterschrift)
Hypothekensekretär: (Unterschrift)		Pfandbriefbuchhalter: (Unterschrift)

Für gegenwärtigen Gold-Hypothekenspfandbrief ist die vorschriftsmäßige Deckung vorhanden und in das Gold-Hypotheken-Register eingetragen.

Der Staatskommissär als Treuhänder
(Unterschrift)

8%

●下オーストリア州抵當銀行抵當債券

- 一 元本額。
- 二 利率。
- 三 利息の支拂日。
- 四 満期日(支拂期日)又は抽籤若しは償還告知後六个月内に於て元本全額の償還を爲す旨の保證。
- 五 發行日、銀行印、監督會の署名。
 上席監督委員又は其の代理人の署名。選任せられたる次席監督委員の署名。法律に通じたる理事の署名。銀行支配人の署名。
 以上支配人署名に至るまでの總ての署名は摸寫することが出来る。
- 六 州政府より銀行に派遣せられた委員(法五四條第三項)の「抵當債券又は地方債券が定款の定むる所に從ひ保障せられて居る」旨の證明。
- 七 此の外金約款を附せられた抵當債券及び市町村債券には元本及び利息の支拂は銀行の選擇に從ひ、聯邦の通貨若しは目的とせられた金貨、又は債券記載の本位貨幣に基く其の他の法定支拂手段を以て、法第九條第一項に則りて爲さるる旨の規定を設くること(1)。
- 八 外國貨幣拂の債券には元本及び利息の支拂が夫れに相當する外國貨幣にて爲さるる旨を表示すること。
- 九 銀行と債券所持人との間の法律關係を定むる定款の規定を債券に印刷すること。
- 一〇 債券が *Haltungsband* (譯語不明なるも之を附するときは讓渡禁止を意味するものとなる)を具備することを要する場合にば之を債券上に明示することを要する。

(一) 第九條第一項 債券は其の基礎と爲れる債権の種類に従ひ、シリング拂若しは外國貨幣拂と爲すを得べく、又其の何れの場合に於ても金約款(金文句)を附すると否とは銀行の任意とする。是等の債券は其の券面額の貨幣にて利息を支拂又は償還を爲すものとする。金貨拂の債券の場合に其の利息及び元本償還額の支拂は銀行の選擇に従ひ聯邦通貨若しは目的と爲れる外國貨幣にて爲すを得べく、或は債券記載の本位に依る法定手段(貨幣・手形等)にして支拂期日に於けるロンドンの金相場を基礎としたものにて爲すことを得るものとする。

2 割増附債券

我國に於ては割増附債券發行の特權を有する者は唯一日本勸業銀行あるのみである。其の法律的根據は法第三六條第二項の勸業債券を償還する場合に於ては割増金を附與することを得とする規定に存する(一)。其の方法及び金額は其の都度大藏大臣の認可を受くることを要する(法三六條第二項)。本條立法の趣旨は大體次の如くである。

(一) 割増附勸業債券の實質は割増金に關する事項を除けば勸業大券と同一である。

割増金は債券の所有を獎勵するに最も有力なる方法であつて債券の流通を盛んならしむるが爲めに缺くべからざるものである。或は割増金を以て所謂富籤と一般の感爲す者があるかも知れないが決して左様ではない。富籤に在りては不幸にして其の籤に當らない者は遂に掛金元利をも併せて之を失ひ或は資財を傾け産を破るに至ることがあるけれども、本條の割増金は大に之と異なり、勸業債券の元金は毎年抽籤を以て償還し利子は毎半期に拂渡すから、假令割増金に當らずと雖も元金の償還を受

くることの確實なるは恰も公債證書に於けるが如くである。

割増金附與の方法は例へば百圓券一期分の抽籤總數を百本なりと假定すれば、其の内二十五本は割増金を受くべきものとし、其の二十五本に配賦すべき割増金の總額を假りに百六十五圓とする。而して右二十五本の内を甲乙丙丁の四級に分ち甲籤一本・乙籤一本・丙籤三本・丁籤二十本と定め、抽籤の時第一に當りたるものを甲籤として二十圓を附し、其の次を乙籤として十五圓を附し、次に當りたる三本を丙籤として各十圓合せて三十圓を附し、其の次ぎ二十本を丁籤として各五圓合せて百圓を附すれば其の總額は即ち百六十五圓となる。而して其の以外のもの即ち總數百本の内右二十五本を控除したる残七十五本は各其の券面元金百圓を以て償還するに止むる。然し乍ら右は假裝的例數を示すに過ぎず、實際の割増金額・籤數及び割合等は時々大藏大臣の認可を経て定むべきものとする。之が立法の趣旨である。本條の理由中に券面額百圓とあるが如く立法當初に在りては勸業債券は割増金附と雖も普通債券と同様に百圓であつた(定款四八條)。然し乍ら此の券面額は實際上餘り高額に過ぎし爲め明治三十一年之を五十圓に引下げ、初めて三回發行せるも成績思はしからず、同年七月更に之を二十圓とし、明治四十年三度改めて十圓と爲したものである。

割増金は當初は最高五百圓(券面額五十圓)とした。其の後之を三百圓とし又一千圓に引上げ再び五百圓とし又一千圓と爲し更に二千圓とし、大正九年五月三千圓に引上げ大正十一年五千圓に増額した。越へ

保として發行した債券である。

我國に於ては斯かる債券は規定して居らぬ。ドイツ、フランス、下オーストリア州等の不動産銀行に於ては何れも抵當債券の外に公共債券の制度を設けてゐる。

4 小軌道(輕便鐵道)債券

ドイツの抵當銀行は軌道を抵當として小軌道企業に爲した貸付金を引當擔保として債券を發行することが出来る(法四二條第一項)。之を小軌道債券又は輕便鐵道債券と謂ふ。又銀行は公共團體の保證引受に依り小軌道企業に爲した貸付金に基き此の小軌道債券を發行することも出来る。然し乍ら目下抵當銀行にして此の債券を發行してゐるものはない。

我國に於ては勸業銀行は軌道財團又は鐵道財團を抵當として貸付を爲すけれども別に之を引當とする債券を發行することは認められてゐない。

六 債券の發行總額

1 資本金に對する制限

流通に在る不動産銀行の債券は何れの國の立法例を見るも常に同額以上の抵當權附債權及び資本金を以て保障せらるることを原則として居る。債券が現金と引換へに所持人の手に移りたるを以て

債券の流通は開始したものと解すべきである。流通に在る債券には、(一)一般に轉帳所有せられてゐる債券・(二)抽籤濟債券・(三)當籤後償還未了の債券・(四)公示催告中の債券・(五)銀行が買入銷却の目的を以て買入れたるも未だ其の手續未了の債券・(六)當籤後受取人なきも未だ消滅時效の完成せざる債券等を包含するものとする(一)。

(一) 紛失・滅失した債券に付き裁判上無効の宣告があつたときは、其れに對する再發行を爲すまでは其の債券は一時流通状態より委を沒したことになる。

資本金に對する限度に付ては公稱資本金を標準とするものと、拂込資本金又は拂込資本金及び準備金の合計額を標準とするものとの三種がある。我國に於ては拂込資本金主義に依る。資本金の四分の一以上の拂込ありたるときは勸業銀行は拂込金額の十五倍、農工銀行は十倍を限り各債券を發行することが出来るのである(勸三四條・農二六條)。

本條は不動産銀行に非常なる特權を附與したものである。普通の株式會社は均しく債券を發行することは出来るけれども、其の發行總額は拂込資本金額又は最終の貸借對照表に依り會社に現存する財産が拂込資本金に満たざるときは其の財産の額を超過してはならぬとする(商法二〇〇條)(二)。然るに本條に於て資本金の四分の一以上を拂込み營業を開始したときは直ちに十倍乃至十五倍の債券を發行することを得せしむるのは、債券發行は抵當貸付と共に不動産銀行の本質的業務なるに因るのである。

(二) 勸・農兩銀行立法當時の舊商法には社債の發行は資本金の半額以上を拂込みたる後なることを要すとしてゐた。

此の資本金に對する債券發行高の制限の適否は鋭敏に貸付金利に影響することを忘れてはならぬ。此の制限高の低きときは自然貸付金利を低安ならしむるに障礙となる。何となれば資本金に對する發行限度高にして少額なるときは債券發行の爲めに必然的に資本金を増加することを要する。而して此の増加資本に對しては舊資本と同様一割若しは之に近き株主配當を要し、右配當所要額は之を貸付金利と債券金利との利鞘に求めなければならぬから、從つて貸付金利は其れ丈け高くならざるを得ない。之に反し所要資金を新規債券に求むるときは資本市場に於て株主配當率よりも更に低安に之を調達することが出来る。從つて株主配當率と新規發行債券利率との差額丈け貸付金利を低下する可能性の生ずることは自明の道理である。故に此の資本金に對する制限は其の國の經濟事情に合致するやう適度に規定することが必要である。

我國の現行制度は前述の如くであるが立法當時は勸業債券は十倍・農工債券は五倍であつた。斯くて農工銀行は大正三年以來前記の理由に依り之を十倍に擴張せられんことを當局に陳情し來つたが、大正八年には農工債券の發行額が拂込資本金の五倍の限度に達せんとするものが十二・三行も生じたが爲めに、政府は翌九年此の制限を十倍に擴張する改正法律案を議會に提出し同年八月より實施せらるるに至つた。之と同時に勸業債券は十五倍・北海道拓殖債券も十倍に擴張せらるるに至つたもので

ある。

ドイツの抵當銀行に在りては抵當債券の發行總額及びドイツ農業中央銀行よりする借入金高は次の如き制限を受けて居る。即ち右は拂込資本金及び損失補填金若しは債券所持人又はドイツ農業中央銀行の消費貸借より生じたる債權を確保する爲め定められた積立金の二十倍を超ゆることを得ずとする(法七條)。本條は始め「抵當銀行は拂込資本金及び損失補填若しは債券所持人の保障の爲めに定められた積立金の十五倍に至るまで債券を發行することを得」と規定して居たものであつた。然るに其の後ドイツ國の通貨膨脹時代一九二三年七月十四日の法律を以て此の流通限度を二十倍まで地方團體債券を二十八倍まで引上げ、更に一九二六年一月二十六日の法律を以て前掲條文の如くに改正せられたものである。

一 抵當債券及びドイツ農業中央銀行(地代銀行信用會社)との消費貸借は一定保障資本の二十倍まで發行又は借入を爲すことが出来る。此の保障資本とは拂込資本金及び損失補填準備金及び債券所持人又はドイツ農業中央銀行の權利保全の爲めのみ積立てられた資本勘定を謂ふ。若しも此の保障資本が減少したならば銀行は其の相當額の債券を銷却しなければならぬ。此の二十倍の計算はライヒスマルクの計算に依る。現在抵當銀行の資本金は一九二四年十二月十二日の貨幣法第二施行令に基き全部ライヒスマルクに置換へられて了つた。ライヒスマルク債券及びライヒスマルクを以てする右消費貸

借は此のライヒスマルク資本金の二十倍まで可能とするのである。債券所持人又はドイツ農業中央銀行には此の保障資本に對する特別の権利又は破産優先権はない。又本條は純粹抵當銀行にのみ適用あり混合銀行に對しては別の規定がある。

二 ドイツ農業中央銀行との消費貸借。

債券の發行と此の消費貸借とは流通限度に於て同一の地位に在る。此の消費貸借の債權は一九二五年六月十八日のドイツ農業中央銀行に關する法律第一二條に依り、債券又は抵當權の質入又は讓渡に依りて擔保することになつて居る。

混合銀行に在りては抵當債券の發行額及びドイツ農業中央銀行よりする借入金は純粹抵當銀行同様の保障資本に對して十五倍まで之を爲すことを得るものとする(法四六條第一項)。但し本法施行の際銀行の發行せる抵當債券が拂込資本金の二倍を超過してゐなかつた銀行に對しては前掲限度は之を二倍までとする(同條第二項)。

フランス不動産銀行に在りては法律には債券發行額の資本金に對する制限はないが、其の定款に於て公稱資本金の五十倍を限度として債券を發行することを得とし、銀行の資本金は同行の債務殊に同行の發行する抵當債券及び公共債券の擔保とする旨を規定して居る(定款四條)。

ベルギー不動産銀行に在りては定款を以て銀行の拂込資本金・積立金及び保障基金の總額は、少く

とも債券流通高の十五分の一でなければならぬと規定して居る(會社法に對する特例)。

イタリア不動産銀行に在りては抵當債券は拂込資本金及び不動産信用部の準備積立金の十倍に達するまで之を發行することを得と規定して居る(定款一三條)。

アメリカの聯邦土地銀行に在りては聯邦農業債券の發行高は資本金及び準備金の合計額の二十倍を限度とし(同法一四條第四號)、株式土地銀行に在りては資本金及び準備金の十五倍とする(法一六條第四號)。

2 貸付金に對する制限

A 我國の制限

勸・農兩債券は前述の如く拂込資本金の限度まで發行することが出来るけれども、其れには引當に適當なる抵當貸付金と債券とが均勢を保つて居ることを要する(勸三四條但書・農二六條但書)。之を同等引當の原則(Grundsatz der kongruenten Deckung)と謂ふのである。

一 流通に在る債券の總額は年賦償還貸付金及び定期償還貸付金總高を超過してはならぬ。

債券は貸付金の債權を擔保として發行するものであつて、謂はば抵當貸付金の代表物とも見做すべきものであるから債券の流通高は常に貸付金高に超過せざることを必要とする。此の原則を保持するが爲めに貸付金の償還ありたるときは其の金額に應じ債券を償還せしめてゐる。低利債券借換の場合に一時此の制限を超過することがあつても之は已むを得ざる例外と爲し一个月以内に借換を完了して

常態に復歸することを許容してゐる(勸三七條・農二八條)。

本條立法當時に於ては定期償還貸付金の債權を債券の引當擔保とすることは許されなかつた。其の理由は此の貸付は短期なるのみならず之を銀行の主たる業務と認めず、従つて其の金額を勸銀に在りては年賦償還貸付金の十分の一・農銀に在りては五分の一以内とし且つ如何なる場合と雖も銀行固有資本金額以内に於て之に應ずべきものとしたから、之に對して債券を發行せしむべきものではないと認められたに由るのである。然るに政府は大正六年六月の全國農工銀行同盟會大會の請願を採れ、同年七月本條を改正して定期償還貸付金總高をも加算して債券の引當と爲すことを許されたのである。

二 勸業銀行に在りては前項に附加して更に同行の引受けた農工債券・北海道拓殖債券・産業債券及び朝鮮殖産債券の現在高を超過してはならぬものとする。

我國の立法上の組織は勸業銀行を以て不動産銀行の中央的機關と爲し、同行をして右債券を引受け各銀行に資金を融通せしむることになつて居る。而して此の債券資金を以てする貸付は勸業債券資金を以てする貸付と全然其の性質を一にして居るのであるから、勸業銀行が所有して居る右債券を勸業債券の引當擔保に供することは何等差支ない。故に此の規定を設けられたのである。立法當時は農工債券のみであつたが大正九年八月北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券を、更に大正十二年四月産業債券を加へられたのである。

三 農工銀行に在りては年賦償還貸付金中より法第二四條第四項(一)に依り質と爲したる金額を控除しなければならぬ。

(一) 法第二四條第四項 農工銀行は年賦償還貸付金の債權及び其の擔保權たる抵當權を擔保として日本勸業銀行より年賦償還の方法に依り借入金を爲すことを得(明治三十五年四月追加)。

本條に依り特別擔保に供したものは既に一應權利の處分が済んだものであるから、二重に之を債券の引當擔保に使用してはならぬとするのは當然である。然し乍ら此の特別擔保制度は餘り活用せられずに終つた。

B ドイツの制限

ドイツ抵當銀行法第六條は同等引當の原則を規定して居る。ドイツに於ては抵當債券に引當ありと謂ふ概念は法第二二條に依りて甫めて明かとなる。即ち同條に依れば(一)引當に適當なる抵當權と債券とが均勢を保つて居ることが必要ではなく、抵當權登録簿に登録せられた抵當權と均勢を保つて居ることが必要なのである(法三〇條・三七條參照)(DIX)(III)。

(一) 第二二條 銀行は抵當債券の引當に供したる抵當權を各別に登録すべし、第六條第四項に従ひ補充的に引當たるべき有價證券に付き亦同じ。此の場合の登録は各有價證券に付き記載すべし。

(二) 第三〇條第二項 トロイヘンダーは第二二條第一項の規定に従ひ抵當債券の引當に定められたる抵當權及び有價證券が抵當權登録簿に登録せられ居るや否やを注意することを要す。

トロイヘンダーは抵當債券發行前規定の引當存在するや及び抵當權登録簿に登録有りやに付き之が證明を爲さざるべからず。

(三) 第三七條 銀行の利益の爲めに故意に抵當權登録簿に登録せられた抵當權及び有價證券又はトロイヘンダーの保管せる現金に依り規定に従ひ補償せらるべき額を超えて抵當債券を發行したる者は一年以下の禁錮又は罰金に處す(四)。第二項省略。

(四) 刑罰の範圍は罰金刑に關しては三ライヒスマルク乃至一萬ライヒスマルクであり、それに因りて利益を得ることを目的としたる場合は十萬ライヒスマルクに及ぶ。

一 流通に在る抵當債券は其の額面總額及び利息に於て常に少くとも同額以上の收益ある抵當權の引當がなくてはならぬ(法六條第一項(五))。

(五) 以下債券と云ふは抵當債券のことである。市町村債券の引當に別し市町村貸付金を以て充つるものとする。

抵當權と債券の額面價額が一致し得るやうに、此の兩者は同じ本位貨幣で現はされなくてはならぬライヒスマルク債券に對してはライヒスマルク抵當權の引當がなくてはならぬ。確定價值抵當權に關する法律第九條に従ひ各種の確定價值債券に對しては特別の抵當權登録簿を有する特別の引當が存在する。裸麥債券(Roggenpfandbrief)には裸麥抵當權(Roggenhypothek)に於て特別の引當を有して居る。ゴールドマルク債券(Goldmarkpfandbrief)は確定價值債券に屬するのであるから、ゴールドマルク債券、及びライヒスマルク債券に對して異なりたる引當が必要である。ゴールドマルク債券と純金債券

(Feingoldpfandbrief)とは異なりたる名稱の下に發行せらるべきものではあつたが唯一の共同引當を有して居る。清算金債券(Liquidationsgoldpfandbrief)は價值補充法施行令第八四條に依り、動産化金債券(Mobilisierungsgoldpfandbrief)は一九二六年六月二十八日の命令第二條に依り特別の引當財團を有して居る。以上の債券は何れも歐洲大戰時及び其の後の本位貨幣動搖・通貨膨脹時代に生じた苦難の産物である。

本項は抵當債券の額面と均等を保つ抵當貸付金の引當と同時に抵當債券利息の總額は少くとも同額以上の抵當權利息収益を以て保障せられなくてはならぬと規定して居る。右は總額と總額との比較である。各個の抵當權に付て觀るならば其の利息が債券利息よりも低利なる場合があり得るであらう。

二 農業地の抵當權を引當に供する場合には其の引當の少くとも半額は年々の償還額が、抵當元金の二厘五毛を下らざる年賦償還貸付金を以てすべきものとする。抵當權が期限前に償還せらるるときは既定の償還期限に到るまで、他の種類の抵當權を以て之に代へて引當に充つることが出来る(法六條第二項)。本項農業地の概念に付ては本法理由書中に農業地とは山林經營又は農産物を得るに供せらるる土地を包含するものとして居る。此の場合の農業地の概念に必要なは場所的狀態ではなく土地の經濟的利用である。醸造業・火酒醸造業・煉瓦窯業の如き農業上の従たる營業が同時に行はれる土地も亦農地とする。此の農業地年賦償還抵當權が期限前に償還せられた場合の抵當權の補充には、市街地の年

賦償還抵當権を以て充つることが出来るであらう。

三 抵當権の損失を豫防するが爲めに取得せる土地の抵當権が銀行に屬するときは、此の抵當権は抵當債券の引當として土地の取得前銀行が引當として計算した額の半額以下を以て計算することが出来る(法六條第三項)。

本項の目的は抵當権の損失を豫防するが爲に已むを得ず抵當物の所有権を取得した場合には、其れ丈け流通せる債券の引當擔保額を減少するから抵當銀行の利益の爲めに之を緩和せんとするに在る。

四 銀行が抵當権又は土地負擔の損失豫防の爲め強制競賣に因り其の土地を取得し、且つ抹消せられた抵當権又は土地負擔の代りに所有者土地負擔を登記したるときは前項の準用がある(法四〇條第二項)。

五 抵當権の償還又は其の他の事由に因り抵當権の規定の引當が完全に存在せず、且つ他の抵當権を以てする補充も抵當債券の當該額の償還も即時に實行し得ないときは、銀行は一時國債・聯邦債又は現金を以て其の不足せる抵當権を補充することが出来る。此の場合の證券価格は時價より額面價額の五分を控除せるもの以下を以て計算すべきものとする(法六條第四項)。

本項の補充引當は、(一)抵當権の引當が不充分となつたこと、(二)其の他の補充が即時に行はれ得ないことの二つの條件を必要とする。前者は元本又は利息の引當が不完全となつた場合である。其の原因は償還に由ること、殊に秩序的なる年賦償還に因りて生ずることもあるが、又引當として用ひられ

た抵當権が最早引當として完全なる利用を見出し得なくなつたに因ることもある。

次に引當の補充又は其れに相當する債券の回収が即時に行ひ得ないと云ふことは補充引當を必要とする第二の條件である。補充引當に供すべき他の抵當権とは抵當銀行が自行固有資金(債券にあらざる)を以て貸付けたものである。之を補充引當に用ふる場合には其の貸付條件が本業貸付の場合の條件に合致して居ることを要する。其の反面解釋に於て抵當権の引當補充又は債券の回収は即時に行ひ得るものでなければならぬ、即時(*forthwith*)なる言葉は時間的間隔のないことを意味する。實際に於ては多少の時間的差異・場合に依りては日を以て數へる差異のあることは通常免れない。畢竟各場合に付て何時が即時と見做さるるかを決定すべきものとする。

本項に國債・聯邦債を以てするの外に現金補充をも許したのは、債券の買入又は國債・聯邦債の買入が相場の関係上銀行に不利益なる場合又は所要相當額を一時に買入れるに困難なる場合を豫見して之に適應せんとしたものである。補充引當は例外的状態であるから銀行は可及的之を避くるは勿論、右は一時的權道であるから速かに之を通常の引當に復歸せしむる義務がある。

C フランスの制限

フランスに於ては抵當債券の金額は貸付金高を超過することを得ずと規定して居る(法一四條第一項)。而して定款に於て抵當債券の引當は抵當貸付金高、公共債券の引當は公共貸付金高を超えてはならぬ

とする。流通に在る債券が貸付金高を超えざるが爲めに必要な金額を毎時抽籤の方法を以て償還すべきものとする(定款八二條)。

D オーストリアの制限

下オーストリア州抵當銀行の抵當債券の發行總額は確實なる抵當貸付金額を超ゆることを得ずとする。市町村債券(地方債債券)の發行總額も亦其の基礎となる同一貨幣同一範疇に屬する貸付金額を超ゆることを得ずとする(法三條第三項)(一)。而して更に抵當債券は其の利息及び元本の支拂が年賦償還金に依りて保障せらるる金額に限り發行し得るものとする(同條第三項)。銀行は豫め一五〇・〇〇〇シリングの總額まで抵當債券及び市町村債券を發行する權利を附與せられた。但し此の債券資金は其の後實行すべき貸付債權の取得に役立つことを要し、且つ豫め發行せられた債券には現金又は確實なる有價證券の引當あることを要し、又金約款(金貨文句)を附した債券及び外國貨幣に依る債券に關しては金貨又は不變の本位貨幣に依る現金又は確實なる有價證券(金貨又は本位貨幣にて支拂はるる旨の保障ある)を引當として供託しなければならぬとする(同條第四項)。

(一)法第三條第一項 抵當債券及び市町村債券に關する業務は他の業務と區別して營むことを要す。抵當貸付若しは地方債貸付より生ずる業務は其の取扱へる貨幣本位の種類に従ひて區別し、且つ區別せられたる計算を以て行ふことを要す。金約款(Klausel)を附せられたる業務も亦同様區別して之を營むことを要す。

銀行財産の總額特に不動産並に銷却資金・準備金及び其の他の資金並に抵當貸付金の總額は、抵當

債券より生ずる債權の擔保に供せられ、市町村債券の利札の支拂並に元本償還の爲めには、地方自治團體貸付より取得した總ての財産が其の擔保に供せらるるものとする(法四條第二項・第三項)。又下オーストリア州は不動産銀行に依りて締結せられた總ての義務に付き其の責に任ずるものとする。従つて債券所持人は銀行が債券の義務を履行しないときは訴訟の方法は別として、下オーストリア州政府より救済を受くる權利を有するのである。

E スペインの制限

スペイン抵當銀行に在りては流通に在る抵當債券の總額は常に不動産抵當貸付金に依りて保障せられ居るべきものであつて、右不動産抵當貸付金は少くとも流通せる抵當債券と均しき總價額を有し、且つ少くとも相均しき利子收入を生ずるものでなければならぬ(法八條第三項・定款一〇四條)。債務者が契約期限前に抵當貸付金を返済し又は他の豫期せざる原因に依りて抹消せられた抵當物の代りに、新規抵當貸付を直ちに契約することの不可能なる場合には、現金又は公有價證券を以て、之に相當する價額を一時的且つ補充的引當として充當することが出来る(法八條第四項・定款一二二條)。

スペイン抵當銀行の取得せる抵當不動産並に銀行の資本を形成せる一切の動産及び不動産は、一八七二年十二月二日の法律及び一九二八年八月四日の勅令法に基き、登記の必要なくして當然抵當債券の利子及び元金の支拂に對する特種の抵當物なりとする(法八條第一項)。

F スキスの制限

スキスのチューリッヒ州銀行は利息附債券(Obligatio)及び抵當債券(Pfandbrief)の額は、資本金及び土地抵當貸付金並に市町村貸付金の総額を越ゆることを得ずと規定して居る(法六條)。

G オランダの制限

オランダのウエストランド抵當銀行に在りては、抵當債券は總ての抵當貸付金及び銀行の資本金並に損失補填準備金を以て保障せられ、債券の發行總額は拂込資本金の十倍を越ゆることを得ずと規定してある(定款六七條)。

H ベルギーの制限

ベルギーに於ては法律上抵當權と債券との間に引當關係の存在することを必要としない。併し大銀行は定款を以て引當關係を遵守することを義務としてゐるけれども、何人も引當のない債券を發行することを妨げず、又債券に依りて得た資金を手形取引其の他の金融に投資するも差支なしとする(一)。但しベルギー不動産銀行は定款を以て債券は抵當權を超過すべからずと規定して居る。

(1) Schulte, Die belgischen Bodenkreditinstitute, 1918, S. 56.

I イタリアの制限

イタリア不動産銀行に在りては抵當債券は抵當貸付金と符合することを要するものとする(定款一四

條)。

J アメリカの制限

アメリカの聯邦土地銀行及び株式土地銀行に在りては銀行が農業債券の發行を決議し、其の認可申請書を提出する場合には、同時に第一抵當權若しは豫定發行額より少からざる額の合衆國公債を引當として農業地貸付管理官に提供することを要するものとする(法一八條第一項)。此のアメリカの制度を他國並に言へば農業債券の發行高は第一抵當貸付金又は管理官に提供した合衆國公債の總高を越えてはならぬとすることになる。

七 券 面 金 額

債券の券面金額は應募者の經濟力を測定し之に適合するやう決定せらるべきものである。即ち貯蓄者に對しては小額を、大投資家には高額を、中小投資者には其の中間を以て適度とする。勸業債券及び農工債券は券面金額を十圓以上とする(勸三五條・農二六條第二項)。立法當初に在りては勸業債券は券面を五十圓以上とし勸業銀行は定款を以て之を百圓と定めた(同四八條)。當時法律が五十圓以上と定めたのは當時商法の規定する十萬圓以上の株式會社の債券は五十圓を下ることを得ずとする原則に従つたのである(舊商法二〇六條第一項・一七五條)。而して農工債券の券面に關しては農工銀行法に何等の明文を設

けなかつたが爲めに、之も普通法に依り當然五十圓以上の券面たることを要したのである。

然る所勸業銀行は前述の如き理由に依り明治三十一年二月定款を改正して券面金額を五十圓以上とし、同年六月法律改正の結果更に之を二十圓以上に下した。依て農工銀行は既に中央機關たる勸業債券にして二十圓に低下する以上は地方的機關たる農工債券は之を十圓とするを相當とすることを陳情し、其の結果明治三十二年二月之に關する明文を追加せられ券面額を十圓以上とし、明治四十年勸業銀行法をも改正して共に券面を十圓以上に統一したのである。商法に依れば各社債の金額は二十圓を下ることを得ずと規定して居る(二〇一條)。不動産銀行の債券を十圓以上とするは例外である。

然し乍ら額面十圓の農工債券は大正八年より一時東京府農工銀行に於て發行した以外他に實例はない。割増金附にあらざる債券は最低五十圓位を適度とするであらう。勸業大券も農工債券も五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓の五種を普通とし之に一萬圓券を加へて五種とする場合もある。勸業大券及び農工債券の償還價額は常に券面價額である。公債は五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓・十萬圓の七種とし、一般商會社の社債券は五十圓・百圓・一千圓の三種を最も普通の事例として居る。

勸・農兩債券は無記名式とする(勸三五條・農二六條第二項)。無記名式が不動産證券化の最も進歩せる形式なることは既に詳述せる通りである。無記名式のことを記名式と爲し記名式のことを再び無記名式と爲すことも出来る。

ドイツに於ては抵當債券の券面價額は總ての代替的有價證券の如く常に端數なき百マルク・二百マルク・五百マルク・千マルク・二千マルク・五千マルクであつて償還額は常に券面價額と一致して居る。

スペイン抵當銀行の抵當債券は百ペセタ以上とする(法八條第五項・定款九九條第一項)。

オランダのウエストランド抵當銀行の抵當債券は千盾を原則とし、五百盾・百盾・五十盾の小額に分割し得るものとする(定款六八條)。

イタリアの抵當債券は五百リラとし、之を百リラに分割し又は之を二倍・三倍に併合することも出来る(規則一六條・一八條)。

アメリカに於ては農業債券の券面金額は二十五弗・百弗及び千弗の三種とする(法二〇條第一項)。

八 債券利息及び債券相場

1 相場決定の一般的理由

不動産銀行の債券は無記名有價證券である。商取引に於て物品の如く流通する代替的確定利息附の有價證券として價格を有して居るのである。此の價格は一般物價決定の根據に従ひ絶えず動搖はするけれども其の高低の度合は至つて輕微である。債券の相場は主として其の金利に因りて決定せられる。

故に券面利率が其の時々の資本市場の水準利率と著しく異なつて居る場合には債券相場も亦水準相場を離れたものとなる。債券の相場が此の水準以下なるときは新規債券に對する投資は停滞し、以上なるときは抵當貸付の利息を適當なる利率に維持することは不可能となる(一)(二)。

(一) 銀行は抵當貸付金の利息を勝手氣儘に高めることは出来ないから、債券の利息が高くなれば貸付利息と債券利息との間の開きが減少し、銀行業務經營の基礎となつて居る繼續的收入が減少することになる。

(二) 債券發行に因りて得たる現金資本は更に確實なる第一抵當に貸出さるべきものであるから、貸付金の利息と債券利息と市場相場との間には自ら其の配合上相關的なる一定の限界が存する。

證券市場の状況は債券相場を形成する基準である。債券利息と債券相場とは互に從屬的關係に立つて居る。相場の動搖が取引所の自由取引に因りて生ずる以上は市場の形勢の變動的なる氣分が現はれて有價證券の利廻に影響する。従つて券面利率と利廻(現實利率)との間には開きを生ずる。此の兩者は債券がバーである場合は相一致し、バーを上下するときは數理的に特定の割合丈け券面利息と差異を生ずることになる。相場が券面價額以上に在るときは利廻は券面利率よりも少なく以下に在るときは大である。例へば年利六分附の債券は相場の如何に因り次表の如き利廻となる。

1	一〇三圓の相場に於ては	五分八二五
2	一〇二圓	五分八八二
3	一〇一圓	五分九四〇

4	一〇〇圓	六分
5	九九圓	六分〇六〇
6	九八圓	六分一二二
7	九七圓	六分一八五
8	九六圓	六分二五〇
9	九五圓	六分三一五

新規發行債券の價額を其の時々の利率水準に適合せしむるには、單純なる利率に依る方法と、利率及び發行價格を額面より上げ下げする方法に依るものとの二種がある。例へば今年二年据置十年間均等償還の條件附、額面百圓・年利六分の債券の相場が百圓なる場合に、若しも之を九十九圓の價額を以て發行し利廻六分を保たしむるには、券面利率五分五六四と定むべしとするが如く、又同條件の下に百二圓を以て發行し利廻六分の相場を保たしむるには券面利率六分三五二とするが如くである。

此の兩方法の適否は發行技術の問題ではなく、寧ろ投資者の需要に因りて定まるものとする。將來に於ける一定不變の確定的利息收入を幾分にも高率に保障せらるることを希望する所の所謂貯蓄的利殖者には額面發行を可とし、純投資的資本所有者にして將來債券相場の値上りを樂しむ向に對しては額面以下の發行を以て可とするのである。

抵當貸付金の金利は常に不變なる同一數字を示して居るものではない、其の時々の經濟事情に應じて變動すべきものであるが、我國に於ては貸付金利の改定は毎半期の初頭に行はれるから少くとも半期間は不變なる利率を保つて居る。之に反して債券の發行價格及び利率は市場相場の一一般的水準に適合する限りに於ては其の時々の情況に應じて任意に上げたり下げたりすることが可能である。然し乍ら此の債券利率は常に抵當貸付金の利率に對して特定の開きを維持して居なければならぬ。之は如何なる不動産銀行と雖も避くることの出来ない一大原則である。貸付利息は他の不動産金融機關即ち競業者の影響に因りて變動するか、債券市場の利率に適應して定まるか、又或は債券相場は抵當貸付條件の基準となるか等々の問題は、何れも其の根本に於ては常に相互的關係に在るけれども、結局最後には債券相場・債券原價が決定的地歩を占め抵當貸付利率を規定することになるのである。

不動産銀行の基礎が安固であつて其の信用が確實なる場合に於ては、金融市場の動搖にも妥協して債券相場を常に適當なる地位に維持し不斷に資本を吸収することを得て、抵當信用の需要に充分なる満足と與へることが出来る。此の發展行程に達してこそ始めて不動産金融組織が完成するのである。

2 相場決定の特殊理由

同性質の同一利率の債券であつても銀行相互の債券を比較して見れば多少の差異あるを免れない。其の因て生ずる事由には主觀的のものと客觀的のものとある。要するに各銀行の個別的信用・價値の

差異に起因するのが主たるものである。一般的には銀行が古く且つ大になれば爲る程其の信用も確固たるものとなる。信用の基礎は資本金の大小よりも寧ろ堅實安固なる貸付金と積立金とに存するものと見なければならぬ。

今最も公平適實を期するが爲めに、利率の同一にして流通期間の最も近似せる各種債券を捉へ來つて、其の相場と利廻とを比較するに次の如くである。

●各種債券相場利廻比較表 (其の一)

銘柄	償還満期	利率	相場	利廻	流通年限
國庫債券	(四二回) 昭和十六年九月一日	五分	九七・八〇	五・二五三	一一年九月
東京市河港改良事業債	(一) 回 同 一七年三月三十一日	五分五	九四・八〇	六・一〇六	一二年四月
東京府農工債券	(七八回) 同 一八年九月一日	同	九四・〇〇	六・一五三	一三年九月
勸業債券	(一〇五回) 同	同	九四・五〇	六・〇九七	同上
北海道拓殖債券	(一一四回) 同	同	九四・〇〇	六・一五三	同上
朝鮮殖産債券	(七四回) 同 一八年九月十五日	同	九四・〇〇	同上	同上
興業債券	(一一三回) 同 一五年三月十五日	同	九四・三〇	六・二六二	一〇年三月
日本郵船社債	(三) 回 同 一八年九月一日	同	九三・六〇	六・一九八	一三年九月
南滿洲鐵道社債	(二九回) 同 一四年三月十五日	同	九五・三〇	六・一七四	九年三月
東邦電力社債	(五) 號 同 一八年一〇月二〇日	同	九三・二〇	六・二三九	一三年一月

備考 本表は昭和四年十一月二十五日 山叶商會發行『公社債券商報』記載の相場に據つたものである。

各種債券相場利廻比較表 (其の二)

銘柄	償還満期	利率	相場	利廻	流通年限
國庫債券	(四二回) 昭和十六年九月一日	五分	九七・六五	五・二七四	一一年六月
東京市河港改良事業債	(一四回) 同 一七年三月三十一日	五分五	九四・三〇	六・一七六	一二年一月
東京府農工債券	(七八回) 同 一八年九月一日	同	九三・九〇	六・一七三	一三年六月
勸業債券	(一〇五回) 同	同	九四・三〇	六・一二七	同
北海道拓殖債券	(一四回) 同	同	九四・〇〇	六・一六一	同
朝鮮殖産債券	(七四回) 同 一八年九月一日	同	九三・八〇	六・一八四	同
興業債券	(一三三回) 同 一五年三月一日	同	九四・〇〇	六・三一八	一〇年
日本郵船社債	(三回) 同 一八年九月一日	同	九三・七〇	六・一九六	一三年六月
南滿洲鐵道社債	(二九回) 同 一四年三月一日	同	九五・四〇	六・一七四	九年
東邦電力社債	(五號) 同 一八年一〇月二〇日	同	九三・五〇	六・二一三	一三年八月

備考 本表は昭和五年二月二十五日 山叶商會發行『公社債券商報』記載の相場に據つたものである。

右表に依れば最も信用あるは國債にして市債及び不動産銀行債券は其れに次ぎ他の商事會社の社債の上に在ることが實證せられるのである。

ドイツに於ては戰前には投資證券相場の最も高がつたのは國庫證券・内國州債及び大なる内國市町村の證券であつたが、通貨膨脹が是等の證券さへも危険に瀕してゐるものなることを示し、且つ其の價値補充も抵當債券に比較して悪かつたことを示した後は抵當債券の相場は是等第一流證券と同地位

又は稍々高き地位に在つたと云ふことである。

債券を額面價格以下に於て發行する場合には抽籤の機會より生ずる相場の影響がある。此の機會は定められた流通期間の長短に従つて差異がある。今額面百圓・年利五分五厘附の債券を九十八圓で二年据置き十三年償還の條件を以て發行したときは所持人の利廻は次表の如くなる。

一 最初償還	複利	六分三七八	單利	六分四二八
二 中間償還	同	五分八三三	同	五分八八四
三 最終償還	同	五分七〇〇	同	五分七四八

銀行は此の債券を額面百圓にて償還すべき義務を負ふて居るのであるから所持人は二圓取得の當籤機會を持つて居る。此の機會(二圓)は一方貸付條件の中に其の補填を見出し他方債券の相場にも現はれなければならぬ。従つて設例九十八圓・年利五分五厘の債券相場は時期に因り額面價格・年利五分七厘の債券よりも其れ丈け高かるべき道理である。

又債券の相場は漸次債券當籤の蓋然的度合に應ずる丈け高まりつつ、應て最終償還に至るものとする。此の蓋然性は始めは極めて小なるも債券が古くなつて行くに従ひ益々大となつて来る。而して理論的には總ての抽籤債券相場は流通の終末期には常に百に等しくならなければならぬ。何となれば債券が次回に償還せらるることが確實になつたならば最早其の相場は券面相場以上にも以下にも爲り得

ないからである。右最終期以前に於ては券面利率が高ければ高き程相場は高かるべき道理である。即ち次の如くである。

券面利率	利廻と其の相場	
	五分五厘	六分五厘
1 五分五厘	一〇〇・〇〇 ^四	九一・六七 ^四
2 六分	一〇九・〇九	一〇〇・〇〇
3 六分五厘	一一八・一八	一〇八・三三
		一〇〇・〇〇

然し乍ら既發行債券利率が其の時々の水準よりも著しく高きときは銀行は何時にても借換又は臨時償還を爲し其の債券を流通より回収するから、斯かる豫想の下に在るものは額面以上の相場は出で難きものである。

3 債券利息の構造

債券の利息は次の如き要素を以て構造せらるべきを原則とする。

一 純粹金利。

不動産銀行の債券の純粹金利は需要供給のバランスに因て定まる。而して此の金利と相場との從屬的關係は前述の如くである。債券は何時にても之を現金に換へることが出来る。即ち回収の自由性・安

全性を充分に保持して居るから従つて純粹金利も當然比較的安かるべき性質のものである。

二 元本回収に對する危険の保険料。

不動産銀行の債券は投機的證券ではない。投資的又は利殖的證券である。此の證券の買手は利息の高きに誘發せられたのではなく安全確實なるを買つて居るのである。此の債券は上來屢々云ふが如く一種の物的財貨であつて債券の引當擔保と爲れる権利は物權的債權である。尙之を詳言すれば右債券は安全確實にして収入の永續性ある不動産に付き嚴重なる鑑定評價を遂げ、其の鑑定價額の三分の二以内に於て貸付を爲したる第一抵當權附債權を以て保障せられて居るのであるから、此の債券には元本回収の危険に對する保険料は必要としない。縱令萬全を期して之を必要としても極めて僅少言ふに足らざる程度のもとする。

今新設せられた不動産銀行が拂込資本金を以て調達した資金を以て貸付を開始し、其の得たる抵當債權を引當擔保として債券を發行せんとする場合に於ては、勿論最初の貸付に付ては將來の信用を顧慮して嚴重なる抵當物の選擇評價を行つたとしても、尙其れを基礎とする債券に對しては危険填補の要素に多少缺くる所ありとしなければならぬ。然るに爾後抵當貸付の幾千萬・幾億の巨額に上るに於ては其の金高が大なれば大なる程斯かる危険は減滅して了ふのである。何となれば假りに如何に注意深き鑑定や貸付を爲すも天災事變に因り不可避の損失を生ずることありとしても其の損失の補填は何

の苦もなく經常的收入に依りて平易に行はれて了ふからである。況んや此の債券は更に其の背後に第二次的に拂込資本金及び諸積立金其の他銀行の總財産を以て保障して居るのであるから、彌々以て元本回收不能の懸念に對する保険料は不必要となる。

三 貨幣價値の變動に對する補償。

此の事は既に前章貸付金利息の構造の項に詳述せるが如く問題とならない。

四 手数料。

資本所有者が債券に應募し又は之を買受くるに要する費用竝に利札及び元本の請求受領に要する手数料も、亦理論上債券利息を構造する一要素でなければならぬ。然し乍ら右は至つて簡便であるから特に券面利率に影響を生ずる程度のものではない。

4 債券の利率

A 利率の決定

債券の利率は前項利息構造の原則に従ひ決定すべきものとする。債券の利廻を見れば何れも何分何厘何毛強弱と云ふが如き端數が現はれて居るけれども、券面利率は何れも厘を以て最少單位とし其れ以下の端數なきものとする。現在流通に在る勸業・農工債券の券面利率は次の如くである。

一 勸業債券。

1 割増附債券 三分六厘(複利五分)・四分五厘・五分の四種。

2 大券 四分五厘・四分八厘・五分・五分一厘・五分五厘・六分・六分二厘・六分五厘・六分六厘・七分の十種である。此の外合併に因り繼承したる農工債券は四分八厘・五分五厘・五分八厘・六分・六分二厘・六分三厘・六分四厘・六分五厘・七分・七分三厘・七分五厘・七分七厘・八分の十三種である。

二 農工債券(全國農工銀行)。

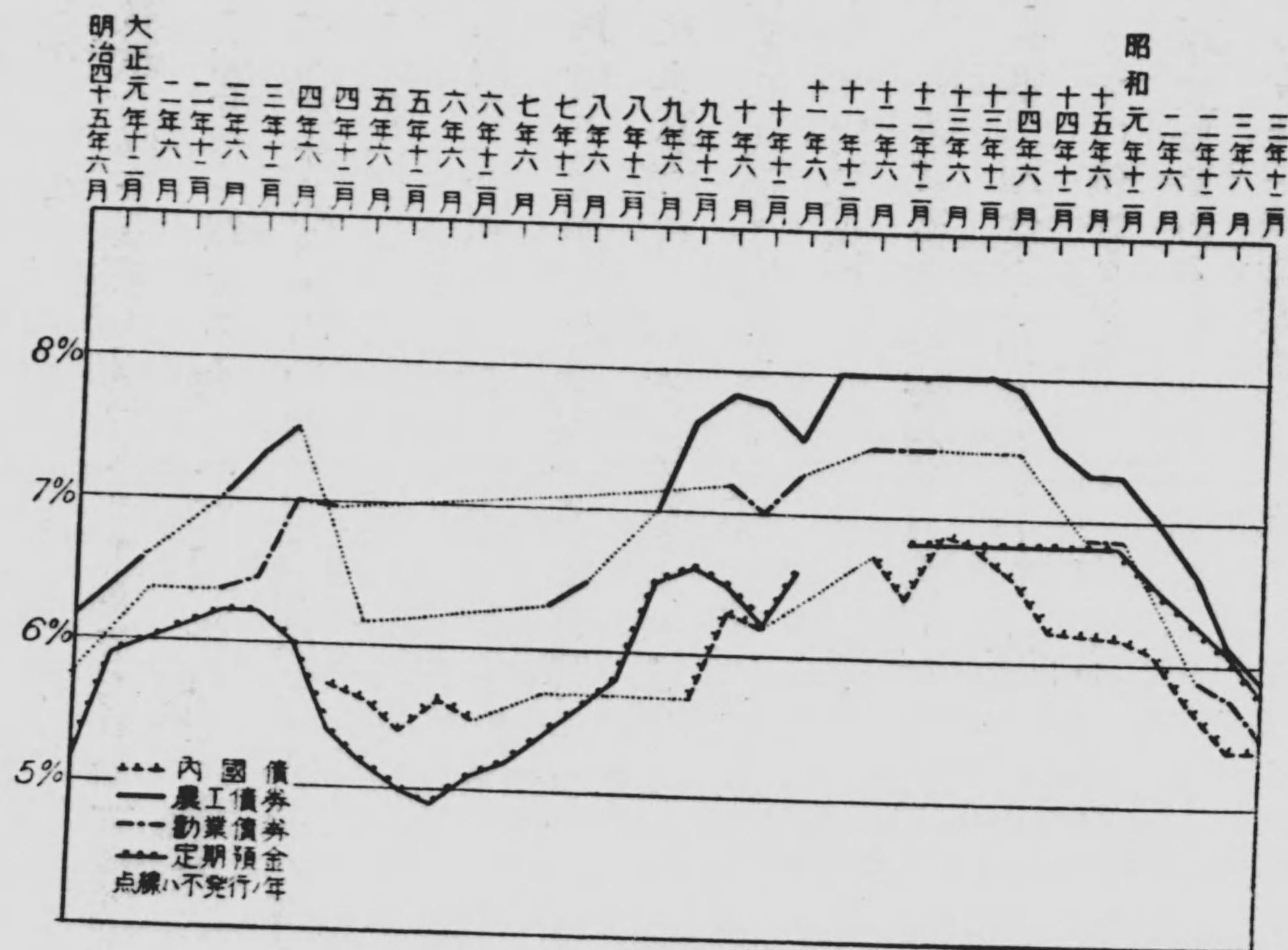
年利四分五厘・四分八厘・五分・五分四厘・五分五厘・五分七厘・五分八厘・六分・六分二厘・六分三厘・六分四厘・六分五厘・六分七厘・六分八厘・六分九厘・七分・七分二厘・七分三厘・七分四厘・七分五厘・七分七厘・七分八厘・七分九厘・八分・八分二厘の二十五種。

三 ドイツの抵當債券。

ドイツの抵當債券の券面利率は大戦前までは $3\frac{1}{2}\%$, $3\frac{3}{4}\%$, 4% , $4\frac{1}{2}\%$, 5% に限られ、其の時々の利率水準に適合するが爲めには、券面價格の差異に因りて調節を爲して居たが、一九二四年以來は、10%までの債券を見るに至つた。一九二六年のバイエルン抵當手形銀行の債券は一部は四分・一部は三分五厘である。

四 イタリアの抵當債券。

各種債券發行利廻表



三分・三分二厘五毛・三分五厘・三分七厘五毛・四分・五分の六種。

B 發行利廻の變遷

最近十八年間に於ける利廻變遷の跡を表示すれば上表の如くである。

本表に依れば債券の利廻は大體國債證券の利廻の基底に對應して呼吸し居ることが實證せられる。且つ又多少の例外を除けば普通銀行の定期預金利率の波動にも近似點を發見することが出来る。之を以て債券利廻の上下する時期は公債に伴ふものなること及び定期預金利率よりは騰落共に半年位遅れるものなることが判明する。又債券利率を公債利廻と定期預金利率とに比照熟視すれば所謂利率の水準なるものを達意的に理解することが出来る

であらう。

次に最近十八年間の各種債券の利廻變遷の詳細を示さう。

●債券發行利廻の變遷

年次	内國債		定期預金		勸業債券		農工債券		割引歩合		コルマヤ	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四五	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
大正元	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 二	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 三	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 四	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 五	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 六	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 七	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分
同 八	六分	五分	四分	三分	四分	三分	四分	三分	八分	七分	八分	七分

第十六章 不動産銀行の債券業務

八 債券利息及び債券相場

も漸落の歩調を辿り就中昭和二年上期の金融動亂以來、日銀の特別融通に因り一旦預金又は貸付金の拂戻を受けた通貨が全部各種の金融機關に復歸し市場に未曾有の遊資を漲らした結果、金融は異常なる變態的緩漫を呈し金利は加速度を以て低下し、同年下期より同三年下期の間に於ては勸業債券は定期預金利率よりも低下し、農工債券も略々定期預金利率と同様となるに至つた。之を好機として不動産銀行は殆んど悉く高利債券の低利借換の所作を終つた。昭和四年に入りては金解禁後の變動に備ふるが爲めに資金は長期市場より轉じて短期市場に流入したから、債券の發行は困難となり且つ其の金利は騰貴するに至つたのである。

九 利札の支拂

債券の利子は毎年二回發行の時定めた月に於て前の六ヶ月分を利札引換に支拂ふものとする(勸定款五〇條第一項・農定款七〇條)。債券の利子は五年間之を銀行に對して要求せざるに於ては其の權利を失ふものとする(勸四〇條・農三一條)。國債の利子の消滅時効も五年である(國債法九條)。商行爲に因りて生じたる債權は五年を以て時効に因りて消滅する(商法二八五條)。

ドイツのバイエルン抵當手形銀行抵當規則(一九二九年二月一六日改正)に依れば現在債券の利率は一部は四分・一部は三分五厘とし、債券には年二期拂の無記名利札を附してある(同三〇條第六項)。支拂期日に受取らなかつた當籤債券の金額は銀行の預金として取扱ひ且つ豫告なくして引出し得る預金に付すると

同率の利息を與へて居る(規則三四條)。

下オーストリア州抵當銀行に在りては利札は讓渡禁止の債券に對しては受領書と引換へに、讓渡自由の債券に付ては利札引換に之を支拂ふものとする。利札は一年拂又は半年拂とし讓渡自由の債券に附してある(法一四條)。

スペイン抵當銀行に在りては無記名式の債券には半期拂の利札を附してある、定款一〇五條)。

イタリア不動産銀行に在りては利札は毎年四月一日及び十月一日期限に於て六ヶ月拂原則と爲し、一月一日・四月一日・七月一日・十月一日の三ヶ月拂利札を有する債券をも、發行することが出来る(規則四七條)。

アメリカに於ても債券には半年毎に支拂ふべき利札を添附してある(法二〇條第一項)。

十 据置年限

債券の据置年限に付ては法律に明文はない。勸・農兩銀行の定款は五年以内に於て之を定むるものとして居る(勸定款五一條・農定款七一條)。之は年賦貸付金の償還に付ては五年以内に於て据置年限を定むることを原則とする規定に照應するものである。新規債券に因りて吸收せる資金を以て貸付けた年賦金に据置期間を存置する以上は、其の年賦金の拂込に依りて償還せらるべき債券に据置年限を必要とするは言ふまでもないことである。

債券の据置年限は發行技術上の問題でなく發行政策に依存する問題である。資本市場の實況に因り適宜相當の年限に決定せらるべきものとする。此の据置年限の長過ぎるときは一般金利が繼續的に低落し之に應じて貸付利息収入の減少する際に、支出と収入との間の權衡を回復することが困難となる。之に反して据置年限なく若しはありと雖も極めて短期間にして何時にても利率の引下げを行ひ借換を爲さるる虞れあるに於ては、債券相場の上に不利益なる影響を留むることになる。故に此の据置年限の設定の當否は微妙なる効果を生ずるものと云はなければならぬ。

据置年限の設けある債券資金を貸付くる場合には、理論上其の据置年限よりも一期以上早く償還あるやう貸付金の据置年限を定むべきものとする。スペイン抵當銀行に在りては年賦金の拂込と債券所持人への利子拂渡しとの間の期間は多くとも四ヶ月なりと規定し(定款一〇一條)、イタリアの不動産銀行は貸付金の回収と債券の償還との間には常に六ヶ月の期間を置きて正確なる取引を行ふことを原則と爲して居る。

然し乍ら銀行の新規貸付資金は必ずしも其の時募集せる債券資金のみに依るものでないから實際には彼此の据置年限を純理論的に構成せずと雖も差支へはない。且つ又年賦貸付金中据置年限なく直ちに年賦金の拂込を爲す貸付金の存在するに於ては、之に照應して抽籤を即時に開始する債券の發行も可能としなければならぬ。

ドイツに於ては抵當銀行は抵當債券の償還權を十年以内に於て拋棄することを得と規定して居る。即ちドイツの抵當債券の据置年限は十年以内である(法八條第二項)。之は抵當貸付金の据置年限を十年以内とする規定(法一八條第二項)と照應するものである。此の据置年限は確實に十年と定まつて居るのではなく勿論之より短期限であつても差支へない。現在は普通五年である。ドイツの銀行が如何なる方法を以て債券償還を留保してゐるかと云ふに、例へば銀行は償還告知若しは抽籤を留保するか又は始めから確定せる償還期日を定むるかは銀行の隨意として居る。

アメリカの農業債券は五年据置其の後何時にても土地銀行の選擇に依り償還を爲し得べきものとする(法二〇條第一項)。

十一 償還及び借換

1 規則的償還

債券の流通は規則的なる方法と隨意的なる方法とに因りて終了する。前者は抽籤に依る告知に基き額面價額を以て償還を爲すものである。之には週期的償還と拂込事故に因る償還とある。第二の隨意的方法には臨時償還と買入銷却とが存する。

一 週期的償還。

勸・農兩銀行は少くとも年賦償還貸付金の償還高に應じ、毎年二回以上抽籤を以て勸業債券又は農工債券を償還しなければならぬ(勸三六條・農二七條)。抽籤の方法に依り償還する債券には最後の支拂期日を除くに於ては元本請求の爲め豫め定められた時期は無く、何れも未必的に抽籤に因り甫めて償還期日が確定するのである。

1 償還期限は据置年限經過後五十年以内に於て適當に之を定める(勸定五一條・農定七一條)。此の償還年限は年賦償還貸付金の年限に照應するものである。

2 債券を抽籤する場合には豫め抽籤すべき債券の種類・金額及び抽籤の日時・場所を定め、監理官立會の上之を執行し、且つ當籤債券の種類・記番號・枚數・金額及び元利金支拂期日を公告することを要する(農工銀行規程二五條・二六條)。

此の償還方法規定の精神は「流通債券額と貸付金現在高との平均を保たしめんが爲めである。即ち貸付金の償還あらば舊債券を償還し貸付あらば又新債券を發行し債券は新陳代謝するのである。斯くて銀行は幾回も債券を發行し是等の債券は同時に流通するから其の内の何れを償還するかは銀行の商策に屬する。或は銀行が年賦金の拂込を受けたときは之を以て債券を償還せずとも、直ちに之を貸付に用ゆるときは債券の流通高と貸付金現在高とは平均を保つてはないかと云ふ説もあるであらう。然し乍ら茲に注意すべきことは、年賦金は初年ほど辨濟元金の部分は少ないのであるから、今償還を受け

た年賦金を直ちに貸付に使用するときには貸付元金の償還額は減じ、其れが爲めに債券を當初定めた期限内に償還することが不可能と爲るに至るであらう。故に年賦貸付元金の償還額は必ず之を債券償還に使用せしめ、貸付に付ては新たに債券を發行せしめなければならぬ」と之が本條の趣旨である。本條の下に在りては定期償還貸付金は如何に多額に償還せられても之に因り債券を償還することを要しないのである。

尙ほ勸業銀行獨特の週期的償還として勸業銀行が引受けた農工債券・北海道拓殖債券・産業債券及び朝鮮殖産債券の償還高に應じ、毎年二回以上抽籤を以て勸業債券を償還すべきものとする(三六條)。

二 拂込事故を原因とする償還。

勸・農兩銀行は年賦償還貸付金の償還が延滞して豫期の金額に達せざるときは、前項の通常償還と同時に抽籤を以て其の延滞金額に相當する債券を償還しなければならぬ(勸三九條・農三〇條)。

又勸業銀行に於ては同行の引受けた前掲各種債券にして、其の發行者が解散した爲めに全額の償還を得ることが不可能となつた場合には、年賦金の延滞の場合と同じ方法を以て其の債券面金額に相當する勸業債券を償還しなければならぬのである(勸三九條)。

スペイン抵當銀行に在りては、週期的償還は抵當貸付金の年賦償還又は其の他の償還元金を以て毎年債券を償還すべきものとする(法八條第六項定款一〇四條第二項)。償還は一定の支拂期日又は抽籤の方法

に依り額面等價を以てすべく債券所持人は其れまでは元本を請求することは出来ない。毎回の償還は流通に在る債券の總額が抵當貸付金の總額を超えざる程度に於て行ふべきものである(定款一〇四條第三、第四項)。

オランダのウエストランド抵當銀行に在りては、債券は抽籤又は發行のとき定めた時期に於て額面價格を以て償還すべきものとし、抵當貸付金の返済せられたときは更に新規貸付に用ひざる限り總て之を債券の回収に使用しなければならぬ(定款六八條第三項・七一條)。

2 任意的償還

A 臨時償還及び借換

債券の期限前償還は發行銀行のみに專屬する特權である。此の臨時償還權は我國に於ては法律上の規定に依りて生ずるものでなく發行條件に依る當事者の契約に基く權利である。何れの債券に於ても通常の償還方法の次に但書を以て銀行は臨時償還を爲すことあるべき旨を規定して居る。然し乍ら所定の据置年限中は如何なる場合と雖も臨時償還を爲し得る權利はなきものと解しなければならぬ。元來債券の償還は前項に記述せる週期的償還を常態とし平時に在りては臨時償還の行はれることは減多に起らない。唯一例外として一般金利が全国的に非常に低下した場合のみ臨時償還が一舉に行はるるに至るのである。即ち一般金利が低下すれば之と同時に債券利率も貸付利率も低下する。従つて自

然既往の高率なる貸付金の期限前償還は増加して止まぬのである。此の場合に於て若しも既發行債券の臨時償還が不可能なりとすれば右償還金は再び新規の低利なる貸付に使用せられなくてはならぬ。其の結果銀行は債務者より取得する利息は低率なるに拘らず、債券所持人には高率なる利息を支拂はなければならぬと云ふ苦境に陥るのである。

此の如き時代には自由勝手に取引所に於て債券を買入銷却することは損失なくしては實行し得る可能性はない。何となれば市場相場がパー以上なるに於ては、之を券面額にて買入れることは不可能である。故に斯かる苦境を脱出する唯一の活路は唯臨時償還あるのみとする。

此の臨時償還は常に債券の借換と一致するを例とする。即ち低利債券を發行し其の資金を以て高利なる舊債券を償還するのである。此の際に舊債券所持人は大概現金を要求せず新債券に乗換を承諾するを慣例とする。新規の低利債券の相場がパー以下なるときは高利債券と借換を爲す債券所持人に相場差額を現金にて賠償するを必要とするも、之は理論上のことであつて實際に於ては新規債券がパーを保つべき條件を以て發行するのであるから斯かる必要は生じない。

債券の借換は右の如き性質のものであるから、借換の爲め新規債券を發行する場合には一時法上の發行制限を超過するも差支なしとして居る。此の場合には低利債券發行後一个月以内に抽籤を以て其の發行金額に相當する舊債券を償還しなければならぬ(勅令二七條・二八條)。無論舊債券の回別の全部を償

還する場合には抽籤の必要はない。新規に發行する借換債券は賣出の方法に依ることを得ず且つ一時に全額の拂込を要する(農工銀行規程二三條)。此の借換に關する規定も商法の一般原則に對する例外である。商法には借換の爲め一時社債の發行限度を超過し得る旨の規定はない。

B 買入銷却

債券の買入銷却を爲し得る場合は次の二つである。第一に勸業銀行は年賦償還貸付金の期限前償還を受けたるときは大藏大臣の認可を受け、其の金額を限度として勸業債券の買入銷却を爲すことが出来る(勸三六條ノ二)。本條は明治三十八年四月の改正法律を以て追加したものである。本條の改正法律案は貴族院の特別委員會に於て削除せられ辛うじて本會議に於て復活したと云ふ難産の歴史附規定である。

貴族院の反對論は要するに勸業債券には割増金を附して償還することを公約し乍ら、其の發行者自身が券面價額以内を以て買入銷却を爲すことは原理に適せぬと云ふこと、及び券面金額と買入金額との差金を銀行が不當利得するのは不合理であると云ふに在つた。之に對して政府委員は「此の買入銷却は廣く行ふものでなく期限前の償還を受けた場合に買入銷却を爲すのである。此の期限前償還を受けた場合に銀行が買取つて仕舞へば其れ丈の金利が受け得られる。約束以外に債務者から返済を受けたときは其の金が遊ぶ、金が遊んで居れば従つて金利が高くなるのは免れない。故に其の遊ぶ金を

以て債券を銷却し始終釣合を取つて行くに於ては資金が遊ばないから低利に資金を供給することが出来る。故に政府は銀行の利益を計るのではなく土地所有者の便利を計るのである。之が爲めに債券所持人は非常に不利益を被るか」と云ふに決してさうでない。何となれば此の場合には固より強制して買ふのでない。所持人の望みに因つて買ふのである。銀行が債券を買入銷却するに於ては必ず他の部分の債券の價格が騰貴するから債券所持人に向つても其れ丈の利益を與へることになる。即ち一方に於ては銀行が低利の資金を供給する便を得るのみならず、他方に於ては債券所持人は價格の下落した場合に此の買入銷却があれば債券の價格は騰貴して利益を受けるのである。尙ほ買入銷却を爲した爲めに割増金其の他償還の條件等に付て別に所持人に不利益を與へることはない。」と主張した(一)。

(一) 明治三十八年二月七日 貴族院議事速記録 第九號九九一〇〇頁。

此の場合に單に債券の發行額を減少するのみを目的とするならば、通常償還の場合に於て抽籤すべき債券の金額を其れ丈け増加するを以て足るのであるが、然るときは償還は券面額を以てしなければならぬ。之は銀行に取りて甚だ苦痛である。年賦金の期限前償還を受くることは銀行に取りては極めて不利益である。何となれば銀行は債券の利息及び其の發行に要した諸費用並に貸付に要する手数料其他銀行經營上の管理費を貸付期間中の利息に依りて補償せられなくてはならぬ。然るに其の貸付金が期限前に償還せらるるときは豫め期待した充分なる補償を得ることは不可能に終るのである。故

に此の損失に相應して其の償還金額に相當する丈け可及的額面以下の相場を以て債券を買入銷却せしめ、其の損失を補填することは理論上許さるべき性質の事柄である。然も此の場合に下落してゐる債券の價格が買入銷却の爲めに騰貴するに於ては副生的に債券價格の調節も可能となり、一石二鳥の利益を享け得ることになるのである。

明治三十八年本條追加の當時流通に在つた勸業債券は割増金附債券のみであり、且つ取引所の相場もなかつたが爲めに銀行が壓制的に買入價格を定め所持人を不利益に陥らしめはせぬかと云ふ懸念もあつたのであるが、現在は取引所の公定相場に依るのであるから何等弊害はない。但し其の買入價額は券面額及び買入當時までの利子の合計額を超えてはならぬものとする。

農工銀行法には本條の如き明文はないけれども、第二の一般的買入銷却を許容せられて居る以上此の意味の買入銷却も無論可能である。

第二は一般的買入銷却である。勸業債券又は農工債券の市場價格を維持調節する爲め若しは一般金利の低下せるとき、銀行の餘裕金潤澤なるに新規貸付の申込少なき場合等々に在りては、比較的高利の債券を券面額以下に於て買入銷却を爲すは經營上妥當の措置とする。債券買入は不動産銀行制度の特質の一つである。右は銀行が債券の相場に干渉し之を調節するに有效適切なる方法である。買入の目的は不斷に債券相場を適正に保ち、債券の需要を維持するにあるので在るから其の買入價格は券面

額及び買入當時までの利子の合計額を超えてはならぬ(農工銀行規程二八條)。

此の場合には直ちに買入銷却を必要とした事由を具し、買入債券の種類・枚數・金額・買入總額及び買入單價を記載して大藏大臣に届出づることを要する(同規程二七條)。

債券の買入銷却の手續は買入れた營業年度内に於て速かに之を完了しなければならぬ(同規程二九條第二項)。

買入銷却の手續は原簿に銷却の記入を爲し、監理官立會の上銷却證書を作成し、銷却した債券の種類・記番號・枚數及び金額を公告することを要する(農工銀行規程二九條第一項)。

スペイン抵當銀行に在りては抵當貸付金の期限前償還のあつた場合に銀行が其の期間内に新規貸付を爲したるか、若しは新規貸付を爲して其の新規抵當權を以て抵當債券の引當に充當せざるに於ては、銀行は右償還を受けた金額と同額の既發行債券を流通より回収しなければならぬ(定款一一三條)。

此の事由に因り銀行に回収したる債券は、定められた發行總額限度を超えざる場合には、理事會の許可を得たときに限り再び之を流通に出すことが出来る(定款一一九條)。右債券は銀行に回収し再び流通に現はるるまでの勘定は銀行の所有有價證券として取扱はれてゐるであらう。

十二 債券及び利札の消滅時効

勸・農兩債券の所持人が其の元利金を要求せざるときは、元金は十五年・利札は五年にして其の要求の権利を失ふものとする(勸四〇條・農三一條)。勸・農兩銀行は債券又は利札の时效に罹るものある場合には时效完成一个月前に其の支拂を請求すべき旨を公告し且つ知れたる所持人に各別に之を催告し(農上銀行規程三〇條)、之を處分したるときは大藏大臣に届出で(同三一條)、社債原簿に其の旨を記入し时效消滅に歸した債券又は利札の種類及び記番號を公告しなければならぬ(同三二條)。

下オーストリア州抵當銀行法に依れば同行債券の消滅时效は三十年・利息は六年としてある(法二一條)。

スペイン抵當銀行は其の定款に於て利札及び元本の支拂にして其の支拂期日又は償還期日後三年間請求なきものは、其の後は請求し得べからざるものと規定して居る(一二五條)。

オランダのウエストランド抵當銀行に於ては、利札は五年以内・債券は三十年以内に其の支拂請求が申出でられないときは时效に因りて消滅するものとして居る(定款七四條)。

第十七章 債券業務の改善

一 改善の本旨

不動産銀行の債券業務改善の重點は、其の事務的方面よりも債券自體の信用を確實に増大するに在る。不動産金融の圓滑に行はれるや否やは一に懸つて此の債券に依る資金吸收の能否に因るのであるから、債券の信用を増進し相場の騰貴を圖り、發行者利廻即ち發行原價の低落を期することは不動産銀行の本質的使命でなければならぬ。

二 債券の引當擔保

1 資本金制限の擴張

不動産銀行の資本金に對する債券發行高の制限に付ては既に前章に於て現行法及び諸外國の立法例を參照して委細詳論してあるから、茲には唯其れを引用して改正を要すると思ふ事柄を結論的に述べらる。即ち私案を掲ぐれば次の如くである。

- 一 不動産銀行の債券の發行高は拂込資本金の二十倍を限度として之を發行し得ること。

二 右は十五倍までとすること。

勸業債券は現在既に十五倍である。本案に依れば唯農工銀行が之に追隨し來るに過ぎない。

三 前二案の何れにも損失補填準備金を加算すること。

配當平均準備金その他の任意積立金は或は將來取崩さるる虞れなきに非ざるも、此の準備金に手の觸れることは豫想せられないから、之を拂込資本金同様に見做しても、決して弊害は起らないと信ずる。

一 ドイツは資本金並に損失補填及びドイツ農業中央銀行(地代銀行信用會社)及び債券所持人の債權確保の爲めにする積立金の二十倍まで、戦前は十五倍まで。

二 フランスは公稱資本金の五十倍まで。

三 アメリカの聯邦土地銀行は資本金及び準備金の二十倍まで、株式土地銀行は十五倍まで。

四 オランダは拂込資本金の十倍迄である。

2 貸付金の嚴選

貸付金に對する制限に付ても亦既に詳論せる通りとする。其の結論たる改正案を述べれば次の如くである。

一 流通に在る不動産銀行の債券の額面總額及び其の利息は年賦・定期償還貸付金及び其の利息の總

額に超過することを得ずと規定すること。

貸付金と債券とが均勢を保つが如く貸付金の利息と債券の利息とも均勢を維持することが必要である。債券の利息及び元本の支拂は貸付金の元金及び其の利息で保障せられなくてはならぬ。貸付金の利息が其の原則通りに決定せらるるに於ては常に此の結果となる。右は勿論利息の總額に付て云ふのである。個別的に貸付金利息と債券利息とを比較するならば兩者の間に多少の出入は存するであらう。

然らば此の同等引當の存續期間は債券流通の期間と適確に一致することを要するや否や。右は其の年度に於て最低額の引當あるを以て足ると解すべきであらう。例へば今年三年後満期となる百萬圓の抵當貸付金あらば、百萬圓の債券流通期間が五年であつても仍此の債券の引當となるに適するものとする。抵當貸付金が三年の間に償還せられたら再び抵當權を新たに取得するか、債券の臨時償還が現はれて來ることになる。此の如く解釋することは經濟的に見て正當なことであらう。

債券の發行額と貸付金額が大なれば大なる程債券も貸付金も種々雜多なる時期に満期となり、其の現在額は債券は抽籤償還に因り、貸付金は満期・定期又は期限前償還に因り、日毎々に變動を來すのであるから多種多様な貸付金及び債券を之から先きの時期に對しても繼續的に几帳面に一々年限を一致せしむるが如きことは全然必要はない。債券所持人は何時にても充分なる保障を受くるならば

其れにて満足すべきものである。

二 農・工・漁業者十人連帯及び産業組合其他各種組合に對する無擔保貸付金の債權をば債券の引當擔保とすることを避けること。

不動産銀行の債券は抵當權と貸付金の債權とを引當擔保とする所の有價證券である。抵當債券とは最も善く此の本質を言ひ現はした名稱である。故に我國の債券を抵當債券の本質に適合せしむるには、從來の如き農・工・漁業者等に對する無擔保貸付金及び産業組合其他の組合に對する無擔保貸付金の債權を債券の引當擔保に供することは避けなければならぬ。諸外國の立法例に従へば前述の如く純粹なる抵當債券と市町村債券とを区分し、明かに其の引當擔保の根源を別にして居る。然し乍ら我國に於ては抵當債券と公共債券とを區別する必要はあるまい。何となれば我國に於ては不動産銀行の資金の融通を受くる公共團體は起債權と賦稅權とを固有しなければならぬ。此の賦稅權は確實なる擔保であつて其の價值に於ては抵當不動産に優越するものであると認めても差支へないからである。尙ほ耕地整理組合無擔保貸付金を引當擔保として認むるや否やに付ては多少の疑があるけれども之を産業組合等の無擔保貸付と同視すべきものではない。

三 無抽籤定期償還債券の新設

一 新に定期償還貸付金を限度として無抽籤五年以内定期償還債券の發行を爲し得る途を開くこと。
現行法は立法當時定期償還貸付金を債券の引當擔保とすることを許さなかつたから、債券は總て年賦償還貸付金の償還高に従ひ抽籤を以て順次償還すべきものと規定したのである。然るに大正六年七月に到り法律を改正して定期償還貸付金をも債券の引當に供することを許容するに至つた。然らば此の定期償還貸付金の回収状態に適應する所の無抽籤定期償還債券を發行する途を開いても差支へないと信ずる。之は理論的に云ふことであるが不動産銀行の實情に徴しても資本市場の狀況に因り長期債券の發行困難なる場合に三年・五年と云ふが如き短期無抽籤満期日拂の債券を發行するに於ては、其の時々の資本市場の狀況に順應して貸付資金を低利且つ容易に調達することが出來ると云ふ經濟的理由がある。固より此の債券發行高及び其の利息は定期償還貸付金總高及び其の利息を超過してはならぬのである。

四 債券の償還

1 償還資源の整頓

我國の現行法の下に在りては債券の償還資源は次のものを以て成立して居る。

第一 週期的償還の資源。

- 一 年賦償還貸付金の償還高(勸三六條・農二七條)。
 - 二 勸業銀行の引受けた農工債券・北海道拓殖債券・産業債券・朝鮮殖産債券の償還高(勸三六條)。
- 右は勸業銀行に獨特のものである。

第二 拂込事故を原因とする償還の資源(二)。

右に付ては法律に別段の規定はないが銀行の固有資金とするが穩當であらう。

(一) 前章十 償還及び借換—規則的償還の項參看。

現行法は右の如く債券の週期的償還資源は單に年賦償還貸付金の償還高としてゐるけれども、實際は之に定期償還貸付金の償還高をも加へなければならぬ。現行法は立法當時定期償還貸付金の債權は之を債券の引當擔保とすることを許さなかつた。故に債券の償還資源に關する規定には前述の通り悉く「年賦償還貸付金云々」としてある。然るに大正七年法律を改正して定期貸付金をば年賦貸付金と同様債券の引當としたに拘らず、依然として債券の償還に付ては以上の如く年賦貸付金の償還高又は年賦貸付金の償還延滞して豫期の金額に達せざるときは、其の金額に應じ抽籤を以て債券を償還すべしとの規定を維持して居る。

其の理由は現行法の定期償還貸付金の資源には債券資金の外に銀行の固有資金(拂込資本金・積立金)、及び定期預り金をも使用して居るのであるから、定期貸付金の償還があつても其れに相當する丈けの債券を償還せしむる必要なしと認めたに因るのである。然し乍ら實際上定期預り金を以てする抵當貸付は言ふに足らざるものであるから債券の引當と爲つてゐる貸付金の償還のあつた場合には、年賦・定期を論せず總て之に相當する額の債券を償還しなくてはならぬものとする。勿論債券を資源とする貸付金の外に拂込資本金及び積立金を資源とする貸付金の存することは、債券引當擔保の確實性・安全性を増進する所以であつて、之に因り債券の信用は彌々高まるのであるから右は多々益々多きを望むものである。

斯くて更に無抽籤債券を認むるに於ては債券の償還資源は次の如く整頓せらるべきものであると思ふ。

第一 抽籤債券の償還資源。

- 一 半年賦金中に含まれて居る年賦償還貸付金の元金償還高。
- 二 年賦償還貸付金及び定期償還貸付金(二)の全部又は一部償還高。

(二) 債券資金を定期貸付に使用した場合。

第二 無抽籤債券の償還資源。

- 一 定期償還貸付金の全部又は一部償還高。

抵當物を競賣に付した結果之が銀行に競落した場合には貸付元金の償還のあつたものとする。

2 任意的償還権の規定

一 貸付金が期限前に償還せられたときは其れに相當する金額の債券を抽籤償還又は買入銷却と爲し又或は再び之を新規貸付に使用するかは銀行の任意とする旨の規定を設けること。

右に關する現行法の規定は、單に勸業銀行法に年賦償還貸付金の期限前償還を受けたるときは、其の金額を限度として勸業債券の買入銷却を爲すことを得とあるのみであつて(法三六條ノ二)、其の立法事情は既に詳述した通りである。然し乍ら本條のみにては尙ほ不充分であるから冒頭の如く規定する必要があらうと思ふ。不動産銀行は債券の償還資源を正當に維持し且つ豫測せざるに貸付金の多額の償還があつて貸付金の利息は充分に産出せられないに拘らず、債券の利息は支拂はねばならぬと云ふ危険に遭遇した場合に之を防止する手段として、既發行債券を銀行獨自の意思を以て隨時償還し得る権利を留保して置かなければならぬ。

不動産銀行の實際上の業務を見るに先づ最初は拂込資本金を以て抵當貸付を行ひ其の債權を引當擔保として初回債券を發行し、茲に始めて繼續的に不動産金融業務の本質的活動は開始せられるのである。斯くて爾後絶えず貸付金の拂渡と債券の發行とは繰返して營まれ、抵當貸付高と債券流通高とは愈々増加して行くのである。其の間に在りて抵當貸付金は年賦償還又は全部償還或は一部償還に因りて辨濟せられ、債券は其れに呼應して抽籤又は買入銷却に因りて償還せられると云ふ組織である。此

の貸付金の辨濟には契約期限前に屬するものがあり、而も其の金額は其の時々の經濟事情に因り相當巨額に達する場合がある。銀行の貸付金が大となればなる程此の期限前償還額は増加し來るのである。此の期限前償還金は再び繰返して新規貸付に使用し得べき資源を構成して居る。加之之に對する資金調達費用は既に其の經過年數の分は支辨濟であるから新規債券を發行するよりも其の資金の原價率は遙かに安い場合が有り得るのである。

然らば此の資源は債券所持人の權利を害せず銀行の不利益とならざる限りに於ては、再び之を新規貸付に使用することを許容しても差支へない。故に期限前償還貸付金を新規貸付に使用せしむるか、又或は直ちに之を以て債券を回収せしむるかは場合を分つて論じなくてはならぬ。一般に金利の低下した場合に高利率の債券資金を以て融通した貸付金が期限前に償還せられたときは、其の相當額の債券を抽籤償還するか又は買入銷却を爲すことを要し之を貸付に使用してはならぬ。何となれば此の場合には期限前償還貸付金を再使用するよりも、新たなる債券に依りて調達せる資金を以て新規貸付を行ふことが債務者に取りても銀行に取りても利益であるからである。之に反して金利の一般的に騰貴せる場合に低金利時代の債券に依る貸付金が期限前に償還せられたときは、直ちに之を繰返して新規貸付に使用することは銀行に取りて甚だ有利となる。何となれば此の場合の再使用貸付資源即ち期限前償還貸付金の資源となつてゐる債券の利率は新規發行債券利率よりも安く、且つ前述の如く資金調達

に要した費用は相當銷却濟となつてゐるからである。従つて貸付金利を低安ならしむる一因となる。或は年賦金は初年ほど償還元金の部分は少く満期に近くなる程多くなるから、其の多くなつた時代の償還元金を再び新規貸付に使用するときは、最初の債券の償還資源に缺乏を來すであらうと云ふ考もあるけれども、右は貸付業務の發達せざる時代にのみ依存する懸念であつて貸付金總高が巨額となり債券と貸付金との償還期限が多種多様に錯綜して其の償還が毎月行はれるが如き實情の下に在りては些かも之を憂ひとするに足らぬものである。

3 臨時償還権有無の規定

一 先づ債券所持人は債券の臨時償還を請求する権利を有せざることを規定すること。

現行法には之に關する明文はなく不動産銀行の定款にもなく、債券の發行條件中にも之を明確に規定して居らない。唯發行條件の解釋上同趣旨に歸着するものとしてゐるが不充分である。故に之を法律に規定するか然らざれば少くとも定款に明文を置く必要があらうと思ふ。

債券所持人は銀行の發動なき以上任意に債券の臨時償還を請求する権利を有せざることは、普通銀行に對する預金取付の如き支拂の混亂に陥ることを豫防する唯一の武器である。債券所持人は何時にても債券の買手を持つて居るのであるから之を現金に換へる爲めに銀行に對して臨時に元本の償還を請求する必要はない。銀行の債券に他の銀行に見るが如き取付なきは實に之が爲めである。之に反

して債券の所持人は銀行が債券の臨時償還を爲す場合には償還元本を受領すべき義務あるものとしなければならぬ。

二 次に銀行は債券の据置年限經過後は何時にても債券の全部又は一部の臨時償還を爲し得べきことを規定すること。

現行法律にも定款にも之に關する規定はない。唯勸・農兩債券借換の爲め一時法律の制限を超えて低利の債券を發行することを得とする規定があるのみである(勸三七條・農二八條)。通例借換は臨時償還と併行するものではあるけれども、右は主として借換を理由とする一時的發行制限超過の違法性を阻却するのみの規定と見なければならぬ。從來の實情に徴すれば何れも發行條件を以て之を契約してゐるから實際上の不都合はないけれども此の如きは少くとも定款を以て規定するのが穩當であらう。

五 債券の消滅時効

一 債券の消滅時効は十年を以て完成することに改むること。

現行法に債券の時効を十五年と定めたのは、立法當時國債の元本の消滅時効が十五年を以て完成することを規定してあつたに因るのである(舊整理公債條例一四條)。然るに明治三十九年四月十一日國債に關する法律を以て國債の時効は十年に短縮せられた(同法九條)。本法即ち勸・農兩銀行法制定當時に在りて

は商法の消滅時効は六年であつた。然るに改正商法に於ては、之を五年に短縮せられてある(商法二八五條)。故に債券の消滅時効も十年とするを相當と認める(民法の消滅時効は十五年である(民法一六七條))。

六 債券相場の調節

一 新たに自行債券の相場を調節する目的を以て自行債券を賣買し得る途を開くこと。

債券相場を調節し債券の信用を維持するが爲めに自行債券を賣買することの必要なる理由は既に詳述せる所の如くである。故に餘裕金運用の一手段として我國に於ても自行債券の賣買を爲し得る途を開くことが必要である。債券は其の額面の大小に拘らず物的財貨として流通力ある有價證券として絶えず移動して居る。故に何時にても買手を見出し得る可能性がなくてはならぬ。其れが爲めには取引所に上場せらるることが必要である。債券の信用を維持するが爲めには取引所に於て何時にても債券が優良なる相場を以て賣れなくてはならぬ。此の賣却を容易に爲し得る可能性が債券をして需要ある商業證券たらしむるのである。

債券は投機的證券でないから相場高低の妙味はない。従つて取引所に於ける賣買は餘り多額には上らないのである。通常買手は證券會社又は發行銀行の販賣機關に直接申込んで來るを例とするから取引所外の取引が多いと見なければならぬ。唯此の場合にも取引所の相場が其の賣買の標準となるので

ある。斯くて取引所の相場は取引所内外に於ける總ての債券取引の基準となる。然るに取引所に於ける債券相場の高くならないのは一般的に債券の需要がないからではない。單に取引所に於ける債券の買手がないか又は少ないと云ふ事から發生するのであるから此の相場は正しいものではない。取引所外に於ける債券取引が大なるに拘らず、取引所に於ける僅かな偶發的債券賣上價格を標準とすることは正當ではあるまい。此の弊害は銀行が相場を調節することに因り、換言すれば銀行が一定相場の決定的買手として市場に現はれることに因りて救済することが出来るのである。債券相場が絶えず調節せられて居ることは債券所持人に取りても、不動産銀行が新規債券を發行するに付ても非常に重要な價値がある。ドイツのシュルテ博士の言ふが如く債券相場を維持することは *Service* である。一般人に對する奉仕である。買手の運命に任せずして之を守護し之に由りて債券の價格及び信用を高むることは不動産金融機關の重要な任務である。勸業銀行は勸業債券株式會社を有し興業銀行は日興證券株式會社を有するも、農工銀行・北海道拓殖銀行・朝鮮殖産銀行は斯かる機關を有せず、債券相場を全然取引所の自由取引に放任してゐるのは甚だ當を得ないことである。然し乍ら此の相場調節に要する諸費用は抵當債務者に轉嫁してはならぬ。此の費用は舊債券を其の額面償還よりも廉價に買戻すことに因りて償ふことが出来るし、又相場の安いとき買入れ銀行の標準とする相場に到つたとき賣放つのであるから其の差額は銀行の利益となる。故に此の差益で諸雜費は充分に補償せられるであらう。

但し債券の相場を餘りに高くするときは債券が多量に取引所に流入して賣出されるから銀行は正當なる標準的價格を維持する目的の外に出てはならぬ。

然らば銀行が自行債券を買入れたときは債券の流通關係は何うなるか。債券買入の時を以て流通は終熄し再び賣却せらるる時を以て更に新たなる發行があつたものとするか何うか。元來抵當債券は無記名債券であつて其の時々の所持人より獨立して獨自の存在を有する純粹の物的財貨である。銀行が之を買入れた場合には銀行自らが一時債券の所持人となるに過ぎない。之が無記名債券の最も重要な特質である。

此の目的の爲めにする債券の一時的所有の取扱は恰も銀行が他の有價證券を取得した場合の如く、所有有價證券勘定を以て整理すべきものである。之が爲めに流通に在る債券の總額に減少を來すものではない。買入銷却は發行に相應するものであるけれども單純なる一時的買入は何等發行に關係せず純然たる有價證券取引に過ぎない。又之を銀行の管理上から見れば一旦買入れた債券の相場が買入價額よりも上らないときは、銀行は適宜都合よき數を選出して買入銷却を爲し得る可能性を有してゐる。買入價額は常に額面以下であるから如何なる場合と雖も銀行が損失を被ることはない。

此の債券相場調節資源には各種預り金を充當するを相當とする。此の如き資源に活用してこそ甫めて預り金を附隨的業務とする意義と必要とが實證せらるることに爲るのである。唯茲に民法上の問題

として自行債券を所有するときは、混同に因り債權は消滅すると云ふ考へ方もあるけれども、債券の性質は上來屢々解説した如くであるから自行債券の一時的所有は混同の例外と認めても法律上不都合はないと信ずる。

七 債券の特典

最後に論すべき要務は債券に對する特典附與の問題である。不動産銀行が産業の振興乃至住宅の安定其の他經濟的・社會的・文化的生活に貢獻する唯一の武器は低金利貸付と云ふ一點に歸する。而して其の可能性の有無は全く低利なる債券を賣出し得るや否やに因りて決せられるのである。債券資金が低利且つ豊富潤澤に調達し得らるるや否やは亦實に債券の信用の厚薄に因るのである。左れば茲に債券に特典を與へ其の發行を容易ならしむることは公共的目的を達する所以としなければならぬ。此意義に於て勸業債券・農工債券・北海道拓殖債券及び朝鮮殖産債券は何れも日本銀行の見返擔保品として決定的に採用せられ、且つ保險會社・貯蓄銀行の準備保證にも採用せられて然るべきものと信ずる。

ドイツの抵當債券及び公共團體債券は後見財産の投資に適するものとせられ、且つ無記名式のものにはライヒスバンクに於て、第一位を以て擔保に徴し貸付を爲さるるものとし、保險會社も現金有高を以て之に投資を爲し、積立金の十分の一までの債券投資を認められて居る。

フランスの抵當債券の至大なる特権は之に割増金を附することを得る點に在る(定款八三條)。尙ほ抵當債券は無能力者及び村の資金並に公共營造物又は公益的營造物に屬する資金運用の投資物とせられて居る(法四六條)但し割増附債券の發行高は割増なき抵當債券の二分八厘にしか當つてゐない。

アメリカに於ては農業債券は合衆國政府の公物 (Instrumentalities of the Government of the United States) と見做し、之に對し又は之より生ずる所得に對し合衆國國稅・州稅・市稅及び地方稅を免除せられ(法二六條第一號)、又農業債券は一切の供託及び信託金に對する法律的投資物となり、且つ一般公衆の貯金に對する擔保品となり、聯邦準備制度組合銀行及び聯邦準備銀行は農業債券を賣買することを得るものとしてある(法二七條)。

下オーストリア州抵當銀行の抵當債券及び地方債債券は市町村・縣・團體・教會・社團・世襲財産・救貧院其他公の監督に屬する營造物の資金の投資及び後見財産・身元保證並に業務保證に使用せられ得るものとする(定款一五條)。

スペインの抵當債券は公認取引所に於て取引せらるべき公有價證券の資格を與へられて居る(定款九七條第二項)。

イタリア不動産銀行に在りては抵當債券・利子及び當座勘定債權は差押を爲すことを得ざるものとせられて居る(單獨條文三七條)。

第十八章 不動産銀行の附隨的業務

一 附隨的業務の概念

不動産銀行は其の業務活動に付き二つの資源を持つて居る。第一は資本金・準備金及び預り金である。第二は抵當債券の賣出に因りて得た資金である。原則として此の第二資金が不動産銀行の本質的業務の資源となり第一資金が所謂附隨的業務の資源となる。尤も創業當初に於ては先づ拂込資本金を以て抵當貸付を行ひ其の金額が債券の引當擔保に適當なる相當の金額に達したとき始めて抵當債券を發行するを原則とする。然らば此の債券資金の調達せられた後は拂込資本金は其の地位を永遠に債券に委讓して退くであらうか。實は其の否らざる所に不動産金融組織の妙味が存するのである。即ち此の拂込資本金及び積立金の大部分又は一部は共に引續き抵當貸付に使用せられ所謂債券引當超過債權として存在する。此の超過部分が多ければ多き程債券所持人の權利は愈々鞏固となり債券の價值信用は益々昂騰するものである。

元來附隨的業務は本質的業務の執行に便宜を供與し又は右の附帶的商行爲として發生するものに限られる性質のものであるから其の範圍は至つて狭い。其の範圍の狭いのは即ち金融機關の合理化を實

現して居る所以である。何となれば不動産信用及び動産信用の形態を截然と区分し其の機關を嚴密に系統別にするならば、不動産銀行が附隨的又は附帶的に行ふ動産信用其の他の業務の範疇は當然狹隘なるべきを當然とするからである。

二 預金及び寄託業務

何れの國に於ても不動産銀行の附隨的業務は其の範圍を消極的に定められてゐる。我國に於ては立法當初、日本勸業銀行には預り金を許さず唯地金銀又は有價證券の保護預りを爲すことを得るに止めた。保護預りは危険を生ずる虞れなく且つ幾分の收益を收め得べしと云ふのが其の趣旨であつた(勸法三一條)。然るに農工銀行は之に反して定期預り金を爲し又は地金銀・有價證券の保護預りを爲すことを得とした(農二二條)。右は農工銀行は地方的機關であるから之を以て農工業者の貯蓄を奨励し且つ一般地方人の預金の便利を圖らんとしたに外ならぬのである(農法二二條)。其の後明治三十五年以來數度の改正ありて夙に勸・農兩銀行は何れも各種預り金を爲し又は地金銀有價證券の保護預りを爲すことを得るやうになつたのである。但し定期預り金・府縣市の爲めに取扱ふ金錢にして運用を許された公金預り金以外の預り金は拂込資本金を超過してはならぬとする(勸三一條ノ二・農二二條)。

ドイツに於ては抵當銀行は金錢又は其の他の物の寄託を受くることを得と規定して居る(抵當銀行法五

條第一項第五號)。此の預り金に付ては立法以來「寄託せられた金錢總額は拂込資本金の半額を超ゆることを得ず」とし此の制限は我國よりも嚴格であつた。然るに大戰後通貨膨脹時代の影響を受けて金マルクの價值より見れば、從來の各抵當銀行の公稱資本金は甚だ僅少なるものとなつたから此の制限は畢竟無意味のものとなつて了つた。其の結果一九二三年七月十四日の法律を以て此の制限全部を削除せられたのである。然し乍ら立法以來多年此の制限を維持した理由は通貨膨脹の止みたる今日に於ては尙ほ最も適切に當て箴まるのであるから再び預金制限の復活を見るべく計畫中であると云ふ。之は固より當然のことであらう。

我國の法律には保護預りとありドイツ法には寄託とありて後者の範圍が廣い。即ちドイツの抵當銀行は有價證券及び其の他の物を同國民法第六八八條乃至第六九九條に従ひ寄託に依り受入れることが出来る。抵當銀行は民法第七〇〇條に依る變則寄託を受くることが出来るや否や、即ち其の有價證券の所有權が銀行に移轉し銀行は單に同種類の有價證券を返還すべき義務を負ふに過ぎないとする方法を以て寄託を受け得るや否や。之に付ては異論がある。ヒリッヒは此の如き寄託は實際上消費貸借であると反對し、ダンネンバウムは之を積極に解し同じ法文に基きて金錢寄託を引受け得るではないか、金錢寄託は法律上は同様に變則寄託であると云つて居る。尙ほドイツの抵當銀行は所謂保護預りも出来る。即ち有價證券寄託及び預金業務に關する法律の定義してゐるが如く他人に抽斗・戸棚の區切を

貸與して他人の爲めに封鎖せられた寄託品の保管を爲すことも認められて居る。

フランスの不動産銀行に關する法律には不動産銀行の附隨的業務に關する規定は一つも見當らないが、フランス不動産銀行定款に依れば同行は利息附又は無利息にて預金を受入れることが出来る。但し其の預り金は公稱資本金額を超過することを得ずとする(定款二條第一項)。

オーストリアの下オーストリア州抵當銀行は預金の限度を五千萬シリングとし、豫め聯邦政府の認可を得た場合には此の金額を越ゆることを得るものとする(定款二條第七號)。

スペイン抵當銀行に於ては銀行は紙幣及び硬貨に於て何等かの價格・地金及び貴金屬細工・寶石の預入れを受くること且つ當座勘定を開くことを得るものとする(法七條第一項第五・第六號・定款七條第一項第一・第二號)。

オランダのウエストランド抵當銀行の定款には預り金に關する規定は見えない。

スキスのヴォー不動産銀行は一八七四年八月十五日の命令に依り州立貯蓄銀行の管理權を有し、此の貯蓄銀行の貯金を不動産銀行の資源として居る(定款一四條)。

スキスのチューリッヒ州銀行は其の營業範圍の項目中に、(九)當座勘定にて爲す信用の開始、(十一)有價證券及び其の他の有價物の保管及び管理、(十二)金庫抽斗の貸貸を舉げて居る(法八條)。

イタリヤ不動産銀行の信用及び貯金部は一億リラの金額まで貯蓄預金・當座預金・定期預金を受入

れることが出来る(定款一九條)。

アメリカの聯邦土地銀行は格別其の制限が嚴重であつて、株主たる國民農業地金融組合より通貨又は證券の預入れを受くることを得るに止まり、之に對しては利息を支拂はない(聯邦農業地貸付法一三條第六號)。

三 借入金問題

勸業銀行も農工銀行も共に借入金を爲すことは出来ない。蓋し右兩銀行は此の法律に記載せざる業務を營むことを得ずと規定し(勸三三條・農二五條)、別に此の途を開いた明文がないからである。但し唯一の例外として農工銀行は年賦償還貸付金の債權及び其の擔保たる抵當權を擔保として日本勸業銀行より年賦償還の方法に依り借入金を爲すことが出来る(農二四條第二項(一))。往年勸・農兩銀行はコールマネーを取り得るや否やに付て議論を生じた。即ちコールは短期貸付の性質を有するものであるから、コールマネーは禁止すべきものであると云ふ説があつたけれども、結局之を預り金と解し其の形式に依り取扱ひを許されて居る。

(一) 本論第六章 二 不動産銀行間の債權質參看。

其れは兎に角、現在農工銀行が日本銀行と直接取引を爲し得ないのは非常時に於ける金融に至大な

る障礙となつてゐる。從來農工銀行は日本銀行に對しては金融系統を異にしてゐると云ふ理由を以て如何なる擔保を提供しても借入を許されなかつた。其れが爲めに金融恐慌又は金融動亂時代に非常なる苦難を嘗めて來たのであるから、斯かる實驗に鑑み日本銀行と農工銀行と直接取引を爲し一時借入金爲し得る途を開かることは必要であると思ふ。

ドイツに於ては抵當銀行はドイツ農業中央銀行と消費貸借を爲すことが出来る(法五條第一項第七號)。此の業務は一九二六年一月の法律に依り追加せられたものである。ドイツ農業中央銀行は一九二五年七月の同行設立に關する法律に依りて設定せられ、外國、其の當時は特にアメリカ合衆國に於て公債を募集し之を抵當貸付機關に融通することを目的として居た。此の貸付利率はアメリカに於て會社の支拂ふべき利率とし、之に毎年の管理費負擔として五厘を附加し同行と抵當銀行の分擔として居る。此の貸付はドイツの農・林業又は園藝に要する資金に限り抵當權はライヒスマルク約款を以てする金マルクにて登記しなければならぬ。抵當銀行は同社から資金の融通を受くるときには自行の取得せる抵當權を權利質に供するのである。其の性質は恰も我國の農工銀行が其の抵當附債權を擔保として日本勸業銀行より資金の融通を受くると同様の形式に依るものと思はれる。斯くてドイツは大戦後に於ける資金の窮乏を救ひ財界の復興に精進しつつある。

四 土地・建物の取得

不動産銀行は土地・建物を取得し得るや否や、又不動産銀行は債務の代物辨濟として抵當物を任意に取得し得るや否や。我國の法律には之に關する何等積極的なる規定はない。而も兩銀行法には共に此の法律に記載せざる業務を營むことを得すと云ふ一般的禁止規定が嚴存して居るのである(勸三三條、農二五條)。故に勸・農兩銀行は土地・建物を取得し得るや否やが問題となる。之を解決するには先決問題として法律に記載せざる業務を營むことを得ずとした禁止の精神を検討して見なければならぬ。右の法意は勸・農兩銀行に普通銀行の爲し能はざることを爲さしめんが爲めに特權を附與して設立するのであるから、他の銀行の領域に侵入し之と競争するが如きことを禁じなくてはならぬ。然らざれば兩銀行自身の營業も亦危險に陥るであらう。依て本法は列記法を採り條文に明記した以外の業務を營むことを禁止すると云ふに在る。故に普通銀行の領域に侵入しさへしなければ即ち普通銀行の業務と重複せざる限りは、而して法の列記せる業務の範圍内なれば差支なきことになる。然らば不動産の取得の如きは普通銀行の領域に侵入するものでは斷じてない。殘る問題は之が業務として許された範圍内の商行為なりや否やの點に歸する。先づ各國の立法例を見よう。

ドイツの抵當銀行法は抵當權の損失(Vollzug)を豫防する爲め又は營業所設置の爲めにする場合の外

土地の取得を禁止してゐる(法五條第三項)。此の抵當権の損失とは債券の引當となるべき抵當権は勿論其の他の抵當権又は土地負擔(法四〇條)及び物上負擔(一九二三年十二月十四日の信用機關を抵當銀行に變更するに關する命令)等の損失を意味するのである。

フランスに於ては法律にも定款にも斯かる規定は見えない。

下オーストリア州抵當銀行は債權保全の爲め又は自己の營業に供する爲め土地を買入れることを得ると雖も、前者は競賣の手續に依るか又は州政府の認可を要すと規定してゐる(定款二條第一三號)。

スペイン抵當銀行は自己の事務所用として若しは其の貸付金を回収する方法としての外、何等の代償を拂つても不動産を取得するを得ずと規定して居る(法七條第一〇號)。

オランダのウエストランド抵當銀行は其の業務の遂行に必要な營業所の建物を又は損失豫防の爲め必要なるときは抵當物件を買収することを得と規定し、後段の場合は其の物件を適當なる時期に再び賣却することを要するものとする(定款二條)。

イタリア不動産銀行は其の事務所設置の爲め又は競賣の結果既存の債權を確保する爲め必要なる不動産を買入れ又は引取ることが出来る。但し後段の場合には十年以内に之を賣却することを要するものとする(單獨條文七四條)。

アメリカの土地銀行に在りては、(一)業務上必要とし若しは便宜とする不動産又は動産を取得し處分すること、及び(二)抵當土地を債權の代償として取得し若しは抵當權實行の結果之を自行に競買することが出来る。但し右後段(二)の場合には其の所有權を五年以上保有することを得ずと規定してゐる(法一三條第四號)。

以上各國の立法例に依れば不動産銀行が土地・建物を取得し得る場合は唯此の二つの場合あるのみである。此の取得行爲は不動産銀行の本質的業務に伴ふ附隨的商行爲として當然許容せらるべきものである。右に關しては我國の法律に其の明文はないけれども多年の慣習上認められて居る確定的の事柄であつて寸毫も疑を容る餘地はない。

然らば進んで不動産銀行は競買の方法に因らずして任意に其の抵當物を債務の代物辨濟として取得し得るや否や。之に付ては相當の疑義が存する。若しも競賣の過程を経ずして債務者の希望に因り任意に其の抵當物を代物辨濟として取得し債權を消滅せしむるに於ては甚しき弊害を醸生する虞れがある。何となれば競賣と云ふ試練を経るに及ばずとすれば或は不當に抵當物の價格を鑑定して過當なる貸付を爲し、債務者が拂込を延滞するに及びて之を代物辨濟として取得し、其の非を蔽ふことの可能性が伏在するからである。競賣の場合は先づ裁判所の最低競賣價格の決定に依り銀行の鑑定價格及び貸付金額の當不當が概括的に批判せられる。其の後競買人なきが爲めに其の競賣價額に遞減を來しても右は其の時々の景氣・不景氣の影響に因り、需要・供給の關係に因るのであるから、縱令其の最低競賣價

格が貸付元金より低下しても其の貸付金額の決定が不當なりとすることは出来ない。

況んや現在競賣所の機構は甚だ不完全であつて、一部事件屋に其の価格を支配せられ實質だけの價額に賣却し能はざるは天下周知のことである。故に債務者の拂込延滞に因り其の抵當物を處分する場合には必ず之を競賣に付すべきを原則とし、代物辨済として抵當物を取付することは當然禁止せられなくてはならぬ。然し乍ら抵當物が水害・震災等に因り損壊し之を競賣に付するも到底其の目的を達することの可能性なき場合、若しは債務者と協定せる取得價額が普遍妥當性を有し銀行に損害を及ぼさざることの明白なる場合には、費用と時日と手數とを省くが爲めに例外として代物辨済を受くる途を開くことは妥當なりと信ずる。

勸・農兩銀行法には之に關する明文なきことは前述の如くであるが、昭和三年十二月二十八日を以て改正せられた農工銀行規程に依れば、競落に因らずして抵當物件を取得した場合は競落の場合に準じ之を大藏大臣に届出づべしと規定してある(同規程一九條第二項(一))。故に監督官廳は代物辨済の方法を許容せられたものと解するも、之を實行する場合には不動産銀行の本質に照らし最も狹義に最も弊害の起らない場合のみに限定すべきものである。

(一) 明治四十四年七月達の農工銀行規程即ち今回改正前の規程には、競賣に因らずして抵當物を取得した場合の規定はなかつたのである。

五 代理貸付業務

農工銀行は日本勸業銀行の貸付を代理した場合に於ては日本勸業銀行に對し債務者の爲めに債務の保證を爲すことが出来る(農工銀行法二四條第三項)、日本勸業銀行は農工銀行をして貸付を代理せしむる場合には農工銀行をして債務者の爲めに保證を爲さしむるものとする(勸四五條)。此の規定が有名なる所謂代理貸付制度である。此の制度を生じた事由竝に此の業務の狀況は既に勸・農兩銀行の發達の項に於て詳述した通りである。

此の代理貸付は日本勸業銀行の貸付を代理するものであるから、日本勸業銀行の定むる業務規程に準據して行はれなくてはならぬ。此の貸付は年賦及び定期貸付とし借入申込は直接農工銀行に於て受理し、同行に於て鑑定・調査を爲し貸付金額を決定し、其の案を勸業銀行に回付して承認を受け、更に農工銀行に於て證書を作成し、抵當權の設定登記を爲し、現金を債務者に交付するものとする。右貸付資金は豫め勸業銀行より代理貸付基金として農工銀行に回付して置くのである。此の如く鑑定・登記一切の事務を包括的に代理するを以て其の貸付の安全性・確實性・妥當性を保障するが爲めに、農工銀行は債務者の爲めに保證人となり勸業銀行に對して保證責任を負ふものとする(一)。日本勸業銀行は農工銀行に對すると同様の形式と取扱とを以て北海道拓殖銀行・朝鮮殖産銀行及び東洋拓殖會社

を通じて代理貸付を行つてゐる。

(一) 詳細は拙著「全國農工銀行發達史」第四版二〇九頁—二二二頁參看。

六 預り金及び餘裕金の運用

1 我 國

A 運用制限の概念

何れの國に於ても特に法律を以て不動産銀行が自由に處分し得べき金銭は如何に之を利用することを要するかを規定して居る(勅三二條・農二三條・請外國の條文は後出)。此の制限の理由とする所は若しも此の用途を自由にすれば名を餘裕金の運用に藉りて危険なる投機事業に關與して利益を占めやうとする虞れがある。之を自由に置いて置いては如何に他方面の業務に制限を加へても效驗はあるまいと云ふにある。此の業務を爲さんが爲めに資金を調達することを要するや否やは問題でない、既に銀行が預り金と云ふ源泉を有し或は自行資金中自由に處分し得べき金銭を有して居るならば本條(勅三二條・農二三條)に依る投資の可能性を利用することが出来るのである。銀行は自由に處分し得べき金銭の一部を現金有高として無利息の状態を以て自行金庫に保管して居らなければならぬ。一時に多額の預金が引出される可能性が大なれば大なる程現金有高も其れに應じて多額に保管することを要するのである。

B 預け金及び有價證券の買入

手許有高以外に於ては先づ預り金の四分の一以上は必ず國債證券若しは大藏大臣の認可を受けた有價證券を買入れ又は大藏省預金部若しは大藏大臣の認可を受けた銀行に預入れることを要し(一)、其の他の預り金及び營業上の餘裕金は次の如く之を運用することを許されてゐる。然し乍ら現在許されて居る所有有價證券の範圍は僅少であるから、全國農工銀行同盟會は更に之を日本銀行の見返擔保品まで擴張せられんことを希望して居る。全國農工銀行の請願は之を諸外國の事例に徴し大に理由ありとしなければならぬ。

(一) 立法當初は勸銀は一時各種國債證券・地方債證券を買入れ又は日本銀行への預入れのみに限り、農工銀行も同上債券及び勸業債券を買入れ又は他の銀行預入れに限つて居たが、明治四十三年四月の法律を以て本文の如くに改正せられたのである。

C 有擔保貸付

即ち勸・農兩銀行は國債證券及び大藏大臣の認可を受けた有價證券又は農産物・水産物・工業製造品を擔保として手形の割引又は短期貸付を爲すことが出来る。右は明治四十三年四月の改正法律を以て前述の如く勸・農兩銀行に一般預り金を爲すことを認めた結果、増加すべき預り金運用の途を開く必要ありとして前段預り金の四分の一以上の處置と共に新たに之を許容せられたものである。

此の擔保となる有價證券は確實・安全なる少數のものに限られて居る。餘裕金運用の性質上其の範

圍の狭かるべきは當然である。又農産物・水産物又は工業製造品擔保貸付は一面産業振興の目的をも含めて許されたものであるが、實際の運用に於ては農業倉庫證券に依り米又は乾繭擔保の貸付を爲してゐるに過ぎない。而も其の事例は極めて稀有である。水産物・工業製造品擔保貸付の如きは不動産銀行の貸付には不適當であらう。

D 本業部の貸付

農工銀行は定期預り金を資源として有抵當・無抵當を論せず之を以て年賦・定期貸付を爲すことが出來(法二三條第一項第二號)、勸業銀行は同じく定期預り金を有抵當定期貸付に使用することが出來(法三二條第二項)。此の貸付制度は明治四十三年四月農工銀行にのみ與へられ、次いで大正十年勸・農兩銀行任意合併法律の發布と共に、從來定期預り金を本業貸付に使用し得る特權を得て居る農工銀行を合併する關係上新たに勸業銀行にも此の途を開かれたものである。

E 無擔保貸付

勸・農兩銀行は産業組合・重要輸出品工業組合・漁業組合又は其の聯合會に對し手形割引又は當座預金貸越を爲すことが出來る。右は大正六年七月の改正法律を以て産業組合中の信用組合に一面庶民金庫と云ふが如き使命を附與し市街地商工業者に對する金融の途を開くと同時に、亦右信用組合に對し資金融通の途を開く目的を以て制定せられたものである。其の後大正十五年三月の改正法律を以て重

要輸出品工業組合及び漁業組合をも之に追加するに至つたのである。

F 公共團體貸付

公共團體に對する短期貸付の途は勸業銀行に在りては大正十年四月、農工銀行に在りては同十二年三月の法律を以て許されたものである。

G 十人連帶貸付

農工銀行及び日本勸業銀行支店(一)は十人以上の農業者・工業者又は漁業者申合せ連帶責任を以て借用を申出でたときは其の信用の確實なるものに限り無擔保にて短期貸付を爲すことが出來る(勸三二條第四號・農二三條第四號)。右は大正十一年十一月全國農工銀行同盟會に於て請願の結果、同十二年三月法律を改正して之を許されたものである。其の理由とする所は農業者の肥料・種苗・農具買入資金の如きは其の需要は短期にして而も少額なるを常とするから、成るべく之に費す時間と費用とを節約して簡易・迅速に貸出すことを要し、其れが爲めには十人以上の連帶を最も便利とする。是等の者は無産階級であるから擔保を有しないけれども、信用確實なる者が十人以上も連帶するに於ては危険は起るまい。又農工銀行に於ても餘裕金運用上の利益あるに因り旁々以て斯かる金融の途を開き度いと云ふに在つた。

(一) 農工銀行の存在せざる府縣の支店に限る。

II 金庫事務

勸・農兩銀行は府縣市の爲めに其の金錢の取扱を爲すことが出来る(勸三二條ノ二・農二四條第二項)。立法當時には此の如き明文はなかつた。然るに農工銀行は各府縣と密接なる關係に在つたから彼我共に農工銀行に公金を取扱はしめんと企て、創立當時定款作成の際之を問題とした。當時法律上之を認容し得るや否やに付き大藏省内に積極・消極の兩論を生じたけれども結局省議は之を積極に解し、遂に明治三十二年二月の改正法律を以て農工銀行法に明文を設けたのである(一)。其の後大正十年四月勸・農任意合併法律制定當時、從來公金を取扱ひつある農工銀行の合併に備ふるが爲めに勸業銀行法を改正して、同行も亦府縣市の爲めに公金を取扱ひ得るものとせられたものである。

(一) 詳細は拙著「全國農工銀行發達史」第四版二〇二頁—二〇九頁參看。

I 代理店事務

農工銀行は日本勸業銀行の代理店となる事が出来る(法二四條)。此の規定に依り農工銀行は勸業銀行の代理店として勸業債券の募集・元利金の支拂等を取扱つて居る。現行法の下に在りては農工銀行相互間に代理店となることは出来ないけれども、將來法律の改正に依り全國農工銀行は互に其の代理店となり債券元利拂事務等に協力することは必要である。

2 ド イ ツ

A 抵當權の取得・讓渡・貸付

ドイツの各抵當銀行は眞の抵當業務の外に抵當權の取得・讓渡及び貸付を爲すことが出来る(法五條第一項第一號)。茲に謂ふ取得(Erwerb)とは第三者よりの取得のみならず、原始的なる土地貸付に因る取得をも含むのであるから抵當銀行は此の規定に依り貸付を爲すことが出来る。既に存する抵當權を目的とする貸付はドイツ民法第一二七三條以下の權利質の規定に依るべきものとする。此の規定に依る貸付の抵當權は抵當債券の引當擔保とはならない(即ち一〇條乃至一三條の適用はない)。従つて抵當銀行は任意の抵當權の順位及び任意の金額を以て抵當權を取得し之を讓渡し又は既存抵當權の質貸付を爲すことが出来る。建築敷地・公共建物・鑛坑・鑛山等の抵當權を任意に利用しても差支ない。其の根據は此の貸付は抵當債券を資源とするに非ずして銀行の固有資金を利用するにあるから、如何なる場合に於ても債券所持人に直接損害を及ぼすことはない。従つて之が制限を必要としないと云ふにある。従つて債券所持人の保護を目的とする規定の適用はないが、抵當債務者の利益の爲めに存する規定は本項の貸付にも適用ありとしなければならぬ。

然し乍ら本項の貸付業務は現在何れの銀行に於ても餘り廣く行はれて居ないと云ふ。又抵當權貸付(抵當權動産質 Hypothekendarlehen)も時々ある位のものであると云ふことである(一)、其れが當然であ

らう。斯かる貸付は不動産銀行の眞の業務を勵行するに於ては餘り起るべき事柄ではない。

(1) *Damenkunn, Deutsche Hypothekbank, 1928, 2te Aufl. S. 144.*

B 有價證券委託賣買

ドイツの抵當銀行は委託に依り有價證券の賣買を爲すことが出来る(法五條第一項第四號)。抵當銀行は自行債券の販賣に關する業務と關聯して有價證券の賣買の委託を受くることは屢々有り勝ちな事であると云ふ理由を以て、委託に依る有價證券の賣買を許されてゐる。然し乍ら委託賣買の形式が投機に利用されることは避けなければならぬとして定期取引は禁せられてゐる。抵當銀行の委託は有價證券に限り物品委託は禁せられることを要する。但し爲替手形も亦茲に所謂有價證券に數へらるるであらう。

C 證券の管理・取立

抵當銀行は手形・指圖證券及び之に類する證券の管理及び取立を爲すことが出来る(法五條第一項第六號)。抵當銀行は取引先の委託に基き手形・小切手・指圖證券及び之に類似の證券中に指名せられた債務者に呈示して支拂を求め之を受取り取引先に引渡すことを得る。抵當銀行は外國爲替手形の取立をも爲すことが出来る。外國爲替と雖も亦手形の一種である。

D 銀行への寄託

ドイツ抵當銀行は自由に處分し得べき金銭を適當なる銀行に寄託することが出来る(法五條第二項)。其の寄託期間に付ては何等制限はないけれども寄託の性質上正規の貸付となる如き長期のものは避けなければならぬ。

E 自行債券買入

ドイツの抵當銀行は自行發行の抵當債券及び市町村債券並に小軌道債券の買入を爲すことが出来る(法五條第二項)。右は自由に處分し得べき金銭投資よりも寧ろ債券の流通高を減じ又は相場調節を爲さんが爲めに、附屬的商行爲として必要缺くべからざる場合に行はれるものである。但し自行株式の買入は禁止せられて居る。

F 有價證券の買入及び貸付

ドイツの抵當銀行は一八七五年三月十四日の銀行法の規定に依りライヒスバンクの買受くることを得べき手形及び有價證券を買受くることが出来る(法五條第二項)。右同日の銀行法に依ればライヒスバンク(帝國銀行)は満期日三个月にして原則として三人乃至二人の支拂能力ある義務者の保證ある小切手並に遅くとも三个月に額面價額を以て満期日となる國債・ドイツ聯邦債・地方自治團體債の割引賣買を爲すことが出来る。抵當銀行も亦同様の取引賣買を爲し得るものとする(同法五條第二項)。又抵當銀行は一八七五年三月十四日の銀行法に従ひライヒスバンクの貸付を許された有價證券擔保貸付を爲すこ

とも出来る。一八七五年三月十四日法の第一三條第三號に依ればライヒスバンクは利息附として一年後拂のドイツ國各聯邦又は内國公共團體の無記名債券、利息附無記名債券にして其の利息はドイツ國又は各聯邦の保證に依る債券、現在營業を爲せる鐵道會社の全額拂込舊株式及び優先株式並に優先債券、國家の監督の下に立つドイツの農業、市町村又は其の他の不動産金融機關及び株式組織のドイツ抵當銀行の債券を擔保に徴し相場價格の四分の三までの貸付を爲すことが出来(後略)、又同條第四號に依れば右種類の債券を买入ることも出来るのである。此の一八七五年三月十四日法は一九二四年八月三十日の新銀行法を以て改正せられたけれども、抵當銀行法第五條第二項に依り抵當銀行に對しては舊法の適用ありとせられて居る。

G 有價證券貸付

ドイツの抵當銀行は監督官廳の認可を受けた規則に依る限りは各種内外有價證券の貸付を行ふことが出来る(同五條第二項)。自行債券を擔保に徴することは差支ないけれども自行株式のみは商法に従ひ之を擔保に徴することは出来ない。商品も擔保とはならぬ。併し抵當權を擔保に貸付を爲すことは可能である。

3 フランス

A 預け金及び有價證券買入

フランス不動産銀行に於ては少くとも預り金の四分の一は當然、四分の一以上なるときは大藏大臣の認可を得て之を大藏大臣の定むる利率に依り國庫に當座預金として預入れることを要する。但し此の預入は大藏大臣の認むる有價證券を以て代へることが出来る(定款二條第二項第一號)。故に預り金の四分の一乃至其れ以上を以て右の有價證券を買入れ得ることとなる。此の點は我國の不動産銀行と其の例を一にして居るのである。

B 有擔保貸付

右項以外の金額は之を次の如き用途の外に運用してはならぬ(同條第二號)。

- 一 佛國政府公債又は大藏證券の買入。
- 二 同行發行の債券及びフランス銀行の認むる證券を擔保として期限九十日を超えざる短期貸付を爲すこと。
- 三 九十日以内拂にして二名以上の署名者を有し同行を名宛人とした爲替手形、商業手形貸付。但し證券に對する貸付は何れの場合に於ても國庫への預入金を差引きたる預り金殘高の半額を超えてはならぬ(同上第二項)。

4 下オーストリア州

A 預け金

下オーストリア州抵當銀行は信用ある貯蓄銀行若しは其の他の信用ある抵當銀行に金銭を短期預入れることのみを規定し、他に別段の規定あるを見ない(定款二條第八號)。

B 有價證券賣買其他

其の他の附隨的業務は次の如くである(同條第九號)。

- 一 自行發行の抵當債券及び市町村債券の賣買を爲すこと。
- 二 不動産銀行より發行せられた有價證券を州公共團體又は「コンクレンツ」及び市町村又は債務者の爲めに保管すること。
- 三 聯邦及び公共團體の負債を引受くること及び其の他の確實なる有價證券の發行業務に關與すること。
- 四 隨時特別規程に従ひ自行負擔の危険なくして外國貨幣賣買の仲介を爲すこと。

5 スペイン

A 無擔保貸付

スペイン抵當銀行は左の場合には無擔保貸付を爲すことが出来る(法七條・定款二條)。

- 一 州委員會・市及び負債を起す爲め適當に權限を與へられた社團。

右は附加税・特別税又は豫算に計上せる永續的財源を以て保障せらるること、且つ權限の許す範圍

内の金額なることを要する。

- 二 國家・州・市・聯合團體が前項に掲ぐるものと同じ條件を具備するものなるときは、其の債務及び其の支拂に係る支拂命令書を買取ること。

- 三 國家若しは國庫に年賦償還又は之に依らずして長期又は短期の貸付を爲すこと。

B 農工業及び建築助成貸付

スペイン抵當銀行は農工業の獎勵・給水又は建物の築造を目的とする理財的助成業務を行ふことが出来る。之が爲めに銀行は此の目的の何れかを達する爲め政府より權限を委任せられた會社又は適法の權限を有する社團若しはシンジケート及び個人に對し信用を開くことが出来る。尤も此の場合には常に抵當物・質物・若しは其の他の確實なる保證を擔保とすることを要するのである。

此の如き業務は不動産抵當の金融組織に取りては必須條件を構成するものではないけれども、右の資源を調達せしむるが爲めに期限五年を超えざる債券を發行する權能を銀行に與へてある(法七條・定款八條)。

C 有擔保貸付

スペイン抵當銀行は預り金若しは當座勘定として受入れた貨幣を以て國家及び公權的社團の證券を擔保とする貸付及び九十日を超えざる期限の爲替手形割引に使用することが出来る(法六條・定款七條)。

又銀行の固有資金を理事會に於て確實なりと認めて保證を提供する貸付及び割引に使用し又は公債の買入に使用することが出来る(法六條・定款七條)。

D 自行債券の買入

スペイン抵當銀行は自行證券及び債券を取引賣買若しは質入又は之を擔保として貸付を爲すことを得るものとする(法七條・定款五條)。

E 不動産借入管理

スペイン抵當銀行は國家・社團・又は個人に屬する不動産を借入及び管理することが出来る(法七條・定款七條)。

6 オランダ

オランダのウエストランド抵當銀行には抵當貸付以外何等の附隨的業務をも營むことは許されて居ない。

7 スイス

A 無擔保貸付

スキスのチューリック州銀行は市町村・組合及び團體が次の如き必要なる擔保の證明を提供した場合には、無擔保にて消費貸借貸付及び信用を興ふることを得るものとして居る(法一二條)。

- 一 市町村に在りては資産及び納税の状態。
- 二 組合及び團體に在りては其の資産状態又は組合員・團體員の連帶責任又は有限責任。
- 三 特定目的の爲め結合せる多人數に在りては加盟者の連帶責任。

B 有擔保貸付

チューリック州銀行は次の如き業務を爲すことが出来る(法八條第五號)。

- 一 占有質(Pauspfand)・家畜質入(Viehvorpfändung)及び保證引換に爲す貸付。
- 二 手形・小切手及び利札の割引・取立・賣買・外國爲替取引。

ヴォー不動産銀行は最長期一年の期限を以て次の物を質として貸付を爲すことを許されてゐる(定款一二條)。

- 一 ヴォーの不動産質に依り擔保せらるる證券。
- 二 不動産銀行の發行する擔保證券。
- 三 ヴォー州立貯蓄金庫の寄託證券。
- 四 ヴォー州立銀行の寄託證券。
- 五 定款第一五條第一項に依り取得することを認められたる證券(特定の爲替手形其他)。

C 有價證券の賣買

チューリッヒ州銀行は次の業務を許されて居る(法八條)。

- 一 不動産質證券(Grundpfandbrief)の賣買。
- 二 他人の計算にて爲す有價證券の賣買。
- 三 自己の計算にて爲す確實なる有價證券の賣買。

但し工業的企業に参加すること及び有價證券の投資竝に延取引は許されない(法一〇條)。

ゾー州不動産銀行もゾー州の不動産擔保に依りて保障せられて居る證券を賣買することが出来る(定款一二條)。

D 寄託及び管理

チューリッヒ州銀行は次の業務を營むことが出来る(法八條)。

- 一 有價證券及び其の他の有價物の保管竝に管理。
- 二 財産管理及び遺産清算の引受竝に遺言處分(Letzwillige Verfügung)の保管及び實行。
- 三 金庫・抽斗の賃貸。

尙ほ不動産貸付・金庫營業及び商品陳列場營業をも爲すことが出来るのである(法八條)。

ゾー州不動産銀行は次の事項を許されてゐる(定款一二條)。

- 一 國家又は之に屬する行政官廳が銀行に寄託し又は法律命令の結果銀行に寄託せられた證券を保管

し又は必要に應じて之を管理すること。

二 後見裁判所の決定に依り銀行に寄託せられ、後見に付せられ又は財産管理中の證券を保管し且つ之を管理すること。

三 記名證券の寄託を受け又は必要に應じ内規に定むる條件に従ひ寄託を受けた總ての證券を管理すること。

四 一時的の寄託を受くること。

五 銀行が管理することを許されてゐる證券に類する證券を寄託者の爲めに賣買すること。

8 イタリヤ

イタリア不動産銀行の業務は不動産金融部と信用及び貯金部の二部に分れ、何れも獨立會計の許に營業を行つて居るのであるから、後者を附隨的業務と云ふは當らない。右は寧ろ併行的業務と謂ふべきものとする。即ち同行の信用及び貯金部は一億リラの金高まで貯蓄預金・當座預金・定期預金を受入れ之を資源として次の如き業務を營むものとする(定款一九條)。

A 證券又は債券の買入

右預り金の三分の一を下らざる金高を以て國庫債券及び其の他の政府證券若しは政府の保證する證券又は自行抵當債券の買入を爲すこと(定款二一條第一項)。

B 抵當貸付

總預り金よりAに使用せる金額を引去り其の残額の一半は之を第一抵當又は其の他の物上擔保に依り保證せられる貸付及び當座勘定に使用することが出来る(同條第二項)。

C 證券貸付及び證券買入

右残額の他の一半は次の用途に之を使用することが出来る(同條第三項)。

- 一 信用銀行に於ける積極的當座勘定。
- 二 取締役會の決議に依る證券貸付。
- 三 國債證券若しは國家の保證する證券、抵當債券・鐵道證券・市町村及び縣證券其の他取締役會より指定せらるる諸證券の買入。
- 四 取締役會の指定する短期にして且つ適當に保證せらるる其の他の取引。

9 アメリカ

A 公債の買入

アメリカ聯邦土地銀行は合衆國公債を買入れ、又は賣却する以外に許された權能はない(法一三條第七號)。株式土地銀行に付ても亦同様である。

第十九章 附隨的業務の整理改善

一 整理改善の本旨

不動産銀行の附隨的業務は單に其の名稱から云へば第二義的の業務の如くに見えるけれども、右は本質的業務を完全に遂行するが爲めに重要缺くべからざる業務であるから、從來の實驗に徴し尙ほ整理改善を要すべき事項ありや否やを探究・討議して、更に一層其の効果を發揮することに努力しなければならぬ。

二 新規業務の規定

1 土地・建物の取得

我國の現行法には土地・建物を取得し得る場合の規定を缺いて居るけれども、營業の用に供し又は抵當貸付金の損失を豫防する目的を以て土地・建物を取得することの適法性は既に事實上解決してゐるのである。其の顛末は前章に詳述せる通りであるが、疑義を避け明確を期するが爲めに之に關する規定を設けることが必要であらうと信ずる。

2 自行債券の賣買

不動産銀行に對し自行債券を賣買し得る途を開かることも必要であらうと思ふ。之を提唱する理由の經濟的根據は餘裕金の運用よりも寧ろ債券相場の調節を爲すに在る。債券の流通高を減少するが爲めに必要ならば今日でも買入銷却又は臨時償還の方法がある。一時買入は斯かる終局的處分ではなく一時的の便法である。極めて小額なる債券が證券市場に現はれ而も其の買手なきときは、其の債券の相場は不適當に下落し牽ひて他の全般の債券價格に悪影響を及ぼす場合が多々存するのであるから不動産銀行は自衛上常に證券市場に注目して此の如き異常の相場の發生を防止しなければならぬ。債券の市價が常に適當なる價格を維持し變動僅少なるときは更に其の信用を高め新規債券の發行賣出を有利に導く所以となり、自然相呼應して貸付金利を低下し一般公益を増進することが出来るのである。斯くて一時債券を所有するも爾後之を再處分することは極めて容易であるから銀行に取りては餘裕金の運用上誠に一舉兩得である。其の他の經濟的・法律的諸問題は既に第十七章第六債券相場の調節の項に論じ盡した通りである。

3 所有有價證券の擴張

現行法の下に於て許されてゐる所有有價證券の範圍は餘りに狭小であるが爲めに餘裕金の運用上不利不便であるから、之を日本銀行の見返擔保品の範圍まで擴張せられ度いと云ふことは、全國農工銀行同盟會の多年の宿願である。此の程度までの擴張は實際上必要であらう。唯所有有價證券と雖も永久的に所持するものではない。資金關係に因り自然之を賣買するに至るであらうことは自明の道理であるけれども、投機に類するが如き取引は絶對的に禁止せられなくてはならぬ。

4 農業者十人連帶貸付の擴張

十人連帶無擔保貸付は小作人の如き小規模農業者に最も適する制度である。現行法に於ては之に對する無擔保貸付は債券資金を以てする五年以内の定期償還貸付（勸一五條第四項・農六條第一項第五號）と餘裕金を資源とする短期貸付（勸三二條第一項第四號・農二三條第一項第四號）の二種である。多年の實驗上此の種の貸付は定期よりも寧ろ年賦崩濟の方式に依る方が、回收の可能性・確實性多く且つ銀行・債務者相互に取りても利益であると認められる。故に從來の貸付方式をも維持すると同時に更に五年以内の年賦償還貸付の開始をも提唱しなければならぬ。

私は前述の如く十人連帶貸付に債券資金を充當するを不可と認め、之を銀行固有資金を以てする貸付に變更することを希望する者である。故に以上の無擔保貸付は拂込資本金額の十分の一又は二十分の一を超過すべからずとするが如き制限を設くる必要があらうと思ふのである。但し政府より低利に救済低利資金として融通せらるる金額は例外とする。

5 借入金の新設

先づ第一に大藏省預金部より貸下金を受けることを得べき規定を設けらるる必要があらうと信ずる。従来預金部より低利資金を融通せらるる場合には債券引受の形式に依つたのであるが、若しも私の提唱する如く有抵當又は公共團體貸付の資源に充つる場合は従來の如く債券を以て融通を受くることを可とするも、私人に對する無抵當貸付の場合は債券を以て之を受入れてはならぬとするに於ては、當然の歸結として農業者十人連帶に對する無擔保貸付の資源は、之を政府より救済的に低利を以て融通せらるる場合には貸下金(銀行より云へば借入金)の形式を以て受領すべきものとなる。

私は又原則として産業組合其の他の組合に對する無擔保貸付は總て之を産業組合中央金庫の營業に委譲すべきものとするから、新たに預金部貸下金制度を設くるも左して預金部の事務が煩雜にならうとは思はれない。然し乍ら之を不可とし依然として各種組合に對する無擔保貸付をも不動産銀行の營業とするならば貸下金制度は取扱上不便であり且つ煩雜であるから、各種組合及び十人連帶貸付の資源として融通せらるる低利資金は公共債券を新設して、公共債券引受の形式を以て受領することに改め度い。此の場合には同時に公共團體に對する貸付資源として政府より融通せらるる資金も亦同様公共債券を以て受領することに改め度い。即ち此の場合には不動産銀行の債券を純粹抵當債券及び公共債券の二種と爲し、後者は公共團體貸付・各種組合其の他の無擔保貸付金を引當擔保に供することに改むる必要があると考へるのである。

次には日本銀行と直接取引を爲し且つ日本銀行より一時借入金を受し得る途を開かるる必要もあると信ずる。此の理由も既に前章第三借入金問題の項に詳述せる通りであるから、茲には單に其れを援用するに止める。

6 定期預金資源の定期貸付

定期預り金を資源とする本業部の貸付は農工銀行は有抵當・無抵當に拘らず年賦・定期を、勸業銀行は有抵當定期貸付のみを許されてゐることは前述の通りである。不動産銀行の附隨的業務として此の貸付が適當であるか否かを先づ以て決しなければならぬ。

右資源たる定期預り金は毎半年毎に期限の到來し新陳代謝すべきものであるけれども、不動産銀行の定期預金は殆んど貯蓄預金の如き性質を有し其の出入は頻繁でない。其の流れは波の高低に乏しく多年一定の額を維持し増加の傾向にこそあれ減ずる場合は稀有である。他方定期償還貸付の態様を見るに其の年限は五年以内にして其の期限は多種多様であつて、毎月新規貸付は増加すると同時に既存貸付も亦償還せらるるものとする。故に之を彼此對照するに其の性質上定期預金は定期貸付に適するものとしなければならぬ。況や現行法は既に定期償還貸付金の總額を制限して居るのであるから或る程度まで此の貸付を許容せられても決して不安はないと信ずる。殊に此の定期預金使用の途あるに於ては財界の狀況に因り債券發行の困難なる場合に於ける潤ひとなり緩和劑となることは既往の實驗に

徴し明白に實證せられて居るのである。故に此の制度は維持せらるる必要ありと信ずる。然し乍ら此の場合には有抵當定期貸付のみに限り他は總て禁止せられなくてはならぬ。

7 抵當貸付仲介保證

フランス北部抵當銀行の如き業務を我不動産銀行の附隨的業務として新設することは不動産資金化の上に大なる効果ありと信ずる。若しも我國にドイツ法の如き抵當證券制度が採用せらるるならばフランス主義の抵當證券に代ふるに此の抵當證券を以てすべきである。詳細は第二十二章不動産金融仲介保證機關の記述を全部茲に援用して措く。

三 現在業務の廢止

1 農産物・水産物・工業製品擔保貸付

此の業務は不動産銀行の本質に適合しない。從來多年の實驗に徴するに就中水産物・工業製品に至りては殆んど其の取引を見ないから之を廢止するも實際上差支ない。唯農産物中乾繭倉庫證券擔保の貸付は多少活用せられたのであるが、其れさへも微々たるものである。右は其の性質上産業組合貸付に屬すべきものとする。然し乍ら農村振興の必要上取引の多寡に拘らず既存の金融を杜塞するを不可とするならば此の種の貸付は唯一農産物擔保に限るを可とすると思ふ。

2 産業組合其他の組合貸付

産業組合・重要輸出品工業組合・漁業組合又は其の聯合會に對する貸付は一切之を産業組合中央金庫に委讓するを相當とする。金融の系統を合理的に分類するに於ては此の種の業務は當然産業組合の系統に編入せらるべき性質のものである。然し乍ら政策的に既に存せる途を杜塞するを不可とするならば存置するも可なりであらう。

3 工業者連帶貸付

實驗上都市の小工業者即ち無擔保にて營業資金を求めなければならぬが如き程度の者には、信用確實なる十人以上の結合は殆んど不可能である。小作人は土地に對する定着性が濃厚であるから、其の信用も判明し易く且つ其の結合は精神的にも物質的にも堅實であつて共援共助の實效を擧げてゐるけれども、都市の小工業者に在りては斯かる結合性に乏しく、且つ其の店舗の如きも今日ありて明日を圖り難き實情にある。此の制度の設けられて既に三十年に至るも未だ其の實績の擧らないのは全く之が爲めである。斯かる有名無實のものは廢止するに若かずと思ふ。小工業者に對しては切に信用組合に加盟することを奨勵し信用組合の機能に依りて救はるるの外なきものと考へる。

4 金庫事務

金庫事務は農工銀行創業以來原則として廢止するを可とせられ、從來幾度か監督官廳より其の廢止

を命ぜられたるに拘らず押して繼續し來つた歴史的因縁附のものであるけれども、最早今日に於ては之を廢止すべきものではあるまいか。

第二十章 不動産銀行の計算

一 營業年度及び決算

1 我國の不動産銀行

勸・農兩銀行の營業年度は毎年一月より六月まで及び七月より十二月迄とする（勸定款五五條・農定款七四條）（一）。諸勘定の決算を爲すには總益金中より營業費・利息・割増金（勸銀に限る）及び損失を引去り其の殘額を利益金とする。勸業銀行に於ては貸付金其の他債權中回収の見込なきものは損失に算入し動産及び不動産の價格は其の目錄調製の時に於ける價格を以て計算すべきものとする（定款五六條）。

株主總會に提出することを要する書面は財産目錄・貸借對照表・損益計算書・營業報告書及び利益金分配案である（勸定五五條・農定七四條・商法一九〇條）。

（一） 農工銀行の定款は代表的のものとして東京府農工銀行定款に依る。

我國の不動産銀行法は株主總會に提出すべき右書面の記載事項は商法に譲り、別段之を規定してゐないけれども監督官廳に提出する書面には特別規程が設けてある。其の一例として農工銀行規程を擧ぐれば次の如くである。

- 一 毎月大藏大臣に提出することを要する毎月實際報告書には、(一)毎月實際報告表、(二)損益勘定内譯表、(三)雜勘定内譯表、(四)預り金及び餘裕金運用内譯表、(五)府縣金庫勘定毎月報告表、(六)制限一覽表を具備すべきものとする(規程三四條)。
- 二 毎營業年度に於ける利益金分配認可申請書には、(一)準備金及び利益の配當に關する書面、(二)貸借對照表、(三)損益計算書、(四)雜勘定内譯表を具備すべきものとする(規程三五條)。
- 三 業務報告書は營業報告書・貸借對照表・損益計算書・準備金及び利益の配當に關する書面に分ちて調製することを要する(規程三六條)。
- 四 尙ほ銀行が公告すべき貸借對照表は大藏大臣に提出する業務報告書の一部たる貸借對照表と同一の様式に依るべきものとする(規程三七條)。

2 ドイツの不動産銀行

ドイツの抵當銀行法には貸借對照表の記載事項を具體的に詳細に規定してゐる。先づ各別に項目を設けて左の事項を説明しなければならぬ(法二四條)。

- 一 抵當權の引當擔保に供せられてゐる抵當權及び有價證券の總額。
- 二 抵當貸付金の延滞利息の總額。
- 三 所有土地の總價額。但し營業用建物の價額は別に之を記載すること。

四 現金・手形・有價證券の總有高。自行債券及び其の他の債券の總額は別に之を記載すること。

五 動産貸付より生じた債權總額。

六 他店に對する債權總額。

七 額面價格に従ひ計算した抵當債券の流通總額。抵當債券が其の利率を異にせる場合は各種類に従ひ計算した總額。

八 寄託を目的として收受した現金より生ずる銀行の債務總額。

抵當債券を額面以下にて發行したるときは其の較差額の五分の四に相當する額を貸借對照表中借方(資産)の部に記載することが出来る。銀行が抵當債券額面以下を以て買戻した爲めに生じた利益は較差額より控除しなければならぬ。右の如くにして貸借對照表中借方に記載した金額は毎年少くとも四分の一以上を償却することを要するものとする。尙ほ如何なる年度と雖も右に依り貸借對照表の借方に記載した金額は其の營業年度内に收得すべき抵當權の利息より抵當債券利息及び抵當權總額の二厘五毛を控除して得た差額の二倍を超過することを得ず、且つ損失補填の爲めに積立てた金額を超過してはならぬものとする(法二五條第一第三項)。

之に反して抵當債券を額面價格以上にて發行し且つ銀行が隨時償還の權利を拋棄した場合に於て、其の較差額が抵當債券の作成及び交付費用を控除した後額面價格の百分の一を超ゆるときは之を貸借

對照表の貸方(負債)に記載すべきものとする。此の場合に銀行は抵當債券の償還据置期間中の右較差金を据置年數にて除して得た金額を年々處分することが出来る。但し前掲較差損金が貸借對照表中の借方に存在する場合は之を處分することは許されない。而して此の較差益金は抵當債券の額面價格以上の買戻に因りて生じた損失及び額面價格以下の發行に因りて生じた較差損金の銷却に充當することが出来る(法二六條)。

損益計算書には各別に項目を設けて營業年度に於て銀行の取得した抵當權利息、貸付手数料及び其の他抵當債務に従たる給付の總額並に營業年度中銀行が支拂ふべき抵當債券利息の總額を記載することを要する(法二七條)。

營業報告書及び貸借對照表には左の事項を明かにして置かなければならぬ(法二八條)。

- 一 抵當債券の引當擔保となれる抵當權の數。單位を十萬マルクとして抵當權の額に従ひ之を分類すること。
- 二 抵當債券の引當擔保となれる抵當權の總額。農業地及び其の他の抵當債權額、年賦償還貸付に依る抵當權額及び其の他の貸付方法に依る抵當權額、建築用敷地抵當權額及び未完成・未收入の建築中の建物に對する抵當權額。
- 三 營業年度中銀行の申立に因りて行はれた強制競賣及び強制管理の數並に營業年度中行はれた強制

競賣及び強制管理にして銀行の參加した數。

- 四 營業年度中銀行が抵當權の損失を豫防するが爲めに土地を引受くるの止むなきに至つた場合の數並に是等抵當權の總額及び引受けた土地を再び賣却する場合に生じた損益の總額。
- 五 抵當債務者の償還すべき利息延滞の生じた年度並に各年度別延滞利息總額。
- 六 營業年度中に生じた抵當權償還金の總額。年賦償還と其の他の方法に依るものとを分類して記載すること。
- 七 抵當債券の償還に關し銀行の遵守した制限。抵當債券の各種別に從ひ之を記載すること。

3 其の他各國の不動産銀行

其の他各國の立法例は粗密の差異こそあれ何れも大同小異であるから省略する。

二 利益金の分配

1 我國の不動産銀行

勸・農兩銀行は毎年準備として資本の缺損を補ふが爲めに利益の百分の八以上を積立て且つ利益配當の平均を得せしむる爲め利益金の百分の二以上を積立つることを要する(勸法四三條・農法三四條)。本條は普通の株式會社に適用すべき商法の規定(一九四條)に對する特例である。即ち商法に依れば義務準備

は資本の四分の一に達するまでとするも本法は之を無限としてゐる。又年々の積立割合は商法は利益の二十分の一以上とするも本法は準備・利益配当平均と合せて十分の一以上を積立てしめてゐる。正に二倍の重荷となる。此の如く特別に準備金を多からしむる所以は勸・農兩銀行は巨額の債券を發行するから之に對する擔保を充實し銀行の基礎を鞏固ならしめんとするに在る。

勸・農兩銀行は大藏大臣の認可を経るに非ざれば株主に配当金の分配を爲すことは出来ない(勸法四七條・農法三六條)。右は不正・過當なる配當を爲すことを豫防する法意である。

勸・農兩銀行の利益金は次の如く分配すべきものとする(勸定款五七條・農定款七六條)。

- 一 利益金の百分の八以上。損失補填準備金。
 - 二 利益金の百分の二以上。配当平均準備金。
 - 三 右二項の金額を引去り其の残額の内より拂込資本金に對し年百分の五の割合を以て第一配當とする。
 - 四 右三項を引去り其の内より利益金の百分の十以内を重役の賞與金とする。
 - 五 右四項を引去り尙ほ残額あるときは之を第二配當金又は後期繰越金若しは特別積立金とする。
- 損失補填準備金は損失に因り資本金に缺額を生じたときに之を補充するものとし、配当平均準備金は配當金が前記第三項の割合に及ばざるとき始めて之を補充するの用に供すべきものとする(勸定款五

八條・農定款七八條)。

昭和四年十二月三十一日現在の諸積立金は次の如くである。(單位圓)

種 目	日本勸業銀行(合併三行を含む)	全國農工銀行(二四行)
1 損失補填準備金	二七、六六〇、〇〇〇	三三、五二四、六三九
2 配当平均準備金	六、六〇四、〇〇〇	七、六〇七、二〇九
3 特別積立金	二〇、一一六、〇〇〇	二一、〇九六、〇八三
合 計	五四、三八〇、〇〇〇	六二、二二七、九三一

2 ドイツの不動産銀行

ドイツの各抵當銀行の營業年度は何れも曆年に従ふ。今抵當銀行の一つたるマイニンゲンのドイツ抵當銀行の例を擧ぐれば其の利益金は次の如く分配する(定款二二條)。

- 一 少くとも利益金の五分を法定準備金とする。但し右は法定準備金高が資本金の十分の一に達せざる場合に限る。此の積立金は貸借對照表より生ずる損失補填に充つるものとする。
- 二 優先株主は右の残餘額より先づ第一に拂込株式の六分迄を受くる。優先株主は是以上純益に關與しないものとする。
- 三 次に通常株主は拂込株式の四分までの配當を受ける。

四 之に續き新勘定繰越に定められた額又は行員の利益の爲め其の公安施設に委ねられた額、又は其の他の目的に豫め使用せらるべき額を包含する臨時の控除額及び豫備金を控除する。

五 斯くて生じたる剰餘金中より監査役に一割を配當する。此の配當金に賦課せらるる特別賦課金は銀行の負擔として居る。

六 右剰餘金は之を通常株主に配當するものとする。

特別積立金は抵當銀行法第七條に依る引當積立金と爲すことが出来る。

又特別積立金は他の積立金又は法定準備金に移すことが出来る(定款二三條)。

プロイセン中央不動産金融株式會社は利益金は次の如く分配するものとする(定款五三條)。

- 一 準備金。利益金の五分以上一割以内。
但し此の準備金が拂込資本金の五割に達する迄とする。
- 二 優先株主配當金。拂込資本金の八分
- 三 通常株主配當金。同 五分
- 四 第一項の外取締役・監査役の提案に依り株主總會に於て可決した控除金及び積立金。
- 五 右剰餘額の一割を監査役に配當し、
- 六 剰餘は株主に配當するものとする。

一年の利益金が若しも年五分の株主配當金に足らざるときは準備金が拂込資本金の一割以下に減少しない限り、此の準備金を以て年五分の配當を爲し得るまで補充することが出来る。

3 フランスの不動産銀行

フランス不動産銀行の營業年度は一月一日に始まり十二月三十一日に終るものとする(定款八八條)。
利益金の配當は次の如くである(定款八九條)。

- 一 株主配當金。百分の五。
- 二 法定準備金。百分の五以上百分の二十以下。
- 三 任意積立金。株主總會の決議に基き重役會の定むる割合に依る。
- 四 株主配當金。右の剰餘。

五年間支拂の請求を受けない配當金は銀行の所有となる(定款九〇條)。
法定準備金が拂込資本金の半額を超えたときは最早積立を要しない。然し乍ら此の積立金は不時の損失の補填に充當すべきものであるから、其れが爲めに其の割合に減少を來したときは更に積立をしなければならぬ。各年度の利益金を以て五分の株主配當を爲すことの出來ざる場合には其の不足額は法定準備金より支出することが出来る(定款九一條)。

4 スペインの不動産銀行

スペイン抵當銀行の營業年度も亦曆年に従ふ(定款一二八條)。利益は諸種の營業より得た収益より營業に係る費用を差引きたるものより成る(定款一二九條)。抵當銀行の享有する特權が存續する間は國家は次の如き等級に基きて利益の分配を受くるものとする(法一四條・定款一三〇條)。(1)。

- 一 利益が資本の百分の十を超えざるときは國家は何等の額をも受けない。
- 二 利益が百分の十を超過し百分の十一以下なるときは右超過額の百分の五に相當する金額。
- 三 百分の十一以上百分の十二迄は超過額の百分の十。
- 四 百分の十二以上百分の十三迄は超過額の百分の十五。
- 五 百分の十三以上百分の十四迄は超過額の百分の二十。
- 六 百分の十四以上百分の十五迄は超過額の百分の二十五。
- 七 百分の十五以上百分の十六迄は超過額の百分の三十。
- 八 百分の十六以上百分の十七迄は超過額の百分の三十五。
- 九 百分の十七以上百分の十八迄は百分の四十。
- 一〇 百分の十八以上百分の十九迄は百分の四十五。
- 一一 百分の十九以上百分の二十迄は百分の五十。
- 一二 百分の二十以上の超過額に對しては百分の五十二。

(一) 各等級の配當額に其れ以下の各等級の配當額を加算するものと定めてある。

右計算上銀行資本の構成は一九二八年(二)の決算に於ては拂込資本金に既設積立金を加へたものとし、爾後毎年の決算に於ては右の資本構成分子に任意積立金並に定款所定の積立金の逐次増加せる金額を加算するものとする。但し此の算定に關し定款所定の積立金に充つる年額は毎年得たる利益の百分の十を限度とすべきものとする。

(二) スペイン抵當銀行に對する改正法律は一九二八年八月四日施行せられ、同定款は一九二八年十一月三日の勅令を以て裁可せられたものである。

次に利益の配當は左の順序に依る(定款一三一條)。先づ利益金總額より會社の利益に課せらるる直接賦課の總額を控除した上左の通り控除する。

- 一 株主配當金。拂込資本金に對し年百分の六の割合。
- 二 法定積立金。利益の百分の五以上百分の二十以内。
- 三 特別及び任意積立金。理事會の提案に依り總會の決定した金額。
- 四 右殘餘額より理事會の人件費として百分の十を控除する。
- 五 尙ほ總會に於て人員給與額として定めた費目を差引き其の殘額は追加配當金として株主に分配することが出来る。但し右は理事會の提議に依り總會の決議を以て銷却積立金又は資本繰入若しは理事

會の定むる費途に充當することが出来る。

法定積立金が拂込資本金額を超過するに至つた場合には最早利益を積立金に繰入れることを要しない。又如何なる年度に於ても利益金が株主に配當すべき拂込資本金に對する百分の六を生ずるに至らざるときは、其の不足額は之を法定積立金中より支出することが出来る(定款一三二條)。

5 オランダの不動産銀行

オランダのウエストランド抵當銀行は利益を次の如く分配するものとする(定款五二條)。

- 一 株主配當金。拂込資本金の四分五厘。
- 二 特別準備金。右殘額より總會に於て金額を定む。
- 三 右殘餘額より又は前項特別準備金を控除せざりしときは其の殘餘額より拂込資本金に對する四分五厘以上の利益より、(一)其の一割は常務監査役に屬せざる監査役に、(二)九分は常務監査役に、(三)一割七分は取締役、(四)一割五分は損失補填準備金に、(五)四割五分は株主に、(六)四分は發起人に配當すべきものとする。

6 スキスの不動産銀行

スキスのヴォー不動産銀行の營業年度は一月一日に始まり十二月三十一日に終る(定款二〇條)。國家は株主に對し年々最少限度四分の利益配當を保障して居る(定款二三條)。一期の利益より次のものを控除

する(定款二四條)。

- 一 株主配當金。拂込資本金に對する年四分の割。
- 二 評議員會の意見に依る株主の増加配當金。但し配當金が一割に達するときは中止せられる。
- 三 國家が保障に依り支出した株主配當金に當る控除金額。
- 四 銷却・損失補填並に債券發行に要する金額。
- 五 偶發的損失に應ずる爲めの金額。
斯くて尙ほ餘剩あるときは次の如く分配せられる。
- 一 一割乃至三割は準備金。
- 二 五分乃至一割は評議員會の定むる所に依り銀行の全員に分配すること。
- 三 配當金の名義に依る株主に對する給與。

若しも一會計年度の利益金が會社資本に付き保障せられた四分の利息を支拂ふに足りないときは、右に對する補充額は最前記第二號に定むる金額より控除し、尙不足なるときは準備金中より控除するものとする。

チューリッヒ州銀行の利益は五分は積立・四分は國庫に、一分は州の公益補助資金に配當すべきものとする(法三四條)。右積立金は銀行の損失を補填するものとし、之を取崩したときは次年度利益中よ

り國庫金又は公益補助資金に分配を爲す以前に元の額に戻さなければならぬ(法三五條)。州の公益補助資金は第一に天災・事變・傳染病・經濟的恐慌及び之に類似の出來事に因り生じた窮境緩和の爲めに使用し(三六條)、此の補助資金が一年度末に二百五十萬フランを越ゆるときは其の剩餘は養老保險及び廢疾保險金に充つるものとする(三六條)。

7 イタリアの不動産銀行

イタリア不動産銀行は不動産金融部と信用及び貯金部とに分れ毎年別個の決算を爲すべきものとする(定款六二條)。不動産金融部の利益金は之を次の如く分配する(六三條)。

- 一 準備積立金。利益金の五分。但し此の積立金が拂込資本金の五分の一に達する迄とする。
- 二 株主配當金。不動産金融部の拂込資本金の六分迄。
- 三 國家に對する公納金。右殘餘額の二割五分。
- 四 追加準備積立金。其の他の二割五分。但し準備積立金が拂込資本金の五分の一に達する迄とする。
- 五 右殘餘の五割は信用及び貯金部の利益殘額と合併し、之を株主總會の處分に委するものとする。信用及び貯金部の利益金は次の如く分配するものとする(六四條)。
 - 一 準備積立金。利益金の五分。
 - 二 株主配當金。信用及び貯金部の拂込資本金の六分迄。

- 三 追加準備積立金。右殘餘の五割。但し此の積立金が五百萬リラに達する迄とする。
- 四 其の他の五割は不動産金融部の利益と合併し之を株主總會の處分に委するものとする。

第二十一章 不動産銀行組織の整備改善

一 整備改善の本旨

不動産金融制度を整備・改善せんとする目的は畢竟豊富且つ低利なる資金を容易・簡便に融通せんとするに在る。故に不動産金融組織の全體的構成は活物たる各種機關の機能を充分に發揮せしむることを本旨としなければならぬ。我國に於ては本論既に詳述し來つた所に依り明かなるが如く不動産金融の公營若しは相互的機關に缺くる所多く殊に組合的・相互共助的施設に至つては甚だ不充分であるから、産業組合の改善其の他適當なる方策を樹て之を充足する必要があると信ずる。次に我國の結社的機關即ち株式組織の不動産銀行に至つては純粹不動産銀行としては中央に日本勸業銀行を設け各地方に府縣農工銀行を配置し、北海道及び朝鮮には所謂兼營銀行(北海道拓殖銀行・朝鮮殖産銀行)を設け一國の不動産金融組織は外形上完備せるものであつた。

然るに創業二十有餘年後に到り圖らずも全國農工銀行中獨立自存の力に乏しき者を生じ、此の種の銀行を整理するが爲めに勸・農任意合併法の制定となり爾來合併解散するもの二十二行に及び既存の態形は變革せられて了つたのである。故に一國の全體的組織の構成上何とか之を整頓しなければならぬ

ぬ氣運に乗つて居るのである。然らば如何に之を整備・改善するか。現存農工銀行を一舉に勸業銀行に合併消滅せしめんとするものは所謂強制合併主義である。然し乍ら之は畢竟實現の可能性に乏しき主張である。現存農工銀行は存続するも可なり合併するも亦可なりとして統一・分立何れにもせよ當業者の自由意思に放任するものは所謂任意合併主義であつて之を現行制度とする。右は甚だ不徹底であつて斯くては農工銀行の活力を殺ぎ分業の妙用を損するものであると爲し、徹底的分立主義を提唱するものは全國農工銀行同盟會の請願である。此の分立主義は法制上二元的であるから之を統一し一個の法律の許に日本勸業銀行を改造し且つ同時に農工銀行をも之に準じて不動産銀行たらしめんとするものは蓋し經濟攻究會の法制的統一(機關分立)主義である。而して更に一步を進めて勸・農・北海道殖・朝鮮殖産の各銀行法を廢し之を一個の法律の許に單なる長期金融銀行と爲し、之を長期金融中央局の統制に服せしめんと企つるものは經濟制度研究會の提唱する所謂中央機關統轄主義である。茲に於て既に實現性ありと認めらるる整備・改善案は略々出揃つたのである。爾餘考案せらるべき各種改善案も畢竟右と大同小異のものであらう。果して然らば最早此の上は何れの案を採用するか唯斷の一字あるのみと信ずる。

之を諸外國の實例に徴するに既に本論各章に於て詳述した如く一個の統一的・獨占的不動産銀行を有するものはスペインのみとする。從來フランスに於てはフランス不動産銀行一行あるのみと稱せら

れて居るけれども、實は同國にはフランス北部不動産銀行なるものが存在し全國に亘りて營業を爲し且つ北部地方に於てはベルギーの不動産銀行が侵入して貸付を行つてゐるのである。ドイツは元來不動産金融機關の理想的分立主義の國であるが其れでさへ大戦後債券發行の必要上共同的傾向を生じ所謂ドイツ抵當銀行共同團(加盟銀行八行)なるものを組織し、更にドイツ地代銀行信用會社一名ドイツ農業中央銀行を設立し専ら資金吸收機關として活動し、イタリヤに於ては全國的機關としてイタリヤ不動産銀行を設立し、從來全國に亘り營業を營んで居た數個の不動産銀行に對し其の營業區域を限定したけれども、成績思はしからずして幾許もなく右營業區域の制限を撤廢し從來の不動産銀行も亦全國的に營業を爲し得ることに改めた。其の他オーストリヤ・ベルギー・スキス・オランダ等々何れの國に於ても分立主義を採り數個又は數十個の抵當銀行が貸付を營んで居る。アメリカ合衆國に於ては聯邦農業地貸付管理局の統轄の下に十二個の聯邦土地銀行及び四十九個の株式土地銀行を重複的に配置して整然たる體系を整へ、イギリスに於ても珍らしく近年農業抵當株式會社を設立して農業不動産金融を開始した實情に在る。我國に於ても不動産金融組織の構成は機關分立主義を採用することの必要なるは寸毫も疑を容れない所であると信ずる。

二 勸・農任意合併主義

1 其の要旨

勸・農任意合併主義は之を反面より觀るならば任意統一主義又は任意分立主義である。要するに勸・農兩銀行間の關係は之を現狀に放任して其の自然的歸結に委せんとするものであつて、大正十年四月勸・農任意合併法制定以來現行の制度である。即ち銀行當事者の自由意思に依り飽くまで徹底的に自營獨立して發展を遂ぐる力ある農工銀行は存續し、獨立自存の力なき者は勸業銀行に合併して解散するも可なりと云ふ自由放任主義の制度である。我國の不動産金融制度は前述の如く元來中央に全國的大機關を設け各府縣に地方的小機關を置き、彼此同心一體となりて不動産金融に貢獻せしめんとする組織であつた。然るに此の制度は大正十年四月以來遂に變革せられたのである。然らば其の原因は如何なる所に存するか、之より其の由來及び經過を仔細に探究しなければならぬ。

2 任意合併問題の由來及び經過

A 第一次合併問題

勸・農合併問題の歴史的回顧は之を三個の段階に區分して觀察するを便宜とする。農工銀行は明治三十一年一月静岡農工銀行の開業を魁として翌三十二年九月二十日を以て四十五行の開業を見、三十年八月の阿波農工銀行を殿として全國四十六行悉く出揃つたのである。此の四十六行の開業早々貸付業務の漸く緒に着くに及び借入申込の増大するに従ひ否應なしに當面したものは資金難と云ふ大問

題であつた。第一回の拂込資本金は漸く貸付済とならんとした。農工銀行は無制限に定期預り金を爲すことを許されて居るけれども、多年経験を積み信用鞏固なる普通銀行・貯蓄銀行・郵便局の間に加はりて、新參の農工銀行が多額の定期預金を吸収せんとするが如きは事實上不可能であつた。況んや農工銀行の貸付利息の最高歩合は監督官廳の認可を要し一定の制限を受けて居るから濫りに高利を以て預金を吸収することは許されない。残る所は唯本質的業務たる農工債券の發行である。農工銀行は公稱資本金の四分の一を拂込みたる時は年賦償還貸付金高まで農工債券を發行することが出来(法六條)、日本勸業銀行は農工債券を引受けることが出来るのであるから(法二九條)、農工債券の發行は極めて易々たるが如くに見える。然し乍ら實際に於ては勸業銀行の定款には農工債券の引受額は發行總額の三分の一以内に限ると規定して居るから(定款四六條第二項)、農工銀行は自力を以て三分の二を募集し得る場合でなければ勸業銀行の援助を受ける可能性はない。加之勸業銀行は大資本を擁し重役は政府の任命である。官尊の風盛んなる時代には其れ丈けでも勸業銀行の信用は農工銀行を遙かに凌駕して居るのである。然るに當時一般的に有價證券に對する知識に乏しく債券なるものの性質を理解する者稀有なる時代に在りては、割増金と云ふ好餌を與ふるも仍勸業債券の發行は困難であつた。故に政府は預金部に於て勸業債券を引受け其の確實性・安全性を保障すると同時に地方長官に訓令し更に郡市町村長に移牒し勸業債券の普及に勉めたから、勸業債券は中央のみならず地方にも普遍的に認識せらるるに至つたのである。然るに農工債券には割増金の好餌なく其の利率の如きも貸付金利息の最高歩合を制限せられてゐる關係上高率なるを得ないのであるから、右の如き情勢の許に介在して農工債券の發行を企圖することは全く不可能であつたのである。茲に於て全國農工銀行同盟會は第一回大會の劈頭其の決議を以て農工債券發行難の實情を訴へ、勸・農兩銀行の性質上獨り農工債券に割増金を附與せられない理由なきを指摘して之が附與を請願するに至つたのである。之に對し政府は百方農工銀行を慰諭し勸・農兩銀行は恰も親子の如くである。勸銀は一時資金を中央に集め更に之を地方に分配すべきものであるから、農銀は勸業債券の募集に盡力せよ。勸銀は農工債券の引受に應せよ、農工債券に割増金を附與するは勸・農相互間に競争の弊を生じ今日の組織を破壊するものであるとした。引續き展開する勸・農合併論の根本的原因は皆此の勸・農兩債券の間に存する特權の差異に在ることを忘れてはならぬ。故に最早割増附債券に依りて巨額の資金を吸収することの事實上困難となつた今日に於ける合併論と、此の當時の合併論とは自ら其の要素を異にしてゐることに注意を要する。

斯くて翌三十二年十一月の大會には農工債券の發行は斷念したけれども地方産業開發の爲めには借入金を爲しても資金を貸付する必要ありと爲し、農工銀行法を改正して農工債を起し得る途を開かれんことを請願し、此の請願が動機となりて同三十三年三月代理貸付制度の新設を以て一と先づ落着いたけれども其の成績は思はしからず、株金を拂込みて貸付に充て監督官廳の方針に背いて迄も府縣金

庫の取扱を強行し幾分にも貸付資金を得ると同時に収益を擧げんと苦慮したのである。越えて三十四年十一月再び農工債券に割増金附與問題の再燃となり、勸業銀行に同意を求めたけれども無論賛成せられやう筈はなく、又政府に於ても割増附債券に依らずして資金を吸収し得る方策はなかつたから右陳情の結果、明治三十五年を以て勸業銀行は割増附債券の發行に依りて得た資金の半額を農工銀行に融通する途を開かれた。然るに勸業銀行に於ては財産目録調製の際商法の規定に従ひ引受けた農工債券の所有價額は時價に依り計上しなければならぬ。故に農工債券の利率が低ければ自然時價も低落し損失となるから、利率の低い農工債券には應じられないと云ふ結果となり、農工債券の發行難は依然として打開せらるべくもなかつた。同年耕地整理組合法改正の機會を以て農工銀行が従來資金難に苦しんで居るのは農工債券に割増金が附かない爲めであるから、勸業銀行より割増附債券に依り吸収した特權資金を廻させるのは當然であると云ふ趣旨を以て、所謂特別擔保貸付制度が設けられたのであるが、是亦手續の煩雜なるが爲めに代理貸付よりも效果に乏しいものであつた。

明治三十六年にも農工債券割増金附與の問題を惹起し、且つ四十年四月の農銀大會には農工銀行の營業範圍の狹隘なるが爲めに銀行の發展が世運の進歩に伴はざるを指摘して營業範圍の擴張を提唱し之が動機となりて大藏省と銀行間に於て根本的研究が重ねられ、或は勸・農兩銀行を合併して唯一の不動産銀行と爲さんとする案も出たけれども大藏省の審議會で否決せられ、農工銀行間の任意合併案

は實行至難とせられ、勸業銀行の貸付範圍の擴張案は非常なる反對に遭遇して不成立に終つた。最早此の上は勸業債券の募集に盡力して得た資金を融通すること及び郵便貯金を獎勵して其の資金を融通するの外なしと云ふに歸着した。

斯くて同四十年上半期より所謂代理貸付旺盛時代となつたのであるが、同年十月の大會に貸付の目的制限の擴張・資金用途の制限削除並に資金充實の提案となり、之を動機として大會の委員會は農工銀行を合併して唯一の不動産抵當銀行と爲すことを決議し、大會に於ては勸・農合併説の出現をも見たのであるが結局本問題は勸・農兩銀行の將來に係はる大計畫であると云ふ理由を以て政府と共に調査研究して具體案を立てることを委員に付託するに至つた。茲に於て農銀大會委員は討議研鑽の結果勸業銀行の存在するの別に又不動産抵當銀行を設立するものとすれば、殆んど性質を同じうする二つの機關を並立する結果となり却て弊害を醸生する虞れありと爲して之を斥け、新たに不動産抵當銀行を設立し之に勸・農兩銀行を合併する案を立てたのである(一)。然るに本案は實行難と認められたのみならず、監督官廳たる大藏省に於て精細綿密なる研究を重ねた結果今俄かに現制度を革正する必要を認めず暫く現制度を維持しようとして決定せられたが爲めに、第一次統一論は遂に自然消滅に歸して了つたのである。

(一) 日本勸業銀行・農工銀行合併案其の他の詳細は拙著「全國農工銀行發達史」第四版 四二五頁乃至四三四頁參看。

B 第二次合併改造問題

其の後政府の英断に因り農工銀行第一次改造は實現し(一)、同年即ち明治四十三年にも政府より低利資金を供給せられた。翌四十四年の大會に勸・農任意合併説を提唱する者もあつたが研究問題として葬つた。越えて大正二年度より政府の低利資金は缺乏し勸業銀行の代理貸付旺盛時代となつて推移した。大正三年には櫻島の爆發があり之を動機として鹿兒島縣農工銀行より勸・農任意合併論を提出したが問題とならなかつた。大正四年以降歐洲大戰の好景氣を受けて農工銀行も亦多年の資金難より脱するを得た。

(一) 後述絶對的分立主義中の第一次改造の項參看。

回顧すれば十數年間農工銀行は絶えず資金調達のため凡ゆる苦難と戦ひ不動産金融の圓滑を圖るが爲めに努力し來つたのであるが、茲に亦其の正反對の資金横溢難に當面して再び逆の悩みを體驗するに至つたのは不思議な因縁と云はなければならぬ。即ち此の異常なる財界の好景氣の爲めに貸付金の期限前償還が増加し勸・農兩銀行共に餘裕金の運用に軼掌せられたのである。茲に於て積極的に勸・農兩銀行間に業域侵犯の紛議を醸し大正六年に入りては期限前償還は愈々増加し甚しきは償還金が新規貸付金を超過する所もあり、自然勸・農兩銀行間のみならず右兩行對興業銀行との間に貸付の紛議を生ずるに至つたのである。斯くて勸・農兩銀行間の協調も圓滿に整はず畢竟法律を以て兩行營

業の分界を定むるか、然らざれば一と思に合併するか、何れにしても根本的に對策を講ずる必要ありとして大正六年十一月の農銀大會に之を議題と爲し、結局農工銀行の獨立自存を根據として對策を講ずることとなつた。依つて農銀大會委員は約一个月に亘り議を重ね案を練り其の成案を大藏省に提出した。是より先き本問題に付き當局に於ても鋭意調査研究しつつあつたのであるから、之を機會として大藏省の立案を農工銀行に内示するに至つた。

此の大藏省案には詳細なる理由書が附せられてあり大に傾聽すべきものであるが、甚だ廣汎なるものであるから詳細は拙著「全國農工銀行發達史」(第四版四五頁乃至四七九頁)に譲り茲には唯其の綱領を記述するに止める。當時勸・農改善案には次の如き諸説があつた。

- 一 勸業銀行を單なる資金吸收機關とし貸付は總て農工銀行をして行はしめんとする説。
- 二 農工銀行を打つて一丸とするか或は成るべく合併を計り數個の大銀行と爲し、割増附債券發行の特權を與へんとする説。
- 三 勸業銀行と農工銀行との合併説。

右の理由、(一)銀行の資力が強大となる、(二)地方金利を低下し都鄙の金利を平準にする、(三)銀行の經營費を節減し得る、(四)地方黨争の弊を矯正する、(五)勸業銀行の低利資金を以て普通銀行の不動産放資と競争せしむれば幾分普通銀行の不謹慎なる營業方針を改めさせることが出來よう。

四 農工銀行間合併説。

右の理由、(一)人為的區域を撤廢し自然的なる經濟區域とする、(二)中央集權主義は或る程度に防禦する必要がある、(三)或る程度まで合併すれば有力となり經營上有利となる、(四)極端なる組織の變動を避け得る、(五)實行上容易であり或る程度まで集中論を緩和することが出來やう。

然るに大藏省に於ては右は何れも一長一短あるも共に不可と爲し、別に勸業銀行と農工銀行との合併を認容し、且つ農工銀行相互間の合併をも認容せんとする案を樹てた。即ち勸業銀行には從來通り割増附債券の發行を許すけれども其の市街地貸付を制限し、且つ割増附債券に依る資源は之を市街地貸付に使用することを禁止する。農工銀行には債券發行力を資本金の十倍に擴張し市街地貸付を自由と爲し、大體に於て兩者の分野を明かにし、兩々相俟て農工及び不動産金融の大局に處せしめんとしたのである。

右大藏省案の内容を詳述すれば、先づ第一に農工銀行を勸業銀行と同地位に立たしむる爲め次のことを必要とする。(一)債券發行額を十倍に擴張し、(二)營業區域の制限を撤廢し、(三)相互合併の途を開く。第二には兩者の間に主たる活動範圍を區分して相互の立場を明かにすることが必要である。其の爲め、(一)農工銀行には市街地貸付の自由を認め、(二)勸業銀行には之を制限し公共貸付及び農村貸付を其の主たる營業と爲し割増附債券に因る低利資金を専ら之に供給せしむるものとする。

一 市街地貸付。元來勸・農兩行は農工資金の供給を其の主眼とするから市街地貸付の如きは其の營業範圍に屬しないものである。然るに曩日一般不動産の利用を目的とする所謂不動産銀行論が喧しかつたので政府は勸・農兩行に之を兼營せしむる方針を採り法律の改正を見たのであるが、市街地貸付は鑑定が容易であり目的物の價格も高く最も有利であるから將來之を農工銀行の主たる事業とし其の營業を保障するのである。

二 公共貸付。低利の資金を吸収して地方事業の振興を圖り都鄙金融の疏通を圖るのは現下の急務である。府縣其の他の地方公共團體の負擔は比年増加して三億に上り内債のみでも一億六千三百萬圓に達し其の利率は五分五厘以上のもの半額を越ゆる實情に在る。故に低利借換の爲め若しは今後増加すべき支出の爲め其の資源を調達するのは誠に地方公共團體の生存上竝に其の保護の爲め焦眉の急に屬する。其の他地方公共團體に比すべき各種の公共組合に付ても同様である。地方公共團體の負債は其の金額も多く特に低利を必要とするから勸業銀行をして割増附債券に依りて蒐集した低利資金を之に振向けしめ、政府の地方資金と相俟て都鄙金融を疏通し地方事業の振興を期せんとするのである。

三 農村貸付。農業資金は其の性質上長期低利を必要とするから割増附債券に依る低利資金を之に振向くる必要がある。其れには主として勸業銀行をして之に當らしめる。尤も公共貸付・農村貸付に付ては農工銀行の餘力を以て之に當らしむるは何等妨げないのみならず、寧ろ之に因りて資金の普及

を期することが出来よう。

四 勸業銀行法中産業組合貸付に關する規定を削除し別に産業組合中央銀行を設立すること。
以上の實行案を外にして現下に處する良案はない。故に大體右の趣旨に依り勸・農兩行の關係を改善し現狀に急激なる變化を避くると同時に農工資金の供給を潤澤ならしめ、以て都鄙金融疏通の計畫を樹つること大凡左の如くである。

第一 日本勸業銀行及び農工銀行合併に關する單行法を制定すること。

其の法案の骨子左の如し。

- 一 農工銀行は日本勸業銀行又は他の農工銀行と合併することを得。
- 二 農工銀行又は日本勸業銀行が合併せんとするときは大藏大臣の認可を要す。
- 三 合併に因り消滅したる農工銀行の發行したる農工債券は合併後存續する銀行又は合併に因りて設立したる銀行の發行したるものと看做す。
- 四 合併に關し商法の除外例を設け以て合併の手續を容易ならしむ。
- 五 合併の結果不動産登記に及ぼす事項を簡明に決定す。
- 六 存續を欲せず且つ合併を希望せざる農工銀行に對して普通銀行となるの途を開く。
- 七 府縣は農工銀行補助法に依り引受けたる農工銀行株券を産業組合中央銀行の出資に充つべし。

八 産業組合中央銀行法は別に制定す。

第二 日本勸業銀行法に改正を加ふること。

其の要領左の如し。

- 一 市街地貸付金の總高を拂込資本金額及び勸業債券發行額の四分の一に制限す。
- 二 割増附債券に依る資金は之を市街地貸付に使用せしめず。
- 三 産業組合及び産業組合聯合會に對する取引を止め總て産業組合中央銀行に引繼ぐものとす。
- 四 産業組合中央銀行の委任經營に關する規程を定む。
- 五 産業組合中央銀行に對し無擔保貸付の途を開かしむ。
- 六 十人連帶貸付を認む。
- 七 重役の數を増加し重役會の權限を認む。
- 八 地方に評議員を置く。

第三 農工銀行法に改正を加ふること。

其の要領左の如し。

- 一 營業區域制限の撤廢。
- 二 農工債券發行限度を拂込資本金の十倍とす。

- 三 市街地貸付に對する制限を削除し之を自由ならしむ。
- 四 重役の選任に認可を要することとす。

次に右合併の形式は強制・任意何れも可否の理由はあるけれども要するに強制合併は法律上の理論に乏しいのみならず、財産の評定上幾多の紛議を惹起する虞れがあるから大體に於て任意論を可とすると云ふ趣旨であつた。以上は當時の大藏省案の要領である。

大正七年二月全國農工銀行は急遽臨時大會を開き委員を設けて右大藏省案の審議を付託し、同月十三日委員會は本案の内容に付ては尙ほ研究の餘地ありと認むるから政府に於て相當の調査機關を設け更に充分熟議せられ度く、特に急遽を要する問題でもあるまいから今期議會の提案を見合せられ度く、勸業銀行との接觸問題は政府に於て相當考慮を煩され度き旨を陳情することを決議した。時の大藏大臣は此の陳情を俟たずして之を諒とせられたから茲に第二次合併問題は終末を告げたのであつた。

C 任意合併法成立の由來

前述の如き事情の許に第二次合併改造問題も終熄し、大正七・八年の財界は異常なる好景氣に推移したが、大正九年三月の恐慌を受けて再び農工銀行は資金調達のため努力を要することと爲つた。其の頃から農工銀行中獨立自營の困難なる者は、密かに政府に通じて勸・農合併を策謀したものの如く、大正十年二月政府は突如として勸・農任意合併の途を開くことに方針を決し、其の法律案の要領

を恰も當時開會中の農銀大會委員に内示せられた。眞に寢耳に水と云はうか晴天の霹靂と云はうか事の意外なるに驚いた農銀の實行委員は急遽大會を招集して之が對策を議した。農銀同盟會の三團體の内中部同盟會は絶對的反對論を持し(京都を除く)、西部同盟會は内示案に賛意を表し、東部聯合會は此の間に在りて賛否を留保し農工銀行中合併を希望する者あるに拘らず、飽くまで大會の決議を以て反對するは同僚の誼みとして面白くない、故に此の際は寧ろ獨立して行く者に對する將來の壓迫・脅威を取り除き、又合併する銀行にも可及的有利なるべき條款を研究することが急務であらうと爲し、此の場合に賛否を票決するが如きは畢竟徒勞であると唱へ其の態度は甚だ微溫的なものであつた。

斯くて農銀大會は十六名の委員に付託して對策を練り熱論熟議の上、(一)本案の議會提出を一個年延期せらるるやう政府に陳情すること、(二)若し陳情の結果延期せられざることが明かに爲つたときは議案修正に付き更に協議することに決し、陳情委員の活動となつたが、時の大藏大臣は既に本案は閣議を経、議會提出の御裁可を仰ぐ手續中であつて不日議會に現はれることになつて居るから、今更此の如き陳情は採用し難いと言明せられたが爲めに遂に陳情は打切りと決し、議案修正の如きは立脚點を根本的に異にせる者の協議し得べきことにあらずと爲し、結局各行の自由問題に委して悲憤慷慨の裡に大會は閉ぢられたのである。茲に於て合併反對派は急遽同志を糾合し全員二十九名の代表者は結束して猛烈なる反對運動を起したけれども、同年三月五日遂に此の法律案は衆議院に上程せられ同

月十三日奇襲的に同院を通過したのであつた。

3 勸・農任意合併法律の精神

時の大藏大臣は衆議院に於て勸・農任意合併法律案制定の趣旨を次の如くに説明せられた。即ち近時農工銀行中には農工債券の發行が容易でない爲めに資金を得るに苦しみ貸付の普及を圖るに不便がある。故に自然勸業銀行に合併を希望する者も少からず現はれて來た。思ふに勸・農兩銀行が二つに分れて中央地方の分野を明かにして活動するのは兩行設立當初の精神であつた。當初此の如き分野を設けたのは中央集權の機關だけでは地方の事情に精通を缺くから隨つて地方農民の需要に應じて資本を融通することが善く行亘らないと云ふのが一の主なる理由であつた。然るに今日では設立以來二十有餘年の星霜を経て勸業銀行も地方の事情に充分通ずるやうになり地方では勸・農兩銀行競り合ふやうな状況にもなつて互に競争を避くる必要を感じて或る條件の下に活動して居るやうになつた。斯様なる次第で最初の中央集權の機關では地方の事情に精通しないと云ふ懸念は最早なくなつた。故に農銀中に貸付資金を得ることが甚だ困難であるから勸銀に任意合併をし度いと希望するものがあれば之を合併し、勸銀の強大なる資金を以て低利長期の貸付に努めさせたならば地方農工金融を圓滑にする上に於て裨益する所大なりと考へる。然らば兩者の合併を爲し得る途を開くことは我國經濟界の趨勢に照して最も必要なることである。

其の合併の方法は任意とする。農銀自ら充分なる活動を爲し得るものは從來通り矢張り之を存続せしめる。或は合併の結果資金が中央に集中し却て地方に於ける資金の普及を妨げると云ふ説もあるが此の懸念に對しては農銀の合併した地方には必ず支店を設くる義務を負はせ、支店には地方參與を置き其の貸付業務に參與せしめる。又政府は地方監理官を置き支店貸付金分布の公平を期せしむる等諸般の施設に周到なる注意を拂ふ外、更に割増金附勸業債券の發行に依りて得た資金は特に低利に主として農業・公共團體・各種組合及び十人連帶貸付に向け以て地方貸付資金の潤澤と普及とを圖らうとするのである。斯くて合併を好まない農銀に對しては、勸・農兩銀行間に現存する一口三千圓以下の貸付には勸銀は手を出さぬと云ふ協定及び割増附債券に依る募金の半額を割いて農工債券に應ずると云ふ協定の如きは依然として從來の如く存續して行く。或は勸銀の強大なる力を以て農銀を壓迫すると云ふ説もあるが左様なことは必ず起さしめない。唯農銀が割増附債券資金を得た場合に於てのみ其の資金の用途に勸銀同様の制限を附するものとする、等云々と。

此の法案は十八名の委員に付託せられたが其の委員長の報告に曰く、此の法律が成立し合併を欲する者を合併したならば其の結果どう云ふ利益があるかと云ふに、今まで資金に行き詰まつてゐた銀行に對しその資金を潤澤にすることが出來、幾許か農銀時代よりも金利を低くして農業經濟の發達に貢獻することが出來やうと云ふのが一大眼目である。合併を欲しない農銀の當事者は隣縣が合併せられ

たが爲めに金利が廉くなる。其の他種々力ある行動を取られては合併を欲しない者は壓迫を受くる虞れがあると云ふが、政府は誠意ある答辯を爲して決して其の存在を危くするやうなことは斷じてやらせない、例へば各府縣は多額の農銀株を持つてゐるが決して無理は強ひない。又勸・農兩行間の貸付制限に就ても充分此の經濟狀態に鑑みて出來得るだけ他の壓迫に對する障壁を築かう。何處までも誠實に之に當ると云ふ政府の辯明を信する限りに於て此の法律案に賛成するに吝でない」と。

此の法律案は貴族院に於て十五名の委員に付託せられた。委員會は參與を單なる顧問と修正し、本會議も此の修正案を可決し、兩院協議會に於て衆議院も之に同意を表したので同年四月二十二日確定法律となつて現はれた。

4 合併せる農工銀行

斯かる實情の許に勸・農任意合併法律は反對派の熱烈なる運動を排して制定せられ、同年初秋山梨を劈頭に佐賀・防長・福岡相次いで合併し、翌十一年には島根・鳥取・讚岐・兩羽・富山・福井・土佐・沖繩・石川・静岡・新潟・京都・秋田に及び、大正十二年上半期には青森・和歌山も合併するに至つた。然るに爾來滿四年間一行と雖も合併せるものなく合併問題は全く打切の状態に在つたが、昭和二年六月又もや千葉の合併を見、次いで同年十二月肥後の合併となり、越えて昭和四年四月長崎の合併を殿として遂に二十二行は合併解散して了つたのである。既に説述した如く最初合併法律案に觸れた當時は西部會は

大體贊意を表し東部會は贊否未決定と稱し最も猛烈なる反對者は中部會であつた。然るに卒先して合併するが如くに見えた銀行は却つて獨立自營の基礎を張り、熱狂的の反對論者であつた銀行が驕然として合併したが如き世相の果敢さを如實に暴露したものであつた。

今冷靜に合併の動機を批判すれば果して其の合併が地方金融を更に一層完全に達成するが爲めに企てられた公明なるものであつたか、或は重役の個人的地位の將來や利害の打算乃至環境の情實等に支配せられた傾向はありはしなかつたか。之に付て論すべき資料は多々あるけれども私は今敢て之を詳述することをしないであらう。其れは兎に角、斯くて合併せる農工銀行は二十二行に達したが合併銀行の實力は全體から見れば次の如きものであつた(一)。

- | | |
|-----------|--------|
| 一 公稱資本 | 三割一分六厘 |
| 二 拂込資本 | 三割一分一厘 |
| 三 諸積立金 | 三割四分 |
| 四 直接貸付金 | 二割六分三厘 |
| 五 代理貸付金 | 四割九分九厘 |
| 六 右貸付合計 | 三割二分四厘 |
| 七 農工債券發行高 | 二割一分二厘 |

八 諸預り金現在高 二割九分六厘

(一) 右表は大正十年上半期末現在農工銀行四十六行の營業成績を採り、其の後合併せる二十二行と他の二十四行との實力の比較を右上半期末現在に於て表示したものである。

三 勸・農強制合併主義

1 強制合併論の根據

強制合併論は要するに農工銀行を強制的に勸業銀行に合併消滅せしめんとするものであつて、其の根據とする理由は畢竟次の五點に歸する。其の詳細なる説明は特に省略する。

- 一 今や勸・農兩銀行は重複機關と爲りし故農工銀行は無用なること。
- 二 農工銀行は株主に對する配當利益を收むる必要上徒らに貸付金利を高むること。
- 三 農工銀行は各自僅少なる債券を濫發するに因り債券利率を低下し能はず、之を勸業銀行に合併統一すれば低利潤澤に資金を吸収し得べきこと。
- 四 農工銀行を勸業銀行に合併すれば貸付金利は低下すべきこと。
- 五 不動産銀行は之を合同統一して大資本組織の下に經營するの優れるは多言を要せざること。

2 強制合併反對論の根據

前項強制合併論に反對する論者の根據とする理由は大略次の如くである。其の詳細なる説明も特に省略する。

- 一 強制合併は憲法保障の財産權を侵害するものなること。
- 二 勸・農兩銀行は重複機關なるを以て農工銀行は無用なりとする合併論は實情に徹せざる僻見なること。
- 三 農工銀行は配當利益を收むる必要上貸付金利を高むると云ふ非難は事實無根なること。
- 四 農工銀行は各自僅少なる農工債券を濫發するに因り債券利率を低下し能はず、之を合併統一すれば低利潤澤に資金を吸収し得べしとするは實情を解せざる獨斷論なること。
- 五 農工銀行を合併するも貸付金利は低下せず・現狀に於て近き將來勸・農兩銀行の金利は同率となり得べきものなること、及び現在農工銀行の貸付金利は決して高率ならざること。
- 六 不動産銀行の合同統一は國家經濟上不利なること。

四 絶對的分立主義

1 其の要旨

不動産金融機關の絶對的分立主義は全國農工銀行同盟會の主張であつて、大正十一年十一月以來眞

摯熱烈に主張し絶えず之を政府當局に陳情請願し其の實現を期してゐる所のものである。絶對的分立主義は即ち勸・農非合併主義である。其の眞の目的は新たに不動産銀行法を制定して現行農工銀行法を廢止し、現在農工銀行を右新法に依る不動産銀行たらしめんとするに在る。其の當然の歸結として現行勸・農任意合併法律の廢止を期するものとする。農工銀行同盟會は巧みに對外的關係に言及することを回避し、勸業銀行法に付ては一言も之に觸れず唯自行の法律的基礎の安定を企圖するのみである。故に必ずしも新たに不動産銀行法の創設なしと雖も現行農工銀行法を理想的に改正せられ、且つ勸・農任意合併法律を廢止せらるるに於ては全國農工銀行年來の主張は貫徹するのである。従つて表面に現はれてゐる全國農工銀行同盟會の主張は法制上二元的である。即ち日本勸業銀行法と不動産銀行法との對立若しは前者と農工銀行法との對立を希望してゐるのである。

然し乍ら全國農工銀行中既に合併消滅に歸した地方は二十二府縣に達して居る。故に分立主義を純理論的に實現するに付ては此の缺けてゐる地方に新たに不動産銀行を設立しなければならぬ。併し此の如きは實際上實現の可能性なきことであるから、私は寧ろ此の際農工銀行の營業區域を撤廢し且つ農工銀行相互間の合併を許し、各行自發の意思に依り自然的・經濟的合同を遂げしむるを可とするものと思ふ。

2 改造問題の由來及び經過

A 第一次改造

全國農工銀行が其の改造を要求し眞に甦生した新不動産銀行たらんとする宿望は一朝一夕のことではない。故に其の改造問題の由來及び經過を詳述し絶對的分立主義を主張する根據を順次詳論しなければならぬ。前述の如く第一次勸・農合併問題の終熄した後は全國農工銀行は當年の急務たる資金問題に熱中し、政府は明治四十一年に入りて預金部の資金を同四十二年五月に至り爾後毎年郵便貯金の自然増加額の四分の一及び獎勵増加額の二分の一を標準として之を融通せらるることになつた。然るに斯くて調達した資金も農工銀行法には貸付金の用途を農・工業の發達・改良のみに限定して居るから、縦令借入先が公共團體であつても其の學校・道路・衛生等の設備に要する資金は之を供給することが出來ず、又市街地不動産所有者には其の需要が如何に切實であつても之に資金を融通することは不可能であつた。故に都市不動産所有者の要求を満たすと同時に農工銀行自體の發展を圖るが爲めには此の如き不自然なる資金用途の制限を撤廢しなければならぬと云ふ要求が當時盛んに輿論となつて來たのである。

茲に於て全國農工銀行同盟會は明治四十二年十月以來三度此の制限の撤廢を政府に請願して已まなかつた。依て政府は之を採納し明治四十四年三月法律を改正し從來の貸付の目的及び其の用途の制限を撤廢し農工銀行を改造して一般的不動産銀行に變更せられたものである(一)。